

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第九号

昭和六十三年十月十七日(月曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君

理事 瓦 力君

理事 藤波 孝生君

理事 村山 喜一君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君

理事 小沢 辰男君

理事 岸田 文武君

理事 志賀 節君

理事 田原 隆君

理事 玉沢 一郎君

理事 中川 秀直君

理事 西田 司君

理事 葉梨 信行君

理事 原田 憲君

理事 前田 武志君

理事 谷津 義男君

理事 山下 元利君

理事 伊藤 茂君

理事 坂上 富男君

理事 山下 八洲夫君

理事 小谷 輝二君

理事 宮地 正介君

理事 和田 一仁君

理事 正森 成二君

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田 悠紀夫君

外務大臣 宇野 宗佑君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 中島 源太郎君

出席政府委員

運輸大臣 石原 慎太郎君

建設大臣 越智 伊平君

自治大臣 梶山 静六君

国務大臣 中尾 栄一君

(国務大臣) 内海 英男君

(国土庁長官) 勝村 坦郎君

経済企画庁長官 海野 恒男君

計画局長 富金 原俊二君

経済企画庁調査局長 公文 宏君

国土庁長官官房長 片桐 久雄君

国土庁土地局長 藤井 正雄君

法務省民事局長 根来 泰周君

法務省刑事局長 松浦 晃一郎君

外務省経済協力局長 齊藤 邦彦君

外務省条約局長 寺村 信行君

大蔵省主計局長 水野 勝君

大蔵省主税局長 角谷 正彦君

大蔵省証券局長 伊藤 博行君

国税庁次長 丹羽 晟君

運輸大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官 眞嶋 一男君

建設省都市局長 三谷 浩君

建設省道路局長 芦尾 長司君

自治省行政局長 浅野 大三郎君

自治省行政局選挙部長 津田 正君

自治省財政局長 湯浅 利夫君

自治省税務局長

委員外の出席者

地方行政委員会 大嶋 孝君

調査室長 大蔵委員会調査 矢島 錦一郎君

室長

委員の異動

十月十七日

辞任

熊谷 弘君

宮下 創平君

山口 敏夫君

野口 幸一君

玉置 一弥君

同日

辞任

前田 武志君

谷津 義男君

保岡 興治君

阿部 未喜男君

安倍 基雄君

補欠選任

前田 武志君

谷津 義男君

保岡 興治君

阿部 未喜男君

安倍 基雄君

補欠選任

熊谷 弘君

宮下 創平君

山口 敏夫君

野口 幸一君

玉置 一弥君

本日の会議に付した案件

税制改革法案(内閣提出第一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費税法案(内閣提出第三号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費税法案(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、税制改革法案、所得税法の一部を改正する法律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員 おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。

きょうは、十四日の審議と一転いたしました。不公平税制の是正の二巡目の質問に入ります。

後ほど具体的に御質問をさせていただきますが、その前に、十四日に開かれましたリクルート問題の集中審議におきまして幾つかの新たな事実も出てまいりましたし、国民の関心は今やまさにこれに集中しております。こういうふうな理解をするわけでございまして、その点について一、二お聞きをさせていただきます。

まず、昨日十六日に竹下総理が秋田で記者会見をされました。その報道がけさの各紙に具体的に掲載されておったわけでありますが、その中で竹下総理は、このリクルートコスモスの未公開株の譲渡の問題で、宮澤副総理、大蔵大臣が自分の名義であるということをお認めになられたわけでございしますが、そのことに対して竹下総理は、極めて政治倫理上これは遺憾なことである、こういう談話を出されたわけでございます。

私は、もちろん政治倫理という問題、これはもう当然のことでございますが、一連の今回のリクルート問題に当たってまいりました経緯からいいたしまして、現職の副総理、大蔵大臣が、いわゆるこの未公開株は自分名義であるということをお認めになつた。しかも、審議の過程でしばしばその事実関係を各委員がただしてきたわけでござ

います。都度あいまいにされながらようやく自分名義をお認めになった。重要な大臣とこのポストにあられる宮澤大臣がこの期に及んでこの事実を認められた。大変大きな国民の不信を今増大させておられます。

そういうことを考えますと、単に政治倫理の責任だ、あるいは政治倫理上の問題として遺憾であるというだけでは済まされないと私は思うわけでございます。極めてこれは行政上の重要な責任問題ではないのか、こういう認識に立つわけでございます。

改めて竹下総理のそのことに對するお考えをまずお聞きしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 昨日、秋田におきまして記者会見、これは正式な記者会見がございました。そのとき私がお答えいたしましたことに触れてのお尋ねでございます。

私は、今回の問題につきましては大体四つの側面があるのではないかと。すなわち、証券取引法に關連する問題、それから課税上の問題、それから刑事上の問題、さらにやはり政治的責任の問題、この四つの問題が問題とされておるのではないかと。こういう前提を置きました。したがって、政治家というものは、特に情報等の集まりやすい立場にある職業人としての、個人のみなならず周辺も含めて、絶えず政治家としての倫理綱領というふうなものを念頭に置いていかなければならぬものであるということを述べた次第でございます。

今さらにお尋ねは、行政上の問題、こういうこととでございますが、やはりそれ以前の問題として、私自身も含めてどうかということがございます。そういう点は、やはり倫理の確立といえますか、絶えず身を律しておることによって今のようない問題もなく済むということになるのじゃないかなというふうな思っております。

○中村(正男)委員 今この国会は言うまでもなく税制国会でございます。既に政府は税制改革六法案を提出をいたしております。その法案作成あ

るいはこの審議をめぐっての最大の責任者は宮澤大臣でございます。しかも既に今日まで論議をされてまいりましたいろいろな問題の中で、株式取引をめぐるいわゆる譲渡益に對して非課税だということでの国民の大きな不満等々を考えますと、そういう税制国会の最大の責任者である大臣が、この時点でこういう問題を引き起こされて、まあだれでも失敗はあるよ、気がつかないか、たことがあつたよという簡単なことで済まされるべき事柄ではないと私は思うわけでございます。行政執行上極めて、この税制国会の論議の責任者としても私は責任を重要に受けとめていたのだと思つておられます。そういう意味合いでは、今の総理の御答弁は大変焦点をぼかした形で、証券取引法との関係とかそういうところに持っていこうとされておることについては私は承服はできません。

この問題についてはまた具体的にいろいろの立場から論議がされていくと思いますが、私はその中で、今言われました証券取引上の問題、この問題に限っただけでも今回の事柄についての責任は大変大きいと思います。その点について事実関係をたてていきたいと思いますので、以下ひとつお答えをお願いしたいと思います。

まず、ことしの九月、大蔵省の証券局長の名前で出されております「顧客の行いいわゆる仮名取引の受託について」という日本証券業協会会長あての指導通達、このことと大変重大なかわり合があると思はれます。この通達の内容を改めてここで読んでみたいと思つております。

蔵証第一六〇一号 昭和六十三年九月十三日

日本証券業協会会長殿 大蔵省証券局長 角谷 正彦 顧客の行いいわゆる仮名取引の受託について 標記のことについては、既に昭和四十八年三月十五日付蔵証第七三七号及び昭和四十九年五

月十七日付蔵証第七七六号をもってその自衛方指導を行つてきたところであるが、最近、株式取引に關し、一部の証券会社の従業員に、仮名取引であることを知りながら多数の口座を開設したり、あるいは、

ここが大事なところでございますが、自己と特別の關係のある者の名義を使用させる等の行為が見受けられたことはまことに遺憾である。このような行為は、取引の公正を阻害するとともに、証券界全体に対する社会的信頼を失墜させることも懸念され、厳に慎むべきである。

ついで、今後の株式の仮名取引の取扱ひ等について下記のとおり通達するので、上記通達の趣旨をさらに徹底することとあわせて、貴協会所屬証券会社に周知徹底方お取り計らい願ひたい。

○角谷政府委員 本年の九月十三日付で今委員御指摘の通達を出しました。この趣旨は、広く一般投資家が参加する証券市場の公正を確保する、また、インサイダー取引等の不正取引を防止するといったために証券会社の内部管理体制を充実する、ということがぜひ必要である、こういった趣旨から、株式の仮名取引の受託を禁止する、こういった趣旨の通達を出したわけでございます。

○中村(正男)委員 さかのぼりまして昭和四十八年三月十五日に、蔵証七三七号、先ほども少し触れましたが、ここでは「今般衆議院大蔵委員會の有価証券取引税の一部を改正する法律案に對する附帯決議に關し」、「無記名もしくは架空名義による有価証券取引を排除するよう一層努力すべきである」旨の決議がなされたことにもかんがみ、仮名取引の受託等の自衛について、その趣旨をさらに徹底させるよう貴管下証券会社を指導されたら、こういう財務局長あての通達を四十八年に

出してあります。さらに、四十九年五月十七日、先ほども言いましたが、七七六号で、ここでは「上記のような行為の絶滅を期されるよう格段のご協力を賜わたくお願い申し上げます。」という同趣旨をさらに強くした通達として指導がなされておるわけでございます。

四十八年、四十九年、そして今回の九月のさらなる通達、こういう通達の内容について、今回の宮澤大臣が架空名義といいますが、いわゆる仮名取引に値するような行為をなされたことについて、これは抵触をするのではないかと、いうふう

に思つておられますが、どうですか。 ○角谷政府委員 証券局長の通達は、これは先ほど御説明した趣旨で申しましたように、証券会社においてそういう行為を行つ、証券会社を通じて広く一般投資家が参加する市場の取引が行われるわけでございますが、その証券会社の内部管理体制をきちんとしておることによりまして、インサイダー取引でございますとかあるいは証券従業員が仮名取引あるいは借名取引に加担するといったことのないように証券会社を指導するといった内容のものでございます。

そういう意味では、今回の問題になっております取引というのは、どちらかといつて店頭登録前の未公開株の相對による取引でございます。証券会社を通ずるものではないわけでございます。そういう意味では、この証券業協会会長に出しました証券会社に対する通達といった問題とは対象を異にするといったものでござい

ます。 ○中村(正男)委員 全くそういう答弁は理解ができません。これは三度にわたる自衛通達に明らかに反するわけでございます。第一、私は、宮澤喜一氏という人はいわゆる普通の顧客なのかどうかという点が最大の問題点だろうと思つております。言うまでもなく、大蔵省を統括し証券局長に對して具体的な指導の立場にある大臣でもござい

れまた最高責任者でもあるわけでありすから、  
そういう大蔵大臣という立場からして、まさにこ  
れは通達破りのきわめつきの私は今回の問題では  
ないのかというふうに認識するわけですが、宮澤  
大蔵大臣はどのように受けとめておられますか。

○宮澤国務大臣 先週御報告いたしましたこと  
は、私はまことに軽率なことでありましたし、監  
督の不行き届きは申しわけないことだと重々考  
えております。殊に私のたゞいまの立場におきま  
して一層にそう考えておりますが、たゞいまの点  
は、証券局長から申し上げましたように、いわば  
証券会社相手のことではございませんで、相対の  
ことであつたということではございませんで、その  
点では通達に違反ということはないと存じます。  
ただ、かといつて、決してこれは正常なことでは  
ございませんで、申しわけないことだと思つて  
おります。

○中村(正男)委員 それでは、幾つかの事実関係  
をもう一度尋ねていきたいと思ひます。

まず、今回の取引に重要なかわり合ひを持  
たれた河合康文氏というのは大蔵大臣とどうい  
う関係にあるのか。そして、またもう一人の、秘書  
であつた服部恒雄氏、これも大変かわつてお  
られるわけではございませんで、先ほどの通達の文書  
からいいますと、いわゆる自己に關係ある人、ま  
さに宮澤大蔵大臣の直接關係のあるそれその人  
物であります。そういう点からも、私は、この通  
達の趣旨に重大なかわり合ひがあるというふう  
に指摘しておきたいと思ひます。

二つ目は、河合氏は服部名義の口座を開設し入  
金させた、こういうことが審議の中で明らかにな  
つてきたわけですが、当然のことながら株  
の取引については印鑑が必要であります。河合氏  
はいわゆる宮澤喜一名の印鑑を無断で借用した  
ということになるのではないのか。また、この宮  
澤喜一名の印鑑はそれではどういふ形でこの河合  
氏は手に入れたのか。宮澤氏から頼まれて宮澤氏  
本人の印鑑を河合氏に渡されたのか、あるいは、  
そこには一切そういうことはなくて、河合氏自身

が勝手に盗用したのか、あるいは偽造したのか、  
その点はどうなつてゐるのか、宮澤大蔵大臣にお  
聞きしたいと思います。

まず、河合氏と宮澤大蔵大臣の關係について先  
に述べていただきたいと思います。

○宮澤国務大臣 河合康文氏は私とは直接の知  
合ひではございませんで、私の秘書服部恒雄と、  
早稲田大学でございすが、同窓の後輩で親しく  
いたしてゐる人でございすが、職業はSE総合設  
計という会社の経営者でございすが、

次の問題は、河合氏は、同氏が服部名義の口座  
を開設をいたしましたのでそこに入金が行われたとい  
うことでございすが、私の印鑑というものでござ  
いすが、私自身の印鑑証明のあります印鑑が使  
われたというふうなことはもとよりございませ  
ん。推察をいたしますと、もし印鑑が必要であ  
れば、言葉は悪うございすが、俗に三文判と申し  
ますが、恐らくそのようなものを使つたかと存じ  
ますが、もともと河合氏は、名前を貸してござ  
いすので、その間に悪意があつたというふうには私  
は考へておりません。

○中村(正男)委員 全く自分の知らないところで  
自分の名前が名義として使用されて、その過程の  
手続は全く存じません、こういうことは世間に通  
用しない。ましてや御自身大蔵大臣という要職に  
ある方がそういう形でこの問題を言い逃れされて  
おることについては、大変私は遺憾に思つて  
ございすが、

いろいろ入金の方法についても、例えば河合氏  
が服部氏名義の口座をつくつてこれに入金をした  
というところになっておりますが、この場合の印鑑  
について、これは服部氏がどういふ方法で  
そういう手続をしたのか。その間に名義人である  
宮澤喜一名には何ら承諾なりあるいは指示を仰が  
なかつたのか。また、大蔵大臣である宮澤さん  
は、入金手続についてどういふ銀行のどういふと  
ころに口座を設けて入金すべきだといふ指示をさ  
れたのかさなかつたのか、そこもひとつお聞き

をしておきたいと思ひます。この場合の印鑑も存  
じ上げてないといふことなのか、あわせてお聞き  
をしておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 従来から申し上げておりますと  
おり、このことについては私は全く実存しない  
ことでございまして、口座そのものは宮澤とい  
うことでもとよりございせん。服部という名  
義で河合氏が開設した口座ということではござ  
いすので、そこは先ほど申しましたのと同じよう  
に服部という印を使いましてそういう口座をつ  
つたものというふうになつておられます。

○中村(正男)委員 本人名義であるといふことは  
認められましたが、この経緯については一  
切明らかにならない。ひたすらそのことは事実関  
係を詳細にお調べになつて明らかにしようと思  
はれない。私は大臣の、言つてみれば社会通念上も理  
解できないような行為ですね。御自身の名義が使  
われてゐるわけですから、その経緯が一体どうい  
うふうになつて、どういふ銀行口座が設けられ  
て、いつのやういふ形で入金されたのか、そういう  
ことの事実關係はお調べになつたのか。そのあた  
りはどうなんですか。

○宮澤国務大臣 先週御報告をいたしましたよう  
に、河合氏から服部が開設したところによりま  
すと、服部名義の口座を河合氏が開設をいたし  
まして、そこに売却代金が入金されておるとい  
うことでございすが、これは実は全く私のあずかり  
知らないことでございまして、

○中村(正男)委員 わかりました。もうこれ以上  
は当の本人等この場に来ていただけてたす以外  
には、私は事実を公にすることはできないと思  
ひますので、改めて理事会等で今協議されてお  
ります証人喚問を強く要求をしておきたいと思  
ひます。

関連いたしまして、竹下総理に一、二お聞きを  
しておきたいと思ひます。  
十四日の審議で総理は、ドゥ・ベストの株につ  
いては青木氏がこれを取引をした。初めてドゥ・  
ベストからのいわゆる買ひであった、こういう答

弁をされたのですが、そのことはそれでよろしい  
ですか。

○竹下内閣総理大臣 参議院の委員会また本院等  
で、調べてみる、こういうことを申し上げてお  
りました。その調べた結果を御報告したわけでは  
ございすが、おっしゃるとおりです。

○中村(正男)委員 それでは、そのドゥ・ベ  
ストの会社の代から青木氏は買ったのか、それはど  
ういふふうな把握をされておられますか。

○竹下内閣総理大臣 あのととき正確に申し上げ  
したのは、リクルート關係者からこの株の譲渡に  
ついての話があつて、そしてそれをお受けいたし  
ました、その恐らく売買契約書の相手方がド  
・ベスト株式会社になつておる、こういう趣旨だ  
と思つておられます。

○中村(正男)委員 これも全くまだ明らかにされ  
ようと思ひます。

もう一つなんですが、これは素朴な単純な私自  
身の疑問なんです、ドゥ・ベスト社からの株譲  
渡された方々のリスト、九名がございまして、  
その中で、大蔵大臣宮澤喜一名が一万株の名義を  
お認めになつた。竹下総理にかかわる方としては  
青木氏が二千株、これはまだ竹下総理は御自身の  
名義であるといふことは言つておられませんか  
あくまでも青木氏といふことになるのですが、こ  
れはもう世間では竹下総理にかかわる株の受け渡  
しが二千株、こういう受けとめ方でありまして、そ  
のほか中曽根前総理が二万三千株だとか、ある  
はここにいられます加藤六月先生だとか、幾多自  
民党のお偉方がございましてそれと本当に大きな株  
数にかかわつておられるわけですね。これはまだ具  
体的に資料が出ておりませんがその範囲でしか  
申しようがございせんが、今はつきりしてお  
るものは、この九名のリストの中では、例えば労働次  
官であつた加藤さんも千株お認めになつた、宮澤  
さんも一万株お認めになつた、式場さんも五千株  
お認めになつた、この資料はほぼ事実だといふ、  
それはもう明らかであります。

そうなりますと、私はどうしても腑に落ちない

のは、大蔵大臣が一万株で、総理にかかわるのは二千株、これはどうなっておるのかと率直な疑問を持つわけであります。これは普通の人たちといえますが国民のすべてが単純にこの疑問を持っています。これに我々は答えていかなければならぬ、これは国会の責任なんです。

ここで総理、お聞きをしたいのですが、あくまでも総理にかかわる株の数はこの明らかに二つの二千株だけであって、三十七社のうち、まだいろいろ我々が指摘をしたい大変な会社がございます。エターナルフォーチュンとかあるいはビツグウェイ、こういうトンネル会社とみなすべきところから、例えばエターナルでは二十万株、ビツグウェイでは十二万株、そのほかあると思えますよ、そういうところから、一切竹下総理にかかわる立場で株は関与していない、こういうことを断言されますか。また、そのことについて、御自身として自分にかかわる方々にきちんと調査をされたのか、そこをお聞きをしたいと思えます。二千株と一万株は、これはいいです。いいですが、あくまでも二千株だけがかかわっているものであつて、今後どういう形で明らかになればよいとも、私について一切これで、これだけしか関与していないというのを断言されますか。

○竹下内閣総理大臣 そもそもリクルートコスモス社の株式の話を私自身受けたことはございません。ただ、元秘書であります青木氏が、新聞社の取材に対し、自分にかかわるものについて、二千株をこのように日にちに取得し、このような日にちに売りましただけということを申しましたと、その報告を素直に申し上げておるところでございます。そもそもその株式の話を私自身は受けたことがございません。

○中村(正男)委員 あくまで総理は、これは個人の問題であつて、総理大臣という立場の者として一切関与していない、こういう城の答弁から出ておられません。きょうはそれでいいとおきまします。いずれ証人喚問等を通じて我々は国民の前に

事実を明らかにしていかなければならぬと思ひます。

最後に、宮澤大蔵大臣、冒頭から総理は、倫理上の問題、遺憾であつたという範圍から出ておられないわけでありますが、私は、行政上の責任を痛感をしていただいて、その責任のとり方について今のようにお考えになつてゐるのか、それをお聞きをしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 まことに軽率であり、また監督も行き届かなかつたことを重々申しわけなく思つております。今後十分反省いたすつもりでございます。

○中村(正男)委員 当面私は、大蔵大臣の責任のとり方の一つとしてこれだけはやつていただきましたことがございます。

ここまで事実関係が明らかになつて、国民に大きな、さらに深い疑惑の念を持たしてきておるわけでありまして、少なくとも、大蔵省が持つてゐるすべての情報を今全面的に公開をして、そして国民の疑問に答える、このことが私は今宮澤大蔵大臣のなすべき責任のとり方だと思ひます。そのことについてのお考えを、今まで角谷証券局長等に幾ら質問しても、いやこれは守秘義務だとか何とか、国民の側に立たずに、リクルート側の顧問弁護士のような立場での答弁の範圍を出ていない。したがつて大蔵大臣として、すべての大蔵省が持つてゐる資料を全面的に公開をすべきだと私は思ひますが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 行政上許されるものは今後とも国会の御審議に資するために資料として提出いたします。私個人に顧慮をするようなことは決していたさなかつたつもりでございます。

○中村(正男)委員 時間も経過しましたので、これでとりあえずこの時点における宮澤大蔵大臣と竹下総理に対する質問を終わりますが、最後に、これに関連して証券局にお尋ねをしておきます。今回こういう自粛の通達を三度にわたつて出しているけれども、実際それが有名無実になつてゐるこの現状からして、もう単に通達では到底こ

いった不祥事は防げない、やはり現行の証券取引法を改正をして、そして法律としてきちつと執行できるような、そういう形に改めるべきだと私は考えるわけですが。

同時にまた、後はど質問をしていきますが、こういうことが本場に野放しにされておる今の証券取引の中では、私は、罰則規定だとかそういうことも当然やらなければならぬと、何と云つても証券取引に対するきちつとした名義確認、いわゆる取引上のカード制だとかあるいは取引者ナンバーだとかそういうものを実施しなければ根本的な解決にはならないと思ひますが、それについてはどうですか。

○角谷政府委員 今回の九月十三日の通達でございますが、これは従来の自粛通達と違ひまして、証券会社に対して、架空名義等であることを知りながら受託することを明確に禁止いたしております。それを担保する措置として、そういうことが行われた場合におきましては証券業協会の規則において処断する。最悪の場合には、不都合行為者ということで証券界からその従業員を追放するという措置を、一番きつの場合には含めて措置をする、それから、各証券会社に対しては、内部管理のいろいろな規則等を直さずして、そういうことを禁止するということ、かなりきつた措置をとつてゐるわけでございます。そういう意味では従来の措置とは全く異なるというふうな考えをわけでございます。

なお、先ほど申しましたように、この趣旨は証券会社が行う行為を規制するということでございまして、直接的には一般投資家に対して規制が及ぶものではございません。それでは一般投資家に対しては法律等によりまして本人名義によらなければならぬというのを義務づけたりどうかという御意見はあらうかと思ひますけれども、株式以外の一般の経済取引におきまして本人名義によらないで取引が行われているということが実際問題としてかなりあるということを考えますと、株式だけについてこれを行うということはなかなか

か難しい問題がございますし、かといつて株式を含むすべての経済取引について、これを例えば法律によつて本人名義によらない架空名義を排除するということ、これはまたなかなか、証券行政の範圍を超えるものではないだろうかというふうな考えをわけでございます。

なお、証券会社に対してこういう行為を自粛するように規制しましても、例えば口座がちゃんと本人名義でございまして、本人が自分の取引であるということを主張するといったふうなケースについては、証券会社が幾ら確認してもこれはなかなか確認し切れないといった問題もあるわけでございます。そういう意味では、証券会社に対して通常の一般取引についてまで法律によりまして本人名義であることを確認する義務を負わせる、こういうことは実際上なかなか困難な事情がある、こういうふうな事情があるわけでございます。このようにして対応していかざるを得ない、こういう事情にあることを御理解いただきたいと思ひます。

○中村(正男)委員 やはりそれは取引カードにするか取引者ナンバーというものをつくつて、それできちつと管理をしていく以外にないじゃないですか、それでは。そのことは後はまた触れてまいりたいと思ひます。

それでは、ここできょうの本題であります不公平税制の是正の問題について質問を續けていきたいと思います。

今日まで多方面にわたつて質疑が展開をされてまいりました。しかし、不公平税制の現状に対して思い切つた具体的な是正についての態度が政府側からまだ示されていない、私はこういうような認識に立つわけでございます。今日、全体的な不公平税制は私は九十九%手つかずになつてゐる、こう言つても過言ではないと思ひます。

株式の売却益にいたしまして、原則非課税から原則課税、こう言つておりますが、内容的には本当に申しわけ程度であります。それも、肝心の

捕捉、今の問題でございす捕捉があいまいである限り、私は原則課税とは言えない、これはもう明確に申し上げておきたいと思ひます。

医師優遇税制にいたしましては、社会保険診療報酬五千万円超については優遇は認めない、こう言つておられるわけでありすけれども、このよう言ふならばリッチなお医者さんは、法人にしてしまふか、それともみなし法人に逃げ込むか、いずれにしても税金を小さくする逃げ道は幾らでもあるわけでありすから、よりもつと厳格な医師優遇税制に対する改正をやらなければなりません。

また、全国に十八万、病院の数と同じだけある宗教法人の優遇税制についても全く手をつけておりません。個人事業主でありながら法人とみなしてサラリーマンから恨みを買つてゐる、このみなし法人の問題も、これも先送りされようとしております。政治献金、パーティー収入、すべてこれ非課税のままであります。

我々は、抜本的税制改革の抜本という意味合いは不公平の解消、こういうふうな理解をしておるわけにございまして、以下、具体的に後ほどだしていきたいと思ひます。したがつて、今後の審議もございまして、きょうは政府側は思い切つた、ひとつ踏み込んだ答弁をそれぞれしていただくように冒頭申し上げておきます。

そこで、その具体的な問題に入ります前に、私はやはりここで国民の声というものを代弁しておく必要があると思ひます。いろいろなマスコミ報道、とりわけ税制国会のさなかにおきまして世論調査の結果を発表いたしておりますが、先日の十月五日でしたか、朝日新聞の世論調査を見てみましても、こういう数字が具体的に出ております。

「あなたは、今の税金のかけ方は公平だと思ひますか。不公平だと思ひますか。」公平はわずかに九%、不公平は七八%、答えない一三%。二つ目の「今回の税制改革案で、もっと改善してほしいのはどんな点ですか。」ということに対して、これは回答カードから一つ選択ということになつ

ておりますから、数字上のトータルは意味はありますが、政治家のパーティー収入への課税が二四%、土地税制強化が二二%、医師優遇税制の見直しが一%、宗教法人への課税が一%、以下ずつところなつておられるわけですが、三つ目の「株の売り買いによるもうけには、きちんと税金をかけるべきだと思ひますか。そうは思ひませんか。」という問いに対しては、かけるべきだというのが七二%。

それから四つ目の「政治家が資金集めのために開くパーティーが目立つていますが、こうしたパーティーの収入には課税すべきだと思ひますか。そうは思ひませんか。」という問いに対しては、課税すべきだというのが八二%であります。最後に、「リクルートコスモス社の未公開株が政治家などに譲渡され、税金のかからない多額の売却益を得ていた問題が、明るみに出ました。税制改革を考えた場合、あなたは、この問題について、どう感じましたか。」これも回答カードから一つ選択ということでありすが、まじめに税金を納めるばかりかばかし三五%、政治家の倫理感のなさ二四%、多額の売却益に税金がかからない腹立たしさ二二%、税制改革論議のむなしさ六%、こういう本当に今の国民の偽らざる考え方が具体的に現れてきております。

これについて、まず大蔵大臣はどういう認識をされておりますか、どう受けとめられますか。○宮澤内閣大臣 ます、不公平税制の問題でございすが、政府が御提案いたしました案におきましても、先ほど御指摘にもなりましたが、株式のキャピタルゲインを原則課税とする、あるいは診療報酬について、あるいは法人の土地取得に関する利子の扱いについて、あるいはまた、最も中心であります所得税の改正につきましては、ライフステージをなるべく一つの税率で勤労所得については過ごせるような大きな改正をいたしました、これは重税感ということからくるやはり不公平感を除去するといふねらいでございす。

しかしながら、御指摘のようにそれだけではまだ十分でないということにつきましていろいろ御議論があることをよく存じております。国会における御議論等々も伺ひまして、国会の御意見を謙虚に受けまいるなければならぬと思ひておるところでございすが、御指摘のように、不公平税制として政府が御提案をし、あるいは国会が御審議を願うといふことは本来あり得ないことで、それだけの政策目的を実現するために結果として特例が出てくるという、そのメリットとデメリット、トレードオフをどういふふうにするかということが今いろいろ議論になつておる不公平税制と言われるものの実態でございすから、したがひまして、そういうことも判断をしつつ、政策目的とどういふ調和をするか。先ほどみなし課税の課税についてもお話がございしました。不公平ということを目的にしてもよりそういふものができておるわけではないことは申し上げるまでもないこととございすので、政策目的との関連をどういふふうで考えるかといふことを、ただいまばかりでなく今後とも続けて考えていかなければならぬと思ひます。

国民の世論につきましては、したがひましてそのような不公平を是正をするといふこと、国民にいろいろの立場の方がおられますので、いわゆるみなし法人というふうなものについては全く不公平だと思われ国民もおられますし、当事者にとつてはそれは必要だといふことにもなるのでございすし、いろいろな御自分の立場から見るとこれはしばしばあるわけにございすから、全体として不公平感をやはり除去していくといふことは大事なことであらうと思ひます。

なお、政府の提案全体について申しますならば、所得税を中心にして直接税を軽減をしていく、また、全体ネットでは二兆四千億円の減税になつておる、このたびは歳入中立ではないわけにございまして、その点あたりにつきましても、また消費税につきましても、まだまだ国民各位に十分御理解をいたしていない部分がある、政府としてもなお努力をいたさなければならぬと思ひ、国会の御審議を通じてまたそれが国民にも知らされていくことについては、私どもも最善の努力をいたさなければならぬと思ひております。

○中村(正男)委員 国民の皆さんにはまだまだ理解を求めていかなければならない、こういうふうにおつしやつておられますが、今日まで相当政府もいろいろの機関を通じて、また具体的に税金を使つてPRにこれ努めておられます。今、大蔵大臣が述べになつたようなことであれば、私は世論調査の結果というものもそれなりに変化をしてきて当然ではないかといふふうに思ひます。ところが、世論調査の結果というのは逆に、政府が時間をかけて、税金を使つてPRをすればするほど、政府の意図とは反した世論調査の結果が出ておる。そのことに対する認識は、私はまだまだ大蔵大臣は十分受けとめておられないように思ひます。

例えば今の朝日新聞の過去のずっと世論調査をさかのぼつてみますと、消費税に対して、三月時点では賛成といふのは二一%ありました。それが六月時点では一八%に下がつてゐる。今日現在ではそれがさらに一六%に下がつてゐるわけにございす。また、反対を見てみますと、三月時点では六〇%、六月時点では六〇%、変わつておりません。しかし、今回の調査ではこれが六五%に上つておるわけにございす。ですから大臣のおつしやつておることとまさに国民世論は正反對、PRをされればされるほど、いよいよもつてこの政府のやううとしておる税制改革には反対だといふ意向が強くなると思ひます。そのことに対して総理、どういふふうにお考えですか。

○竹下内閣総理大臣 確かに昭和五十三年以来、国会におきましても税理論というものが大変な議論の対象になつてきております。したがつて、まず国民の皆さん方のお持ちの税に関する関心度とい

ます。

(4) 執務環境の整備の観点から、記帳制度、罰

うことになるのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

を言えという点についてはなかなか難しいということでもって御理解を賜りたいというふうに思ひ

ます。

○中村(正男)委員 私には、きょうは、すべての国民の皆さんにやはり公平に税金を負担していただくためには、税務当局としてもこういった具体的な考え方でやりますよというふうな格好の国民向けの場所じゃないか、だから、思い切つてそういうった考え方を述べていただいてもいいんじゃないかと思うのですが、いささか抽象的だと思ひます。

要は、私も実調率がパーセントだけでも十二分だとは思つておりません。問題は調査の中身が問題でありまして、いろいろ組合の方とお話をすると、大変調査日数も限られる、一件当たり大体平均一・五日ぐらしか日程が確保できない、これでは十分な調査ができない。やはり根本的な問題は、言うまでもなく調査人員が大変不足をしている。きょうは数字を申し上げませんけれども、私も聞くところによりますと、欧米のそれぞれの国の状況と比較して日本の税務職員の体制が非常に弱い、要員が不足しているというふうに思うのですが、そのところ、調査日数の充実とすることを含めて今の調査人員の実態はどうなっているのか、当局としてはそれに対するどういう要求を持っているのか、具体的にこの際、総理、大蔵大臣がおられる前ですから、胸張つて言うていただきたいと思います。

○伊藤(博)政府委員 私ども税務行政を行うに当たりまして、今お話のございました調査ということも当然中心の課題の一つとしながら、税務行政全体として質の向上といひましようか、内容の充実にも努めてまいりたいと思ひております。

そのためには、私どもの中におけるいろいろな合理化、効率化ということも当然やっておりますけれども、それから、世の中の動きについての勉強も当然やっております。それから、そういう私ども自身の努力を積み重ねながら、しかし同時に、どうしても足りない、環境の変化といひましようか、納税者の増加等々に見合つての仕事の量等に対応しましては、必要最小限のものは何としてもよろしく願ひしたいということ、関係方面へいろいろ願ひしておるところでございます。

従来も幸ひにしていろいろ御理解を得ながら、限られた、いろいろな制約がございましてけれども、そういう中で御理解を得ながらやっております。努力を続けてまいりたいと思ひております。

○中村(正男)委員 次長、私はこの際率直に言つてもいいと思ひます。調査率を適正なものにする、あるいは調査内容、調査日数も現行の慌ただしい日数ではないに、最低これくらいはやらなければならぬ、そのためには今の人員体制では不足だ、したがって、あと何人増員すれば何とか国民のそういうた負担にこたえられるという具体的な数字を私はお聞きをしたわけであつて、抽象的な答弁はいけません。どうですか。

○伊藤(博)政府委員 税務行政の中で調査という点に焦点を合わせた御質問でございます。私ども現状の調査の実態も、平均値で申し上げますと先ほどのお話のように、税目によって多少違いますけれども、ある種の数字が出てまいりますけれども、実際の調査の実態は、これも先生御案内のように、非常に多くの日数をかけておるものもあれば短時間で仕上げるものもございまして、したがって、私どもは、納税者といひましようか、通脱あるいは申告の状況に見合つた調査が的確に行われ、その結果もし問題があればその問題が是正されるようにしていくような体制なりシステムなり、もろもろの工夫をしていく必要があると思ひております。

現状がそのあるべき姿といふに比べてどうかといふ点は、これは非常に難しゅうございまして、それで、私どもは与えられた中で最大限の努力をし、相当成果を上げていくというふうに自負しておりますけれども、ではどういふ数字になれりばいふばマシムになるのかといふことになりまして、これは事柄の性質上、なかなか一義的にいふことがたしとところでございます。非

常に抽象的に言へば、定員の問題であれば多々ますます弁ずといふようなことを言うことができませんけれども、私どもとしては、世の中の環境あるいは税務行政に対する期待度、それから行政内部における制約等いろいろございまして、そういう中で、税務行政に対して最大限御理解をいただくといふことを関係部局にも理解をお願いしております。

○中村(正男)委員 わかりました。時間がございせんので、もつと深くいろいろな問題から質問していきたくたつたのですが、例えば事務量の増加等を見ても、その中でとりわけ大きいのは還付申告書数、これが昭和五十年年度には二百七十一万二千件であつたものが、今年度では五百九十九万二千件、二・二倍に上つております。これは医療費の還付請求が多いわけであつて、これを合理化するために足切り金額を五万円から十万円にする、そして事務量を減らすとか、そんなことをやられてはたまりませんけれども、もつと診療時点で、それこそみなし還付だとか、何か合理化が図れないかなといふふうに思ひますが、特に事務量の増加も指摘をしておきたいと思ひます。

一方、人員の方は、ほとんど昭和五十年時点と今日とは変わつてない、微増にとどまつております。

それから、各税目別の実地調査状況、これは冒頭中小企業の不動産会社の摘発状況を私申し上げましたが、具体的に六十二年度の数値を見ても、法人税が、約二百萬件の申告件数があつて、そのうち十九萬二千件、約一〇%弱を実地調査をしております。その中で更正決定件数が十六萬件、更に更正決定割合といふのは八三・三%、過少申告が八三・三%です。ですから、冒頭の不動産会社の摘発された内容とはほぼ同じ、調べればほと

んどそれが違法であるという実態になつておるのです。申告漏れ所得金額は実に一兆二千二百五十六億に上つております。以下いろいろありますが、この申告漏れ所得金額、合計しますと六十二年だけで二兆六千四百四十億に上つておる。この数字、まず国税庁、間違ひございせんか。

○伊藤(博)政府委員 お話しの数字全部ちよつとフォローし切れなかつたものですからあれですが、法人税とか調査件数等は、おっしゃつた数字のとおりだと思ひます。

○中村(正男)委員 この件で最後に、最後にいいますか二つまだ残つておりますが、執行整備の観点から、電算関係の予算ですね、いわゆる電算機関係の予算が他の国と比較して非常に少ない。アメリカとのADP予算の比較の数字をいただいておりますが、日本では総額百三十四億、アメリカの場合は実にこれが二千六百億、約二十倍ですね。定員を見ても、日本が四百四十六人従事している、それに対してアメリカでは二万一千五百五人従事をしてゐる。国税庁全体の予算を見ても、日本が四百七億、アメリカが実に九千億、等々の数字があるのです。が、とりわけこの電算機関係の予算がアメリカと比較して非常に少な過ぎるのじゃないか、もつと効率よく執行整備をしていくためには、思い切つた予算の充実、これを図つていかなければならぬと思ひます。

最後に、この定員不足の問題と電算機予算の拡充といふことについて、六十四年度の予算、大蔵大臣、どのようにこれについて配慮しようと思ひてゐるのか、思い切つたひとつ具体的なお考えをお聞きて、この件の質問を終わりたいと思ひます。

○宮澤(外務大臣) 国税庁ができましたときのことを私はよく記憶をいたしておりますが、シャープさんが見えなかつたあたりでございまして、昭和二十五年ごろでございまいしょうか、当時六万二千、たしか六万ちよつと上つたのでございま

すから、現在五万三千でございましょうか、です  
から、その間の推移を考えますと、一人当たりの  
税額を見ますと、これはもうまことに今おっしゃ  
いますことは私は概して真実のお話をしておられ  
るのじゃないかと思ひます。

そういう意味では、能率を上げたり機械化をし  
たり、いろんなことをやっておりますけれども、  
実調率は法人でも一〇％を割っているわけでご  
さいますから、仮にここで有能な人を増員いたしま  
すならば、費用対効果で言えばそれは私は非常に  
大きな効果になるだろうということは想像にかた  
くございせん。とは申しまして、やはり国全  
体の行財政の合理化ということがございせんもの  
です。それから、国税庁の諸君には全く私は辛抱して  
もらって、随分それは苦勞をかけておられるというのが  
本当のところと存じます。電算機関連もあるいは  
おっしゃるようなことがあるのじゃないかと思ひ  
せん。そういふことで一生懸命とにかく行  
財政改革の時代でございまして、苦勞をしてやっ  
てもらっておりますけれども、どうしてもやむを  
得ないということになりますと、定員でも予算で  
も、それはまた国会にもお願いを申し上げなけれ  
ばならない。できるだけぎりぎりのところでやら  
していただきますが、ここにございましていろいろ  
なお話は私十分参考にさせていただきますと思ひ  
ます。

○中村(正男)委員 ぜひひとつ総理もこの点、人  
員の面と予算の面、頭の中に入れていただきたい  
ということをお願いして、この質問を終わります  
と。

次に、今日の経済状況の中で、率直な国民感情  
として、資産所得課税には今の税制は大変甘いの  
じゃないか、現状に対して十分な対応ができてい  
ないか、それに比べて、いわゆる勤勞所得といま  
すかそれには大変厳しい税制である、これが私正  
直な受けとめ方だと思ひます。そこで、この問  
題について質問していきたいと思ひます。

御存じの全日本民間労働組合連合会、通称連合  
です、これが最近発表した資料によりますと、

資料そのものは経済企画庁の国民経済計算年報六  
十三年度版でございまして、このような指摘があ  
ります。

六十一年度の金融資産は約二千四百兆円、うち  
株式は三百七十五兆円であつて、前年比、時価で  
百二十一兆円もこれが増額されておる。一方、土  
地については、およそ千三百兆円の資産となつて  
おつて、これも前年に比べますと二百四十四兆円  
も時価評価額が上がつておる。合計して、一年間  
で三百六十五兆円上がつておる。一日一兆円もど  
んどん上昇したというのが指摘であります。恐ら  
く六十二年度はさらに上つてこの実勢は高騰して  
いるのじゃないかと思ひます。

これは具体的な資料の説明はできないのです  
が、言われるところによりますと、土地全体に対  
する年間の売買累計というものは二京だ、そのくら  
いあるという人もあるのですが、それはともかく  
として、連合が指摘をしたこの数字について、経  
済企画庁が発表されたと思ひますが、この事実関  
係はどうでございせんか。

○中尾国務大臣 先生にお答えをさせていただきます  
たいと思ひます。

大体概要は概略御指摘のとおりとお考えいた  
だいて結構ではないかと思ひます。

まず第一には、六十三年度版の国民経済計算年  
報で見ますと、六十一年度末の金融資産総額  
が大体二千四百兆円、この御指摘でございした  
が、実は二千四百三十七兆円でございます。う  
ち、株式は三百七十五兆円でございます。土地  
は大体千三百九兆円となつておる次第でございま  
す。ただ、雇用所得総額は大体百八十二兆円とな  
つておる次第でございまして。

こうした金融資産あるいは土地資産総額そのも  
のGNPに対する比率で見ますと、前者では  
まさに七・四倍、後者、すなわち先ほど申し上げ  
ました土地資産等々では四・〇倍ということにな  
ります。

これらの比率を時系列的に眺めてみますと、  
次第に上昇してきていることだけは間違いござい  
ません。このところの金融資産や土地資産の大幅  
な上昇率、増大する株の上昇、地価の情勢という  
ものも、その点では先生の御指摘のとおり大変に  
反映されている結果をもたらしているのではない  
か、こう思ひます。

ただ、国民可処分所得に対する雇用者所得の割  
合は、景気局面に応じて変動しておりますけれど  
も、上昇傾向を示している点は、昭和六十一年に大  
体六三・六％になつておりました、他の先進諸国  
のアメリカ、ドイツその他の国々とは比べますとや  
や平均値になつてきた、こういうことだけは言え  
るのではないかと、こう思ひます。

○中村(正男)委員 とにかく物すごい数値である  
ことは間違いのないわけですね。

一方、労働による伸びというのを見てみます  
と、これはGNPの数字をベースにして考えます  
と、せいぜい四、五％しか伸びてない。合計数にい  
たしますと、絶対額として十四兆円から十八兆円  
ぐらいいか伸びてない。一方、資産の伸びという  
のは年間三百六十五兆円も伸びている。この数字  
と、一方、国税収入の構成比を見てみますと、い  
わゆる勤勞所得の所得課税、これは国税収入の  
六〇・九％になつておる。ところが、資産課税  
からくる国税収入の割合というのは一九・一％。  
まさに、いかに働いておるに過酷で、そして資産に  
甘い税制かということの指摘なんです。

もう簡単に結構ですが、大蔵大臣、どういふ御  
認識でしょうか。

○宮澤国務大臣 それはいろいろな見方がある  
と思うのでございまして、ただいま言われまし  
たような土地あるいは株式につきましても、こ  
のところ非常に値上がりが大きゅうございまし  
た。したがって、現在高といひますか総額とい  
ひますか、給与の総額の伸びよりは、その伸び  
の方がはるかに大きかつたということとは  
事実であらうと存じます、この近年でございま  
す。

そういったしますと、そこから生まれる租税収入  
というものは、伸びが大きかつただけ相対的には

小さくはないかと言われる意味では、私はそうい  
うことが申せると思ひます。ただ、少し長い目  
で見まして、我が国の国税を消費、所得、資産とい  
うことで見てみますと、資産からくる国税はほぼ  
一定の割合を維持しております、このたびの改  
正後においてもさうでございまして、さうい  
う点はございまして。

政府としても、株式の課税、あるいは、マル優  
のことはいろいろ御議論がございまして、けれど  
も、利子所得の課税等々につきましていろいろ新  
しい施策をお願いをし、また御提案をしておる  
ところでございまして。

相続税につきましても、我が国の相続税は決  
して軽い方ではございせんが、この際、昭和五十  
年に決めた制度をそのままにいたしてござい  
ますので、大都会における小規模の宅地等々に  
、実は事業用の土地でもさうでございまして、非  
常に無理がきておりました、ある程度の減税をさ  
せていただいたのでございまして、けれども、それ  
で資産所得課税は決して全体としてはシェアは落  
ちていないと考へております。

○中村(正男)委員 こういふ資産所得といひま  
すか、さういふものが極めて増大してくる、こ  
れは日本経済というものが二十一世紀に向けて  
経験する重要な変化だと私は思ひますが、このス  
トック経済化といひますか、今経済企画庁長官も  
言われたのですが、既に個人個人の金融資産だ  
とあるいは対外資産の増加等で顯著にストック  
経済化という現象が示されております。私は、さ  
ういふ中でこれからの経済政策のありよう、ある  
いはまた具体的に税制、これにやはり重要なイン  
パクトを与えなければいけないし、税制の視点も  
そこに置かなければならぬと思ひます。

せっかく経済企画庁長官おいででございま  
す。もう時間がございせんが、さういふストック  
経済化の中の経済政策のありよう、これをどうい  
うことをポイントにやればいいのか。時間が  
なくて恐縮ですが、長官のお考えをお聞きをし  
ておきたいと思ひます。

○中尾國務大臣 多少税制の問題とは異なるかも知れませんが、我が国経済の着実な成長、あるいは特に高い貯蓄率の持続というものによりまして、国民資産は確かにGNPの成長率をはるかに上回る速さで増大してきていることだけは間違いないと思います。昭和五十五年から六十年までの最近五十年間だけをとりえてみますと、大体名目GNP成長率が五・五％ということであるのに対して、我が国の資産のそれは八・四％となっておりまして、六十一年度になりますとさらにちよつと拡大傾向で、一四・九％と伸びを高めておる次第でございます。

全体的にどうとらえるか、こういう御質問でございますから、こういう国民生産の資産の増大というものは、国民の高い貯蓄率のもと、基本的には社会資本と住宅のストックなどの充実の我が国の経済発展というものには大きく貢献しているとは思っています。しかし、近年に見られるような株価や地価そのものの大幅な高騰というようなものは、これは資産格差の拡大や経済の不安定さを促進する要因もこれまたあろうかな、このように、先生の御指摘のとおりと考えているわけでございます。

○中村(正男)委員 毎年発生するフロー量である所得よりも、過去から蓄積されてきたストック量である資産の方が比重が高まってくる、こういうことになるわけでして、そういう中で税制の持つ重要性というのは大変大切になってきたと私は思います。

そこで、こういったストック経済化の中における税制のあり方、これについてお聞きをしたいのですが、今不動産のキャピタルゲイン、いわゆる実現益、これは資産を売却して譲渡益となった場合には課税されている。ところが未実現益、資産が保有され続けている場合の、いうところの含み益、この課税が今は非課税という形に現実になっている。もちろんこれは消費された時点では課税されますけれども、いわゆる蓄積されてくる過程の含み益というのは非課税になっている、こう

いう問題ですね。

今まで論議されてきたのですけれども、結局は徴税技術が困難だからというので一応済まされてきたのではないかと私は思うのですが、これから時代、こういう状況がかなり進んでいくとなればここにメスを入れなければならぬと思います。今現実はこの含み益に対しては非課税ということにしている、この実現益と未実現益とのそういうことからいまして、果たしてこれで整合性のある税体系と言えるのかどうか。これは難しい問題でございますが、大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 この問題はしばしば御提起があらまして、私も何か考え方がないものかというところはとつとつ考へておるのでございまして、過去の歴史で申しますと、シャウブ税制の中で、資産再評価というものは、一遍、事業用の資産についてございまして、たしか六％であつたかと存じますけれども税を取つたことがございまして。それは戦後と戦前とのやはり価格のバランスをとつたのだと思ひますが、それだけが経験かと思ひます。

それで、今のことは、やはり含みというものが、その課税が所得課税であるか資産課税であるかというところあたりに、どうも私もやはり整理をしてみようと思ひますと、所得課税ならばこの所得は実現しておりませんし、資産課税であれば固定資産税とか特別保有税がございしますので、それならば、それが不足であればそういうことを重課をすればいいというふうなことで、かたがた、そういう含み資産を持つておりますのは装置産業が多いものでございまして、必ずしも好況とも言えない、また担税力があるともなかなか申しにくい。むしろ、そういう装置産業がそういう含みを持つていけるがゆえに比較的原材料を安価に供給していくという意味では国民経済に貢献していると思へるということもございまして、お話しは何度も私も考へておりますけれども、なお明確な結論が出ないというところでございまして。

○中村(正男)委員 私は、やはりこの点に税制が的確に対応していかない限り、この資産所得の問題といふゆる労働所得に対するとらえ方と、結局そこには大きな矛盾といひますか、が解消されないというふうに指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、資産性所得というものがどんどん増大していく中で、一方、労働者も、当然のことながら資産形成というものをこれから高齢化社会といふことからいまして自身考えなければならなりません。その場合、資産所得に比べて労働所得からの資産形成ですね、この労働所得からの資産形成が大変不利だ、私はこういう指摘をしたいわけですが。

たまたま一橋大学の野口教授という方がこういう試算をされております。簡単に申し上げますのでポイントだけおつかみ願ひたいと思ひます。それは、労働所得から貯蓄がなされていく場合と株や不動産を大量に持つ資産家が資産をふやしていく場合とを比較すると、結局、前者すなわち労働所得からの貯蓄の場合が大変不利になる、こういう指摘なんです。

今、仮に労働者が退職後に備へて毎年の所得の中から百万円ずつ貯蓄をし、年利五％の定期預金に加えていく場合、これは税が全くない世界といふやういう前提で考えますと、三十年後の元利合計は六千六百四十三万円、こういう数字を出しておられます。一方、資産家が二千万円の資産を値上がり率年五％の株式、これは配当を計算しませんが、保有している場合には、毎年のキャピタルゲインは、これは百万円になりますね、二千万円の五％ということですから、それで三十年後の資産評価額は八千六百四十三万円。したがって、この場合のキャピタルゲインというのは、二千万円引きますから当然のことながら六千六百四十三万円。ですから、税の全くない世界では、たまたまこれは百万円という労働所得からの貯蓄を考えました場合、全く同じ数字になるわけです。ところが問題は、これが税が課せられた場合どう

いう数字に変化するかということなんです。労働所得からの貯蓄は課税後所得でございますから、利子所得が非課税であった時点で考えますと、仮に境界税率を二〇％で計算しますと、百万円の蓄積額というのは実質は八十万円になる。これを三十年後の元利合計で見ますと、五千三百十五万円となるわけですね。ところが、今キャピタルゲイン課税というのがないわけでありまして、仮に今回の譲渡益課税を税率二〇％で実施されたという計算をいたしますと、これまた税金が千三百二十九万円になるわけです。税引き後は五千三百十五万円ということですから、譲渡益課税二〇％にした場合でもこれは同じになるわけですが、利子課税を適用された場合には、これが実質、労働者の場合、貯蓄からの蓄積が四千七百三十二万円になるわけですから、この差、いわゆるこの五千三百十五万円と四千七百三十二万円、ここでも具体的に約六百万円ですかのいわゆる労働所得からの蓄積の方が不利な数字になるわけです。

数字の問題はその程度におきまして、結局、實際上資産所得からの資産形成の方が有利である。労働所得からの資産形成の方が不利な数字を今申し上げたのですが、これを是正するためには、一つは、労働所得からの貯蓄に限定して利子非課税をやはり復活をしなければならぬ。財形の完全非課税と、もう一つは五百万円という枠を撤廃をすべきである。それから二つ目は、勤労者が行つております年金貯蓄、これを大幅に改善をしなければならぬ。そのことによって、労働者の資産形成といふゆる資産所得からの資産形成のバランスは正といひますか、こういう一つの手だてが考えられるわけですね。そのことについて大蔵大臣、どういう認識でしょうか。特に後段の二つですね。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕  
○宮澤國務大臣 今言われましたことの基本的なお考えはわかりました。結局、おっしゃいましたことは、勤労所得はまず勤労所得として第一回の

課税を受け、さらにそれが資産になったときに資産所得として第二回の課税を受ける。しかるに、資産所得は本来的に一遍しか課税がないではないか。殊に勤労所得の場合には従来マル優があったので、そのところは免除されておったが、それがなくなるとなおその差が大きくなると、こうおっしゃったわけと存じます。

これはちょっと理屈になりまして申しわけないのでございすが、一言だけ言わしていただければ、資産所得も最初から資産があつたはずはないので、何かが蓄積して資産になったんだということはちょっと言わしていただきたい気持ちがございます。それは日本の税制よりも昔からあつたかも知れませんから。

そのことはちょっと一言だけ言わしていただくとして、しかしそういうことは今の段階を切つて言いますと、私はおっしゃることは理解できるように存じます。でございすが、生命保険料とか年金についての特別控除、合わせて五万五千円でございますか、あるいは財形、この限度程度は十分だとおっしゃるかと思ひますが、考え方としてはそういう考え方は現行の税制の中でやはりやつてゐる。将来に向かつて考えていくべき問題があるという事は、私はおっしゃいましたことはよく自分で理解ができたと思ひます。

○中村(正男)委員 私は、勤労所得と資産所得の不公平の一つとして資産形成の面でもある、これはやはり改善をされなければならぬ、この指摘として今の二点、財形貯蓄の拡充、これを要望しておきたいと思ひます。

総理にお聞きをしますが、こういう資産保有格差というものが今大変顕在化しつつある。このままの状況が仮に続くとするならば、将来世代まで不公平が拡大されていくんじゃないか、私はこういう懸念を持つわけだ。極端なことを言えば、そういう資産のある家に生まれた子供は一生涯そういう大きな財産を背負つて生き続けていく。ところが片や、そうでないところで生まれた子供はいわゆる大きな経済的なハンディキャップを背

負つて同じこの競争社会で生きていかなければならない。単純な、素朴な今の社会の一面を私は申し上げておるわけだ。そういう不安を感じておる国民感情を申し上げておるわけだが、こういう資産保有格差が顕在化していく中で、将来世代にわたつてそういう不安がさらに助長されていかなうものか、助長されていくんじゃないかという懸念について総理、ひとつお考えをお聞きしたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる今おっしゃつてゐるの、我が国の、なにかんずく戦後等における相統税、今は法人資産じゃなく個人資産のお話が主体でございすが、その議論のときにあつたわけでございます。そこで、私はよくその当時言つておつたのでございすが、日本の相統税というのはある意味において、西郷南洲の子孫のために美田を買わず、こういう思想じゃないかという一面それはあり得たと思ひます。したがつて、親たちはその子弟等の教育をして社会に出るまでが責任であつて、自分らが蓄積した資産はむしろ社会に還元すべきだ、だから相統税は大いに重課すべきだ、こういう議論が一つあつたことは事実であります。それをいろいろの形において調整されたのが今の相統税法というものはなからうかなと思ひます。一方、これは中村先生の方でもよくお聞きになるように、しかしそこには承継税制というものがあつたんじゃないか、これはなにかはというので承継税制の議論ができて、いろいろな調和、中和がなされて今日に来ておるというこではないかなというふうに私はこの問題について考へております。

ただ、基本的におっしゃいました、いわば今度の場合、今お言葉をかきれば、労働所得あるいは勤労所得、これの減税とか、そしてあるいは消費税についてはネット増税になるとか、が、資産に對してはその適正化という訴え方をしておりますのは、あるいはその辺ももう少し、この資産格差というものがますます顕在化するから、適正化というものに對してもっとアクセントをつけた勉強を

今後すべきじゃないかという意味においては、私にも理解できることでございします。

○中村(正男)委員 それではあとの時間、もう十五分しかございせんので、具体的な項目について一つ一つお聞きをします。で、的確に踏み込んだ御答弁をお願いしたいと思ひます。

まず、この資産課税の適正化をやろうと思へば、当然のことながら把握の問題、これを解決しないことにはこの資産課税の問題は解決し得ない、私はこういう立場で、いわゆる納税者番号制であります。

今までの議論を聞いておりますと、四年後に改めて総合所得に向けて検討します、こういう域を出ていない。私は、この把握の問題、納税者番号という問題については、四年先に改めて検討するというのがなしに、四年後移行していく、総合所得課税を前提にして納税者番号というものを実施するというふうな答へをぜひようはお聞きをしたい。

それから、そのためにはまずどれから適用していくのかという点については、先ほどから問題になつております証券取引に適用するカード制、そういう形でまず実施をすべきではないのか。とりわけ株式の大口取引というものを対象にこれの実施を四年後にやるといふこと、そしてそれに向けて具体的な検討に入っていくというふうに我々としては要求をするわけでございますが、いかがなものでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 御指摘のように、徴税という見地から申しますれば、これは制度が整備されますと大変に効率的であることは間違いないがございせん。したがつて、私どもも政府税制調査会にこれについての御検討をお願いいたし、また小委員会が既に海外も視察をされて鋭意御議論をしておられるところでございします。

ただ、御承知のようにこれが将来、納税だけのものではあるのか、あるいは経済取引一般に使われるべきものであるか、その場合にいわゆるブライバシーとの関連はどうなるであろうか、経済、

経済外の問題をいろいろ含んでおりますものから、税制調査会の小委員会の御議論の推移を私も注意深く見守つておるところでございします。また、国会における御議論につきましても十分に拝聴をしておるところでございします。

○中村(正男)委員 今までの議論の中で、結局大蔵大臣なり政府側の答弁が極めて消極的な域を出ていない、そのために、今、来月の中旬にでも中間報告がなされようとしております番号制の小委員会の作業も、結局国会での審議の成り行きを見守つております。今までの政府答弁であれば、大蔵大臣にしても竹下総理にしてもこの問題に對しては大変あいまいな域を出ていない。したがつて小委員会の作業も、この中間報告で最終までの方針を報告する必要がある、あつてはならないじゃないかというふうな小委員会の議論になつてはせぬだろうか。小委員会論議でさうこの方向性を出していくために、私はこの国会、今のこの審議の中で大蔵大臣の明快な、四年後移行だ、そういう方向でひとつ小委員会審議をしていただくというふうな踏み込んだお考えをぜひお聞きをしたいのですが、もう一度お願いいたします。

○宮澤内閣総理大臣 先ほどから申し上げますように、徴税の立場からいへばこれはまことに効率的だと考へておりますし、今株のキャピタルゲインというふうな問題がございしますと、特にその緊要なことをおっしゃいますことは私もよくわかるのでございしますけれども、ただ問題は、経済だけの問題にとどまらず、非常に大きな国民全体の関心になる問題である可能性がございします、かつてグリーンカードという問題もございしましたものですから。そういうことも考へますと、こはやはり小委員会の御議論をよく周到に詰めていただきたい、こういうふうな考へております。

○中村(正男)委員 次に、株式の売却益課税の強化について。これも非公開株の問題を中心に短期の売り抜け、創業者利益の問題、大口取引、この課税強化については一定の認識をきょうまでの審議の中で

示されたと思います。しかし、今もって具体的なこの強化策については踏み込んだお答えがございません。政府の提出しておる範囲の中でというふうな我々は受けとめるわけですが、これについて、一つは、これは未公開株に限定しての話であり、一年以内の売却についてはみなし分離は認めない。そして、公開前三年以内に取得した株の売却は短期の売り抜けとみなして二〇％とする。地方税六％を加えて二六％とする。そして三点目は創業者利益であります、公開の三年以上前から所有しておる株の売却益は、まあ二〇％との関係で若干考慮する。こういう具体的な指摘に対しては、きょうはどういうお答えをいただきます。大蔵大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 この問題につきましては従来から国会でいろいろ御議論があり、また八月十七日の野党各党の御提案以来、これにつきましての御検討も与野党で行われておること承っております。政府といたしましては、ただいま御提案いたしました政府の税制改革案だけではその後の事態にも徴して不十分であるという御指摘は、謙虚にそのように考えております。

基本的には、譲渡益が五％である、したがってそれに対する二〇％の課税は一％でございますが、取引いかんによつて譲渡益が五％であるというふうなうみなしが、いかにもそれでは少ない取引がいろいろあるのではないかと御指摘がございいます。それは確かにもう少し大きな譲渡益のある各種の取引がございいます。創業者利益もその一つであるかもしれません。

そのようなことを総合的にどう考えるかということ、今申しました基本認識に立ちながら各党間の御議論、国会の御検討等も承りつつ謙虚にその推移を政府としても反映して考えさせていただきたい、ただいまのところはそのような考えでございます。

○中村(正男)委員 五％の利益については確かにそれは少し少ない見積もりだというふうな認識を

示されたわけであり、これはもうまさにそのとおりでございます。ぜひひとつ新たな観点での見直しを強く要求しておきたいと思ひます。

創業者利益についても、仮に二〇％というふうな議論もございいます。例えば所得税の累進税率、これは今一〇％から六〇％、こういう段階であります。それとの関連でも、私は創業者利益一〇％というのは、仮に一〇％でやるとしても少ないのではないかと。というのは、まあ普通の勤労者の課税の構造は、所得税の構造は一〇％から六〇％あるわけですが、創業者というのは、いわゆるそれだけの株を売却できるぐらいの、いわゆる高所得者になるわけであり、その売却益に對する課税が所得税の最低税率の一〇％と同じ率だというのは、これはやはりちょっとおかしいんじゃないか。何も創業者一人の功績でその会社が株を公開できたわけじゃないわけですから、多くの人の協力でもって、あるいは努力でもってそういう事態になったわけであり、そういうことを考えますと、最低の一〇％と同じような率では私はちょっとまだ少ない、やはりそれ以上の課税の率にしなければバランスがとれないんじゃないか、こういう指摘だけはしておきたいと思ひます。

次に、政治家のパーティーへの課税であります。これも今までの議論を通じて明解な踏み込んだ答えはございません。むしろ当初から政府・与党の発言というのはほとんど後退をしておき、我が新聞紙上で読む限りでは、例えば八月の中旬時点で、竹下総理が安倍幹事長と河口湖でゴルフ会談をされた。そのときの話題として、少なくとも一〇％程度の分離課税は必要じゃないか、これはもう新聞に出ておるわけですね。そういうお話がなされたかどうかは、これは私は御本人からお聞きしておりませんが、報道ではそんなことがあつておる。あるいは渡辺政調会長の発言でも、消費税方式をひとつ考えたらど

うだろうか、また大蔵省自身も具体的に、印紙税方式でもってやればやれるのではないかと、こんなことも出ておりました。ところが、ここまで審議が進んでく中で、むしろ今日時点では、政治資金規正法との関係等々もあってこれはちょっと無理だということと先送りされようとしておる。

私は、これこそまさに今竹下政治が問われておる最大の国民からの指摘だと思ひます。この問題については、ぜひひとつ総理のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 政治家のパーティー課税について今三つの例示がございましたが、それぞれ専門家の方もあるいは我々もそれはしつこく話をしておる御指摘でございます。ただ、今各党のそれこそプロ中のプロの方がお話し合いをなすっております。

私も、この問題について昨日でございましたが放送討論会も詳しく聞かしていただきました。なかなか政治資金法の側からこれをアプローチしていった場合にいろいろ問題がある。しかし現実、国民のあの世論調査にも示されておるとおり、まあ不公平感といいますが、情緒的不公平感と理論的不公平感があるとしたら、情緒的不公平感の最大なるものではないか。したがって、後でもし仮に不合理が生じたとしても、この際は印紙税方式とかでやってみたらどうか、こんなようなお話があつて、それも一つの御意見だと思つて私も自身も聞かしていただきました。ただ、本来政治資金の側からアプローチしてまいりますと、この議論はみんなが自己矛盾に入つてしまひます。

したがいまして、いわば現実のそういう、ちょっと言葉は適切でないかもしれませんが、そういう情緒的不公平感に對する姿勢としてどうあるべきかということ、それこそプロ中のプロの人が今御議論いただいておりますので、私も静かに仲間入りをさせてもらおうかな、こう思つておるところでございます。

○中村(正男)委員 私は、この問題はもう技術論

で、いや、政治資金規正法とかのかわり合いたとかどうか、そういう次元の問題じゃないと思ふので、やはり税に對する国民のまじめな今日莫大なパーティーの収益を上げながらそれが課税されていない、一方我々は、勤労者の場合は一〇％所得が捕捉されて課税されている、何だというのが国民の感情なんです。それにこたえなければ、竹下政治は全くそれに背を向けるということになりますので、ぜひひとつ具体的に、例えば印紙税でもって検討していくというふうなことも含めてもう一度お尋ねしたいのです。もうよろしいです。ぜひひとつこれは踏み込んだ最終的な態度をお願いしたいと思ひます。それから土地税制。

これも時間がございせんので、申し上げたいことは、今の土地の評価に關するそれぞれの問題が、例えば固定資産税は自治体、相続税は国税庁、公示価格、基準価格は国土庁、一物四価あるいは三価というふうになっております。我々は、やはり土地評価額の一元化を図るべきじゃないのかという指摘が一つ、それから特別土地保有税の見直しですね。これも、やはり資産所得が大変比重が高まっている今日、新行改革の報告でもこれは見直しというふうな指摘もございいます。

そこで、具体的にお尋ねしますが、第一点は、この免税点を規定した面積あるいは税率の引き上げを図るべきではないのか、今、一・四％と三％であります。それについての質問と、それからもう一つは、二年間の徴収猶予の期間がございす。この間が大変いろいろ不正の事件を起しておるわけでございます。この猶予期間中の監視の問題で、具体的な国税庁の考え方があればお聞きをしたいと思ひます。——自治省ですか。

○湯淺政府委員 特別土地保有税の問題につきましては、四十八年に、その当時の土地投機を前提にいたしました上で上がった税制でございます。そういうことを踏まえまして免税点なり税率の問題が確定されたものでございすので、現在の時点で考え直す場合には、別の要素からまた考え直

す必要があるかと思ひます。現在の段階で、できております特別土地保有税の内容の中で、免税点なり税率の引き上げを直ちに行うという問題は問題じゃないかなという感じがいたします。

また、二年間の徴収猶予等につきましては、土地が買われてから直ちに利用するという事は、現実の問題としてなかなか建物建てたり何かする間に期間がかかるわけでございますので、そういうものを考慮して二年間の徴収猶予ということをやっておりますので、この辺のところも、今後の土地の利用というものをどういうふうにかえていくかということによって検討していかなければならぬ問題だと思っております。

○中村(正男)委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、みなし法人の問題、それから宗教法人の問題、ぜひひとつ具体的に是正をするという事を進めていただきたいという事を要望しておきたいと思ひます。

最後に私は、税金を国民が納得して払うための三つの原則というものがあると思ひます。

一つは、まじめに働く人には軽く不労所得には重く、そして貧しい人には軽く金持ちには重く、そして総体的に社会全体の平等が保たれるようにするというのが、国民が望んでおる、納得する、税金を納める側の気持ちではないかと私は思うのです。税制改革に向けてそういうことを強調いたしましたので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○海部委員長代理 これにて中村正男君の質疑は終了いたしました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二分開議

○海部委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村山達雄君。

○村山(達雄)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、きょうは不公平税制のテーマだそうでございますので、そのことについて伺いたいと思ひます。

私は、実は大蔵省在官二十六年でございますが、幸か不幸か、ほとんど税をやらされたのでございます。衆議院の方もことしでちょうど満二十五年になりました。その間、経済とか財政を勉強させていただきました。しかし、税制につきましても、最初から我が党の税制調査会の一員としてやはり勉強させてもらいましたので、通算して五十年、因果なことでございますが、やらせていただいているのでございます。

そこで、不公平税制の話でございますが、所得課税における不公平の問題として、所得税、法人税の個別問題につきましましては与野党が今十項目挙げまして鋭意検討しております。したがって、それらの問題はいずれ本委に出てまいりましょうから、その際またゆつくり議論する機会があるかと思ひますので、きょうはその他の事項について、私が日ごろ考えておる不公平問題、そういうものについて伺いたいと思ひます。

ただ、十項目のうち、キャピタルゲインの課税の問題、あるいは、特に最近創業者利得がなぜ非課税か、こういう問題について論議されておりますので、若干その間の経緯を知っている者として、今までの経緯を申し上げ、そして創業者利得の課税についての御感觸を最初に伺いたいと思ひます。

御案内のように、シャープ税制は二十五年でございまして、このときは原則総合課税でございまして、そして株のキャピタルゲイン、キャピタルロスはずべて通算いたしまして、そしてもし赤字が出れば、翌年度以降普通所得から控除するという制度であつたのでございます。私は当時国税庁の初代所得課長としてこの問題に取り組んだのでございますが、何と云つても、やはりキャピタルゲインを総合するシステムがありませんでした。したがって、どういふことになつたかとい

ますと、一つは、キャピタルゲインは本当に、言葉はどうか知りませんが、ほとんど逃げまくる、キャピタルロスがあるものと、証券会社の証明書を添えて持つてくるわけでございます。したがって、シャープが言つた理想的な形、キャピタルゲインとキャピタルロスの総合課税という問題は、税収として考えてみましたときには、私はかえってマイナスであつたと思ひます。それからもう一つは、たまたま取つ捕まつた者が大変不公平になつてしまふ。これは当然のことでございます。

しかも実行上の難しさは、仮に株式の売却がつかまつたといつたとしても、その取得原価といふものはわからぬのでございます。当然同じ銘柄でございますが、やうていふ人は買つたり売つたりしているわけでございますので、その取得原価といふものはつかまらぬのでございます。恐らく、今、納税者番号によつて総合するという問題はありますけれども、仮に売却高を全部総合したとしても、いつ幾らで買つた分をやつたかといふことがわかりませんとやはり問題である。ちやうど事業所得の計算上、棚卸しにつきまして同じ問題があるわけでございますが、現行法は、それぞれ取得原価を本人の選択によりまして求める方法をあらかじめ申告させておるのでございます。そういうことでよくやうくないのでございます。それで、やはり総合課税になりましたらこの問題は残ると思ひます。

いずれにいたしましても、そういうことであつて、不公平でありかつ税収はマイナスだ、こういうことでありまして、昭和二十八年でございまして、私が主税局の方と相談いたしました。もうこの制度は、残念ながらこれはやはり理想に過ぎる、廃止してもらいたい、そのかわりに、それにかわるものとしてひとつ流通税として有価証券取引税のようなものを起こしたらどうか、こういうことで有価証券取引税が一つの身がわりとして起こされたわけでございます。しかし、見てみますと、これは法人の株式も同時に一緒に捕捉いたしました。流通税としてこれが発足しました。

それで、二十八年の当初予算では六億ぐらいの予算計上をいたしました。これは、日本の資本市場の発展とともに、今日では、ことしの当初予算では一兆六千六百億、こういう膨大な税収源に育つていけるわけでございます。

しかしその当時から、株式の譲渡所得による所得は非課税にするにしても、やはり余り目に立つもの、事業所得あるいは雑所得に該当するようなもの、あるいは事実上事業の譲渡に類似するような、持ち分のある一定比率以上を譲渡したもののについては課税すべきではないかということで、この分はやはり依然として課税するという事に残したわけでございます。

その後、市場にはいろいろな現象が起きました。第一に、買い占めによつて発行者に高く売りつけるというやうな人が横行してまいりました。そこで、買い占めによるものはやはり課税の対象にするというやうなことにいたしました。それからまた、いわゆる株価操作がだんだん始まりまして、いわゆる仕手株といふものがありまして、取引所の特別報告銘柄というやうなことで、社会的に感心しないというやうなものについてもまた課税の対象に取り込みました。また大口のもの、これについてもやはり課税すべきではないかという常識論がありまして、それを取り込んできた、こういうやうな経緯でだんだんやつたのでござい

ます。

創業者利得を非課税にいたしましたのは、そのまゝはつておきますと、継続的取引あるいは事業譲渡類似の取引、さらには大口取引、こういうものに当然ひつかかってくるわけでございます。折から日本の資本市場は非常に日本の今後の経済成長のために拡大が望まれておつたのでござい

に、あるいは創業者の株式公開というものは結構なことではないかというところから非課税にしてまいった、こういうことだろうと思ひます。

今日、キャピタルゲインは原則課税に属するものではないかというところで、既に政府御提案の分離課税と申告分離課税の選択制度になっております。今度の案では、そこは申告になるのか分離になるのかはこれから問題でございましょう。また、税率がどうなるのか、今のところでは申告になつてもやはり二〇ということになると思ひます。

株式市場のその後の変化は大変なものでございまして、今や時価総額においてもニューヨーク市場を抜き、それから売買総額におきましても、もうニューヨーク市場に近くなつておる。昨年の株式の大暴落のとき、いわゆるブラックマンデーのときにアメリカの方は随分おこちまして、今日まであの水準を回復してない。幸にして、日本は一五〇程度落ち込みましたけれども、もう既に回復してあの水準を抜いておる。今や、昔のようにニューヨークの相場を写真相場としてこちらが写すのでなくて、逆に日本の資本市場というものが、やはり世界的なものとして、日本の資本市場の行方いかんが世界の資本市場に影響を与えるというほど大きくなつてゐるわけにございまして。

したがらば、その観点からいたしまして、やはり株式市場というものは、今までのような量的な拡大ではなくて、国際資本市場としての適格条件である価格形成について公正を保たなければならぬ、あるいは透明度をふやさなければならぬ、こういう要請が時代とともに強くなることはもう当然なものでございまして。したがって、インサイダー取引の規制の問題が登壇する、あるいはディスクロージャーのより徹底がやはり叫ばれる、これは当然なことだろうと思ひます。

まあ今まで証券会社、随分日本の証券会社は大きくならしたけれども、率直に申しまして、日本の証券会社の優勝劣敗と申しますか優劣というのは、ほとんどアンダーライターになるかどうか、これが一つの問題、もう一つは、いわばイン

サイダーのような、あるいはそれに類似したような情報をたくさん持つてゐるかどうか、これによつて恐らく証券会社の優劣が決まつてきた、こういうことだろうと思ひます。しかし、今や先ほど申しましたように質的転換を図らねばならぬ、そういう意味で創業者利得について改めて今光が当てられてゐる、こういう状況でございまして。

そういうときに、この創業者利得の課税のあり方について、まだ実務者会議でも結論は出ておりませんけれども、どのような感触を持っておられるか、まず大蔵大臣にお伺ひしたいと思います。

○宮澤國務大臣 シャウブ税制創設以来の経緯につきまして、ただいま御経験を詳しく御教示をいただいたわけにございまして。

おっしゃいますように、今不公平税制と俗に言われますが、そのような制度をつくりましたときに、政府も不公平を看板にしてつくりつたわけではございせんし、いわんや国会の御審議においては総合的にいろいろ御判断をいただいて、政策目的のために、後になって不公平と呼ばれるかもしれないが、アクセントをおつけになつたというものが一般にその生まれるゆゑであつたと存じます。したがらば、長いこと時間がたちますと、その当時の政策目的と、また新しい政策目的がゆゑに不公平の格差だけが残るといつたようなことは起こり得ることでございますので、絶えずそれは政府としても注意を怠らなければならぬと存じております。

株式のキャピタルゲインをこのたび原則課税にいたしましたことは、ただいま村山委員が述べになられましたような経緯からでございまして、ただ、この株式の売買を捕提する体制というものは今のままでは依然として完全だとは申しにくい。一つでも二つでも大きなものをつかまへればそれでいいではないかということでは税務行政は公平を期し得ませんので、やはりそういう現実と比べ合わせますと、政府が御提案をいたしたようなことが、それでも原則課税ということでは一つの

進歩ではないかと考えておりました。ただ、その後いろいろなことが起こりまして、また国会でも御議論がありまして、政府が申し上げましたように売買差益というものは平均して五割であるというふうな結果としてあらゆる場合に妥当であるかどうかという御議論がございまして、確かに考えますとそれは必ずしもそうであるとも申せない場合がございまして、この点について御議論があり、政府も謙虚に御議論を承つておるところでございまして。

その中で、創業者利益というのは、やはりケーズとしてはその一つでございまして、しかし市場経済におきまして創業者の創意を優遇するということは極めて大事なことでありと存じます。これは過去における創意もさながら、今後やはり創業者の創意というものは大変に大事なものであるということ、並びに株式を公開することであることも証券の立場からいへば望ましいことであるといつたようなことから考えますと、創業者利益というもののある程度の課税というものはこれは先ほど申しましたようなことで必要であらうかと存じます。その、市場経済における創業者というものの厚遇、優遇と申しますか、尊重と申しますか、それはやはり考えておかなければならないことではないかと思つております。

○村山(連)委員 大体御感触、わかつたような感じがいたします。

次に、個人所得課税における問題、いわゆる水平的不公平それから垂直的不公平という問題についてお尋ねしたい、あるいはまたその対策についてお尋ねしたいと思ひます。

いわゆる水平的不公平というものは所得の種類によつて捕提率が違ふところから恐らくきてゐるであらう、こう思ふのでございまして。巷間、所得者に対する納税割合が違ふことをもつて不公平の象徴だと言つておりますが、これは私は当たらないと思ひます。この点、村山調査会というものが党内に設けられたときに、同諸君とともにこの点を真剣に研究いたしました。大体納税者割合

合は、定かことは申し上げませんが、まああの程度のもので、実績値があれに近いものじやなからうか、そういう感触を得たということだけを申し上げておきます。

問題は、むしろそうではなくて、申告後調査したときに増差所得額が平均一割ぐらゐり出でくるのか。これももちろん査察であるとか特別調査の対象になるもの、こんなものは納税者のほんの一部でございまして。こういうものを標準に挙げるべきではないと思つております。

私は、日本の税務行政の執行というものは相当程度が高いと思つておるのでございまして。それは執行に関するあらゆる制度を見ますとアメリカと日本が一番完備しているということからも私は言えるのではないかと、こう思つてゐるのでござい

す。

しかし、普通の調査で出ますと、大体普通、個人の場合にはまあ少し疑わしいものを重点的に調べるといふことはありますけれども、調査後の所得に対して大体二割程度脱漏してゐる、こういうことなのでございまして。これは必ずしも脱税を意図したものではないかもしれません。やはり個人でございましてから必要経費の概念が難しい、そのためにか計に關する費用が紛れ込むとかさういふこともある、あるいは多少はまあ節税といふこともありますが、まあ大体この成績は一貫しては二割といふのでございまして。

私は戦前の税務行政にも関係しておりました。當時は、所得調査委員の議を経て、賦課課税でございまして。したがって、その當時は公開通達といふのがありませんで、内部限りの通達を出ておりました。「主税第一号」といふ有名なものでござい

ます。これは今私ははつきり覚えてゐるのでござい

問題であり、そして今も昔も変わらぬのだという個人的な感を深くしたのでございます。

そこで、やはりこの問題というものは、例えば複式簿記を採用しております法人の増資割合は狂いは少ないようでございます。だから、どうしてもそういった記帳とかあるいはその他の納税環境を整備する以外にこの問題はなかなか解決できないのじゃないかというのが私の考え方でございます。

問題はもう一つ、水平的な不公平の中に、御案内のように、今事業所得者その他の方は、家族の方に所得を分与するあるいは分割する制度が当然認められていまして、これは、今青色申告の大体平均を見ますと一人年間百四十万円ぐらゐ出ているのでございまして、必ずしも大きな金額ではございません。ただ問題は、給与所得者は自分の奥さんにそういう分割をすることができません。日本の税制は言うまでもなく、所得者本位、単位でございまして、昔のように家族合算をしていないのでございまして、そこに結果的に不均衡が出てくるという問題です。それだからといって昔に戻って家族合算をやるのか。今英国はそうやっております。これはまた甚だ、個人本位でいき、夫婦共稼ぎの時代でもあるということになります。それは行き過ぎであらうということになりまして、去年の九月の改正で配偶者特別控除の制度が創設されたことは御案内のとおりでございます。

ただ、あれを見ても、所得税において年間十六万五千円、それから住民税において十四万円、これではちょっとバランスがとれぬじゃないか、これの増額をすべきではないかと実は私は個人的に考えておったのでございますが、今度の税制改革案でこの辺の手当てが行われているかどうか、その点を大蔵大臣並びに自治大臣から、配偶者特別控除の引き上げの問題でございまして、お伺いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 事業所得において所得の分割が行われるとおっしゃいますことはまさにそのとおりでございますが、他方で、勤労世帯におきまして世帯単位の申告というものは、これは我が国で現実の問題としては適当でないことであらうと思われまして、また二分二乗ということでもございまして、これは恐らく共稼ぎ世帯には有利に働かないというふうなことがございまして。

そこで、配偶者特別控除というものでその事業所得とのバランスをとるということが一つの方法と考えまして、先般これを創設いたしましたわけでございますが、今おっしゃいますように、なおそれでは十分でないということから、それをこの際かなり思い切りまして増額をさせていただいて、そうしてバランスをとるということにしてはどうかと考えておるわけでございまして。

○堀田國務大臣 地方税におきましても国税同様、そのバランスを失しない程度に、しかも自治体の財政を考慮に入れながらその増額を図ったところでございまして。

○村山(連)委員 それを聞いて実は安心したわけでございます。次に、いわゆる垂直的不公平と言われる問題に触れてみたいと思ひます。

我が国は昔から定期昇給、ベースアップ、こういう慣行があります。シャープ税制以来所得の平準化が行われていることは事実でございますが、高度成長から低成長になりましてそのベースアップ率が非常に少なくなつておる、これもまた事実でございます。しかし、我が国の累進構造を見ますと本当に細かいのでございまして、去年の改正で多少階段を少なくしたとはいひながら、国税におきましては一〇・五から六〇までの十二段階、それからまた地方税におきましては五から一六の七段階がまだ残っているわけでございます。そういうことから申しますとこれは大変な累増感を持つてくることは当然なことでもございまして。それがやはり事業所得者と給与所得者の捕捉の格差とも競合いたしまして不公平感を増大している、これが一つの原因であると思ひます。

もう一つは、我が国の累進税率というものは、例

えばサラリーマンについていいますと、その収入が一体幾らであるか、ここにだけ着目して税率その他の他が盛られておる。しかし、今度政府税調で調査されましたサラリーマンの生涯収支の計算によりますと、一番収入が多くなる四十代の後半、五十代の前半で、子供さんの教育費のためにかえって家計収支はマイナスになつてくる、しかし税率はそんなことは構わずにやはり収入ベースで高い税率を盛っているというところでございまして。したがって、これらの問題についてはやはり税制の側から今の事情にアプローチして、言ってみますと、そういった感觸を払拭する、不公平感、累増感を払拭する必要があると思ひます。

したがってこれは一つは、我々の何うところにありますと、思い切つて税率を単純化した、それから普通のサラリーマンの方は大体これぐらいで済むようにしたというふうなことを大蔵大臣から伺つております。また教育費の問題については、扶養親族の割り増し控除の制度を入れてこの問題に対処しようとしておると聞いておるわけでございますが、この辺についての改正案の考え方あるいは中身について御教示願ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 いわゆる不公平税制と納税者が感じられる内容の一つといたしまして、重税感というものが原因になつていることが多いであらうと私は存じます。ただいま村山委員が言われましたように、所得税の累進が非常に細かく、急でありまして、殊に勤労所得者が、ある段階、それは社会に出ましてある程度後、住宅ローンを払うとか子女の教育に金がかかるというふうな年齢になりましてときに、昇給をすつといたしますとその都度新しいブラケットの方へ負担が進むということはいかに重税感を与えますし、殊におっしゃいましたように、事業所得者と比べますと、大変平たい話をいたしますと、クラス会なんかで集まりまして、事業をやっている人というふうな人と、同じに世の中に出まして大変に税負担が違ふというふうなことが、ここらところがやはり自分だけがという感じになりますと不公平感になつてくるというところは事実ではないかと存じております。

したがって、このたびは、社会に出られましてからはほぼライフステージを一つの税率で済む方法はないかということで、今度御提案いたしましたのは、勤労所得にいたしますと標準世帯で七十三万円までは一〇%でございます。九割近い勤労者がこの税率一つでライフステージを終えるというところ、終えらると思ひますか、それで十分だということかと存じます。なお、二〇%は千四十一万円でございますので、ここまでは千四百一十万円でございますが、ここに入ります。そういふと勤労者の九割何分まで、九割八分ぐらゐと言われておりますが、ここに入ります。そういたしますと、大抵の場合税率は一つ、出世をされて長く勤められるとか給与が上がったときに二つというところでございまして、これでずと重税感というものはかなり除かれるのではないかと存じます。

それからもう一つ、仰せになりましたように子女の教育等に負担が非常に重なるということになりますと、やはり割り増しをしていただいた方が、ある年齢層の扶養家族だけはその問題の解決に役立つのではないかと、こう考えまして御提案をいたしました。

アメリカのように一五と二八の二つだけ、あるいはイギリスもこのごろそういう簡素化をやつておられるようでございますが、国があるいは社会がある程度高度化したしまして所得水準が高く、また我が国は平準化しておりますが、そういう場合に、所得税というものを極端に所得の再配分機能を余りに古典的に強固すること自身は、むしろ勤労意欲を失わせてしまふという結果になるのではないかと、やはりそういう観点にも立ちながら、まだ二つというわけにはまいらないわけでございますが、現実の処置としてこのたびの御提案をいたしたわけでございます。

○村山(連)委員 次に、法人課税の不公平の問題

りでございますが、他方で、勤労世帯におきまして世帯単位の申告というものは、これは我が国で現実の問題としては適当でないことであらうと思われまして、また二分二乗ということでもございまして、これは恐らく共稼ぎ世帯には有利に働かないというふうなことがございまして。

そこで、配偶者特別控除というものでその事業所得とのバランスをとるということが一つの方法と考えまして、先般これを創設いたしましたわけでございますが、今おっしゃいますように、なおそれでは十分でないということから、それをこの際かなり思い切りまして増額をさせていただいて、そうしてバランスをとるということにしてはどうかと考えておるわけでございまして。

○堀田國務大臣 地方税におきましても国税同様、そのバランスを失しない程度に、しかも自治体の財政を考慮に入れながらその増額を図ったところでございまして。

○村山(連)委員 それを聞いて実は安心したわけでございます。次に、いわゆる垂直的不公平と言われる問題に触れてみたいと思ひます。

我が国は昔から定期昇給、ベースアップ、こういう慣行があります。シャープ税制以来所得の平準化が行われていることは事実でございますが、高度成長から低成長になりましてそのベースアップ率が非常に少なくなつておる、これもまた事実でございます。しかし、我が国の累進構造を見ますと本当に細かいのでございまして、去年の改正で多少階段を少なくしたとはいひながら、国税におきましては一〇・五から六〇までの十二段階、それからまた地方税におきましては五から一六の七段階がまだ残っているわけでございます。そういうことから申しますとこれは大変な累増感を持つてくることは当然なことでもございまして。それがやはり事業所得者と給与所得者の捕捉の格差とも競合いたしまして不公平感を増大している、これが一つの原因であると思ひます。

もう一つは、我が国の累進税率というものは、例

について触れたいと思います。

法人でございますが、今非常に経済の国際化が行われております。そして、経済資料によりますと、日本の付加価値生産のうち民間法人企業がほとんど八割を占めておる、八割近いものが法人企業から生じているということになっております。そしてまた、考えてみますと、ついこの間まで、一九八〇年、昭和五十五年ごろまでは、日本のいわば法人税、事業税を合わせた実効税率は五〇を切っておりまして。たしか四九・四七ぐらいだと覚えております。当時、主要国はまだ税制改革が進んでおらずで、ドイツを初めほかの国も大体日本よりは高かったでございます。しかしその後各国は今の経済競争という点に着目し、そしてまた課税ベースの広い税制を取り入れることによりまして、この税率をどんどん下げてまいりました。日本の方はどうかと申しますと、その後、所得税の減税財源として法人税を上げるとかいうことになりまして、今日の段階で見ますと、日本の実効税率はドイツを除いては最も高い税率になっているのでございます。

確かに日本の企業は過去すばらしい業績を上げてまいりました。しかし、今後いよいよ成熟国家間で安定成長の時代に、競争と協力の時代に入るわけでございますので、やはり余りにも高い税率というものは日本の競争力を阻害し、そのことが結局外国への、海外への直接投資あるいは子会社の設立等を必要以上に誘発する。そのことは当然産業の空洞化につながる問題であり、雇用にも大変大きな問題があると思っておりますのでございまして、そういう実効税率から見て、日本の法人税の法人負担はやはり適正に軽減すべきである、これが一つの論点でございます。

もう一つは、我が国の法人税の税率は留保と配当とその税率を異にして、配当に対して軽減しております。これは昭和三十七年だと思っておりますが、資本充実のためにはやはり配当を軽減した方がよろしい、そしてまた法人、個人の負担調整はそれなりに支払い側のところでもインセンティブをつ

けた方が資本増資の關係からいってよろしいのではないかと、こういうことでやっているのでございますが、結果を見ますと全然自己資本の充実の目的は達していない。しかも、日本の法人、個人の二重課税の問題については、やはり配当率を大事にするという考え方でございまいし、増配をほとんど調整のためにやっていない。だから今のところは、結果からいいますと配当性の高い会社に対する優遇税制としてしか働いていないという結果が見られるのでございます。したがって、配当に対する税率あるいは留保に対する税率は以上のようなことからしてやはり一本化が望ましい、その方が不公平でなくなる、こういう感じを我々は持っているのでございます。

以上二点について、今度の税制改革でどんな手当てをされるのか、お伺いしたいと思っております。

○宮澤内閣大臣 御指摘のように、見ますと、昭和五十五年における我が国の法人の実効税率は四九・四七、御指摘のとおりでございます。その段階ではアメリカが五一、イギリスが五二、西ドイツが五六、フランスが五〇でございますから結構並んでおったのでございまして、昭和六十年、この二、三年でございまして、にわかにドイツ以外の各国が税率を大きく引き下げてしましまして、アメリカが四〇、イギリスが三五、フランスが四二でございますので、これでございますと、我が国はこの五一をはっておきますと、おっしゃいますようにどこへでも本店を移動できる今の時代に、我が国が、簡単に言えば企業がよそへ出ていってしまふ。税収の問題もございまいし、国が、国民生活、雇用の問題、もっと大きく日本全体の経済力の問題もございまして、このような国際化の時代にはやはり法人税率も国際的な考慮なしには決められない、そういう現実私どもとしても即さなければならぬと考へまして、このたび引き下げを御提案申し上げました。なおそれでも決して我が国の法人税率はほかの国に比べて大変に低いというわけにはまいりませんけれども、いろいろな事情もございまして、これでともかく御提案を

申し上げた。

なお、配当軽減のことは御指摘のような政策意図から行われたと私も承っておりますが、結果としてはいわば高率配当会社を優遇するということがすぎないような、インセンティブとしてはどうも働かないというふうなところになったように存じますので、やはりこれは段階的に廃止してしまふということがむしろ税制公平に沿うのではないかと、いうふうな考へております。

○村山(連)委員 ありがとうございます。

時間が限られておりますので、日本の消費税における不公平の問題、それから税制体系として私が不公平だと思ふ点、この点を一緒に述べ、そしてまた大蔵大臣の御感触を伺いたいと思ふ。

我が国の消費税は御承知のように個別消費税でございまして。酒、たばこ、これはもう明治以来からあるわけでございます。その他いろいろなものがあります。ほとんど戦時中に臨時立法によってつくられたものでございまして。やはり奢侈的なもの、こういうものから余計税金をいただくべきではないか、こういう思想であつたわけでございます。シャウプ税制も、当時はやはり貯蓄率はマインナスでございましてタケノコ生活をやっておりましたから、所得税の方にがっちり力を入れて、消費税の方は取引高税あるいは織物消費税を廃止したにとどまりまして、あとは大して手をつけなかったというところは、当時の事情からしてよくわかるのでございまして。

しかし、シャウプ以来もう四十年たつわけでございます。その間消費に大変な変化がありまして、言ってみますと消費の多様化あるいは平準化、さらにはサービス化というものが顕著でございまして、我が国の代表的個別間接税であります物品税一つとてみましても、課税されているものと課税されていないもの、課税されているものについても税率の差等について今日だれも説明ができないだらうと思ふ。したがって、物品税の追加品目の新設とか既存税目の廃止なんか言

つてみても、実立法論をする基準を失つておる、ここに最大の問題があると私は思っております。でございます。

そしてまた、これは国際的に通用しない。そのことがこの間の酒の問題、特にウイスキーの問題がガットでガット違反という判定を受けた。あるいは物品税における輸入自動車、金貨あるいは金時計、こういったものを非常に高い税率でやっておる、これはやはり昔の思想で、ぜいたく品であるかないかというものをみんな区別して可否を決め、税率を決めたのでございまして。

しかし今日では、言ってみますと、自分の欲しいもの、自分に不足しているもの、自分の趣味嗜好に合わせて消費が行われるというふうな、さっき言ったような多様化、平準化、それからサービス化が行われる。そしてサービスの方と見ますと、今消費に占めるサービス支出は恐らく五三％ぐらいだと思ふけれども、税の方で申しますと国税、地方税合わせてたつた一・一％にすぎない、こういうことになっているわけでございます。

そしてまた、最近における、やはりこれはもう世界的な傾向だと思ふのでございまして、そういうことを勘案いたしまして、各国は相次いで課税ベースの広い間接税に移行しているというところは御承知のとおりだらうと思ふのです。今日OECD二十四カ国の中で日本だけが個別消費税をしいておる、我々が不公平だと思ふ、説明のできないと思ふものをしていておる、こういうこと。また、最近アジアにおきましても、相次いで課税ベースの広い間接税のうち、重複課税をなくし、その意味で経済について最も中立的なあるいは国民経済に最も合う付加価値税に移行しているというところはよくわかるのでございまして。アジアでも恐らくもう五カ国ぐらいやっていられると思ふのでございまして。そしてまた、中南米でも十カ国ぐらいやっていられるんじゃないかと思つておりますし、アフリカもやっておる、今共産圏も相次いで課税ベースの広い間接税に移行しておる。これはまさに国

際経済の流れに沿って税制を要するということとは当然なことだと思ふのでございます。

私は、そういった意味で、やはり課税ベースの広い間接税に移行し、あわせてサービスについても均等に扱っていくというのが一つの方向であると思つております。

もう一つ、そのことからくる租税体系の不公平という問題について触れてみたいと思ひます。

もともと租税の理念をいたしまして、総理がおっしゃつておりますように公平、中立、わかりやすいという意味の簡素、あるいは共通のものとして徴税費が安ければ安いほどよい、こういうことの理念があると思ふのでございます。しかしながら、一つの税目でこれらの需要を、要請を全部満たす税なんていうのはありつけないことは当然のことでございます。

まず、所得課税で申しますと、それは所得に依じた応能負担である、これは確かに言えるだろうと思ふのです。しかし、先ほど申しましたように個人所得については捕捉の格差が当然伴うわけでございますから、そこに不公平という問題が出てくる。それから、可処分所得を減らすということから非常に痛税感があるのでございます。これはよしあしいろいろの評価がございしますが、余りにもひどい痛税感はいかなるものであろうかと思ひます。また、徴税費も非常に高いわけでございます。

今度は消費税ということになりますと、これは、長所をいたしましては、所得の種類に関係なく消費の大小に応じて課税される。その意味では所得税体系の補完税としてやはりすてきであるのではなからうか。そしてまた比較的痛税感が少ない、これも、程度によりますけれども相当の評価を受くべきではないか、こう思ひます。

そしてまた、資産課税でございすけれども、これもそうでございまして、資産課税は普通、保有課税、移転課税、あるいは資産所得から生ずる所得課税、こう分かれるわけでございすますが、特にいわゆる流通税系統に属しております資産の移

転に伴うもの、これは痛税感が一番少ないわけではございまして、したがってこの国でもそういうものを組み合わせておるといふことでございす。

現行日本の租税体系を見てみますと、今国税が大体四十五兆円、地方税が二十六兆五千億。幾らの税目で税制を仕組んでいるかといふと、いづれも二十五税目からの組み合わせになつておるわけでございます。このことはやはり経験的に、公平、中立、簡素、あるいは徴税費をできるだけ財政の見地から安くする、こういうことは一つの税では目的は達せられない、したがってその組み合わせをやっていくのだという考えに出ているだろうと思ひます。

しかも、もう一つ考えてみますと、最近OECDを中心として国民経済計算の計算が非常に発達しております。経済成長がいかなる経済の流れから生じてくるか、そしてまた、福祉行政というものの、これはもう先進国の一つの共通の政策目標になつておりますが、福祉というものが非常に大事だ、こういうことからいろいろな計算が行われておるわけでございす。

言うまでもなく、生産し、それを消費し、貯蓄し、そしてその貯蓄が投資資金に回っていく、この循環の中から出てくるのは当然のことでございます。そのときに、生産のところである所得発生のところにも過重な負担をかけるということは、先ほど申しましたように可処分所得の必要以上の減殺につながるだらうと思ふのでございす。現に、そういう観点からいたしまして、今世界の傾向では、所得、消費、資産に関する課税のバランスのあり方、こういうものが論じられていふのでございす。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕  
何うところによりますと、残念ながら、個別消費税に頼つており、まだそれにしがみついております。そして所得課税偏重である日本の税制は、国税、地方税を通じてOECDの中で所得課税が最も高い国、消費課税が極端に低い国、こういうこ

とに属しておると聞いております。この辺はやはり勇氣を持って直すべきではないかといふふうに思つております。

したがって、これから何うわけでございますけれども、今度の税制改革案といふものは、恐らくそういう視点に立つて総合的な改正が行われると思つておるのでございますが、そこで一番大事なことは、今やろうとすることは租税体系の再構築である、こういうこと。だから、所得課税あるいは資産課税の軽減、そういうものと、それから、消費課税の課税ベースを広くし、サービス課税を取り入れることによる多少の充実、これはやはり税制改革を一体としてどちらがいいのか、こう論ずべきものでありまして、そのうちの消費課税の例えは逆進性だけをとって、だから気に入らぬと言ふのは、そもそも税制改革を論じているのではなくて、これはやはり消費課税の長短を論じていると言わざるを得ないと思ふのでございす。

そういう意味で、どんな御構想でこれらの問題を扱おうとしていられるのか、大蔵大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 幾つかの点について御言及があったわけでございす。物品税につきましては、私も戦前の物品税から存じておりまして、大変にたくさん品目を網羅して、たしかマッチまであった時代があると思ひますが、隆盛を誇つたわけでございますが、現在八十五品目でございす。それから、それもまあ言つてみれば高級品、奢侈品といふたような説明になるのかと思ひますけれども、おっしゃいますように、国民の価値観が多様化した、あるいは平準化したといふようなことから、今の物品税が何が課税で何が課税でないかといふことはほとんどクイズに近いようなものすら実はございまして、やはりどうかしなければならぬ段階になつておつたと存じます。殊にサービスの消費が非常に大きくなつてまいりますと、これはますますほとんどないといふことでございすから、その問題もございまして。そして、例えば外国から見ますと、大型の自動車に大きな物品

税を課するのは輸入を防ぐためではないかというやうな一種の誤解と申しますか、そういう批判があり、あるいは酒の従価税、これも高級の酒類の輸入を防止しようといふのではないかと、これは最近までこの問題を持ちかけられてまして、そういうことにもなつてまいりましたので、やはり大勢でございす。一般消費税に移るべき時代、物品税それ自身がもう説明が非常に困難になつておつたといふふうに考えるわけでございす。

第二の点は、租税体系の問題をいたしまして、やはり直接税は捕捉が難しい点がある。あるいは、これは痛税感という点で申しますと、どつちかといへば、程度問題でございす。痛税感がないといふことは、租税としてはやはり一つのメリットかと存じますし、徴税コストからいたしましてもさうだと思ひます。

そういつたことから、政府として、所得課税、資産課税、消費課税という三つの組み合わせの中から、公平、簡素、また中立、それから徴税費の問題等をバランスをとつてつくりたいといふふうに考えたわけでございす。それによりまして、また、OECDの中でまことに極端に直間比率の狂つております我が国の税制のあり方も直していかねばいか。押しなべまして、消費課税そのものだけがいわば逆進的であるということから税制改革全体を御批判いただくのではなく、全体、税制改革全部を一体としてお考えいただきたい、しかもこれは歳出面にも関係いたしますが、その上で御判断をいただきたいといふふうに政府としては考えております。

○村山(連)委員 今お話があつたやうな方向で全体の税制改正が進められるようございす。この際、経企庁長官に伺ひたいと思ひます。税制改革案は恐らく経企庁にも全部行つておると思ひますが、これが全体の日本経済に与える影響、あるいは経済の成長あるいは国際収支、経常収支にどんな影響があるのか、あるいは物価にどんな影響があるのか、その点をこく、答えだけ教えていただきたいと思ひます。

○中尾國務大臣 国会というところは摩訶不思議なところではないかと、時々、きょうもこのようない人々がございまして、知っている人が知らない人に質問するといふのもこれはいかげんものかなと思ひますが、私は率直に、そういう意味において十分にひとつクリアに読ましていただきまして、そして御教示させていただきたい、こう思ひます。

今回の税制改革法においては、もちろん個人所得課税及び法人課税等について総額五・六兆円の減税を行うのに対して、消費税の導入、課税の適正化等による増収は三・二兆円ということにとどまりまして、差し引き二・四兆円の大幅な減税、先ほど御指摘のとおりでございます。

したがって、税制改革全体では、消費、設備投資等の内需を中心に、経済に対して相当好ましい影響があるのではないかと期待されるものでございます。また、中長期的観点からいいますならば、個人所得の課税の累進緩和や法人税率の引き下げは、勤労意欲、事業意欲に対して好ましい影響を与えることだから、民間部門を中心とした経済の活性化に資する、こう考えられるものでございます。

なお、今回の税制改革が我が国経済に与える中期的な影響は、大幅な減税超過による消費等、内需の拡大を中心として、実質成長率で見まして、大体年率平均では〇・二〇程度の成長率の効果があらわれると考えられます。また、經常収支に對しても、内需の拡大等を通じました輸入の拡大によりまして、大体二十億ドル程度の經常黒字の削減効果を持つものと考えられるものでございます。

さらに、消費税の導入に伴いまして物価上昇が生ずることになりますけれども、これはいわゆるインフレ的な物価上昇とは性格をおよそ異にいたしまして、この点は何回もお答えもさせていただいたものでございますが、一回限りのものと認識しているものでございます。すなわち、消費税の導入等が消費者物価に与える影響につきましては、

物品税の廃止などの影響も考慮いたしまして試算をいたしますと、消費者物価の水準を約一・一〇程度引き上げるであろうという見込みでございます。

以上でございます。

○村山(達)委員 どうもありがとうございます。

いよいよ最後の時間になりました。

私は、戦後の日本経済の大きな変化がどんなものであるか、それから——いや、私の方で大体私の認識を申し上げて、最後に総理の御決意を伺いたいと思ひつてございます。

戦後日本は壊滅的打撃を受けまして、ほとんど混乱時代が朝鮮動乱が始まるまでは続いていたのじゃないだろうか。シャープ税制もいわばあの当時つくられたものである、こういう認識でございます。朝鮮動乱が二十五年から二十九年まで、これは言ってみますと、明治初年と同じように、戦後後ほとんど資本を喪失した日本の二度目の原資蓄積がそこで行われたのではなからうか。そして、昭和三十年から昭和四十五年まで、これは池田内閣の所得倍増計画であらわされるように、歴史上まれに見る高度成長をばく進した。しかし、四十六年にいわゆるドルと金を交換しないということからいたしまして、事実上の変動為替相場に移らざるを得なかった。これは四十八年のたしか二月に正規に変動為替相場に移ったのでございましょうが、これが一つの日本の大きな試練であつたと思ひます。

続いて、四十八年から五十四年まで、いわゆるオイルショックが始まりました。これはまた先進国の中で最も我が国に大きな影響を与えることは当然なものでございます。これも見事に乗り切つた。そして、今一番大きな変動は、やはりアメリカの双子の赤字からくる先進国間の政策協調でありまして、そのために総理が三年前ブラザワでもつて、その政策協調に基づいて日本の政策方向は円高の方向に行こうじゃないか。そのためにはまた同時にそのことと相随伴いたしまして内需拡大をや

る、市場を開放してやる、そのためには当然産業構造の変革を余儀なくされる。また、その引き金としてやはり財政も協力しなければならぬ、金融も協力しなければならぬ。そこで緊急対策が行われ、そしてまた今の通貨政策、低金利をやつていくのではないかと、こういうことが行われておる。今は確かにその点では日本は非常にいいパフォーマンスを示していると思ひます。

これらの変化を通じて、税制の上で考えてみますと、やはりこの四十年の間に産業構造、就業構造はえらい変化をした。所得の給与化が著しく進んでしまつた、そして所得水準の上昇、また平準化が進んできた。消費の多様化、平準化、サービス化が進んでしまつた。こういう大きな、あるいは経済の国際化、また将来人口の高齢化、こういうことが望まれて、税制体系のときの税負担をどこにどれぐらい配分するのが最も今後の日本の発展、日本の国民の幸せのためになるか、こういうことが今問われておると思ひつてござい

ます。明治以来の租税史をちょっと振り返つてみたのでございすけれども、シャープ改正までに多くの改正が行われております。明治初年における地租の問題、あるいは酒、専売益金の問題、それから明治二十年に初めて個人所得税が創設されました。三十二年に法人所得税が創設されております。そして、ちょうど日露戦争の済んだ三十八年に相続税が行われていたのでございす。そしてシナ事変以来昭和十二年から臨時立法が行われました。しかし、戦費の調達には限度がありまして、しかも、複雑怪奇になる。これらの体系をつきりさせたのが昭和十五年の大改正でございす。それからシャープなのでございす。

私は、旧税は良税にして新税は悪税である、こういう言葉をよく知つております。その意味はと申しますと、やはり負担であるだけに、将来どんな立派なものになるかならぬかは別にして、新税の導入とか租税体系の変更というものは納税者心理には非常に影響があるんだ、そういうことを私

は意味していると思ひつてございす。したがって、やはり国民の負担にたえて出ている我々国会議員あるいは政府、こういうものは、明治の先輩その他が断固として時世に合はしてやつた税制、必要な税制体系の再構築、こういうことを責任を持って実施しなければ、今日並びに将来の国民の負担にたえて得ないと思ひつております。

ちょうど今は物価が一番安い、低い、そして経済の状況は非常に好景気、今をいいていつの時期この税制改革は断行できるのであるか。総理は最大限の熱意を持ってやりなつておることとは重々知つておりますが、事、将来の日本にかかわる問題でありますので、どうぞひとつ勇気を持ってこの問題に決着をつけていただきたい、この点につきまして総理の御決意を伺ひまして、私の御質問を終わります。

○竹下内閣総理大臣 一時間の時間でございまして、大変含羞のある御教誨を賜りましたことをお礼を申し上げます。

今、明治二十年、所得税、その前の地租から酒の益金等からずつとお話がありました。また、戦後の経済史とでも申しましうか、昭和二十五年シャープ勧告——私はちょうど昨日一生懸命で探しておりましたら、社会科の先生をしておりまして、その二十三年から二十五年まででございまして、そのときの教科書が出てまいりました。そうしたら、昭和二十五年の社会科の教科書を見ますと、限界効用説なんという難しいことも書いてありましたが、やはり昭和五年から八年までの所得水準に返る努力をするのが今の我々の務めだ、こんな書き方がしてありました。ところがそれが意外と早くできたのは、二十五年、いわゆる一九五〇年の朝鮮戦争に始まる大きな変化であつたと思ひつております。

したがって、今先生昭和三十年からの問題をずつとお説きになっておりましたが、二十五年は一九五〇年でございすから、五〇年代がまさに言つてみれば日本は前進の時代に入つて、それから六〇年代が今おつちやいました所得倍増、高度経

済成長、言つてみれば繁栄の時代、けんらん豪華  
たる繁栄の時代とでも申しましようか、それでち  
ようどまたその真ん中ぐらゐに、不思議なものだ  
など、オリンピックがあらゐましたが、OECDに  
加盟して、今先生またOECDのことをお話しな  
すつたといふことを聞かせていただいておつたわ  
けでございます。それから七一年のいわゆるドル  
ショック、ドルの兌換制停止、これにもお触れに  
なりました。大要、そういう過去を振り返りなが  
ら、やはりすべての改革は歴史の変遷といふもの  
にまず基礎を置かなければならぬといふ意を強く  
いたした次第であります。

そこで、今次の税制に關しましては、今御指摘  
があらゐましたように、確かに、旧税は良税にして  
新税はすべて悪税なり。しかしまたこれには、習  
熟することによつて必ずやまた良税に変化するで  
あらう、こういうことが書かれておるといふこと  
を、私自身もいつもそのことを想起いたしておる  
ところであります。したがつて、その習熟の期間  
が、審議の期間において国民の皆さん方の理解を  
より深めることによつて習熟していく期間もまた  
短くなつていくであらう。したがつて、この審議  
といふものを通じながら、審議しつつ国民の理解  
を求め、理解を求めながら審議していくという姿  
勢の中でこれをやり遂げて、そして二十一世紀へ  
向かつてつなぐところの、いわゆる新しい税制体  
系といふものを構築していかなければいかぬ。

しかも、今経済のパフォーマンスいいじゃない  
か、確かにそのとおりであります。こういう落ち  
ついてゐるときにこそ、私もやはり逃げなければ  
ならない、これは政治的な意味においてもその  
使命であらうといふことをみずからにも言い聞か  
せておることを申し上げて、お答えとさせていた  
だきます。ありがとうございました。

○村山(連)委員 ありがとうございました。  
○金丸委員 これにて村山連雄君の質疑は終了  
いたしました。

次に、二見伸明君。  
○二見委員 村山学説をお伺いいたした後に、竹

下上級講師と官澤上級講師に不公平税制について  
お尋ねをしたいと思いますわけでありませう。

その前に、けさ各紙でリクルート問題について  
強制捜査に踏み切るといふ報道がなされました。  
一社だけならばともかく、各社がかなり大きな見  
出しで、きょうにもいふことでございまして。

実際にはまだお昼までのニュースでは、きょうは  
リクルートに強制捜査に踏み切つてはいないよう  
でありますけれども、一社が特だねとして抜いた  
のであればともかく、全社が強制捜査に一両日中  
に踏み込むと書いたといふことは、それは東京地  
検がそれなりに、きのうにでも関係のクラブにリ  
ークしたのだと私は思います。そのことについて  
私はとやかく言う気持ちは毛頭ありません。しか  
し、この国会でもリクルート問題については集中  
審議も行われ、江副さんへの病床質問も行ひな  
ど、非常に関心を持っている最重要課題の一つで  
もあります。

法務省、お尋ねをいたしますけれども、強制捜  
査に踏み切ると伝えられておりますけれども、い  
つ踏み切るのか、それをここで御報告いただきた  
い。

○根来政府委員 私どもといたしましては、新聞  
の報道について論評する立場ではございませ  
んし、また強制捜査といふのは捜査の進展に  
決定することとございまして、強制捜査の時期  
等について予告することは不可能でありますし、  
また不適當であると思ひます。しかし、本日に限  
つて申し上げますと、本日中に強制捜査をするとい  
ふ報告は受けておりません。

なお、ただいまお話のありましたように、リ  
ークしたといふ話もございませうけれども、これはも  
しリークしたのならばきょうはやつてゐるはずで  
ございませうから、やつていないといふことは、や  
はりリークしてないといふことだと考えており  
ます。

○二見委員 そうですね。けさの新聞もきょうや  
るとは書いておりませんでしたね。きょうにもと  
いふことであります。一両日中にもやるといふ

ことでした。それが各社が同じような報道をして  
いるといふことは、これはそれなりにそういう情  
報が漏れたわけでありませう。国会でもこの問題は  
かなり重要視してゐるわけでありませうから、当然  
あそこまで新聞に書かれてゐるのだから、言つた  
らどうですか、ここで。

○根来政府委員 橋崎議員の告発を受けてからも  
一カ月以上もたちますので、その間に相當の関  
係人を取り調べてゐることも事実でございませう。  
そういうような状況を踏まえて、各社が、新  
展開を迎えたとかあるいは逮捕するとかいふ話が  
出たんだと思ひますけれども、先ほども申しまし  
たように、いつ強制捜査するかといふことはやは  
り申し上げることも適當でございませうし、また  
申し上げるような材料も現在持ち合わせていない  
わけでございます。

○二見委員 今、一カ月以上経過して相當数い  
ろ事情聴取もしてきたといふことですけれども  
も、大体何人ぐらゐ事情聴取されたかは言えませ  
うか。中身はいいです。

○根来政府委員 このリクルートの問題につきま  
しては、従来から再々申し上げてまいりましたよ  
うに、国会の御議論も十分踏まえて検察庁で検討し  
てゐるところでございます。したがつて、一カ月  
の間いろいろ検討もし、また橋崎議員の告発事件  
についてもいろいろ取り調べもしてゐると思ひま  
すけれども、現在、まあ相當量といふことは申し  
上げられると思ひますけれども、何人調べたかと  
いふことについては、ちょっと私も報告を受ける  
ていないところとございませうし、報告すること  
も適當でないといふことを考えておりますので、  
ひとつ御勘弁願ひたいと思ひます。

○二見委員 告発の中では、江副前会長、それか  
らリクルートコスモスの池田友之社長も贈賄工作  
を共謀したといふことになっておりますけれども  
も、この関与の有無についてはかなり解明は進ん  
でゐるんでしやうか。これは、関与があつたとか  
ないとかといふシロクロの答弁を私求めてゐるわ  
けじゃなくて、また関与しておりますかしてませ

んかと聞いたつて、言えるわけじゃありませんか  
ら、言わないでしやうからお尋ねしませんけれど  
も、かなり解明が進んでゐるのかどうか、そこら  
辺はどうでしょう。

○根来政府委員 御承知のように、橋崎議員の告  
発には、リクルートの関係者である江副氏あるい  
は池田氏が共犯者といふことで告発をされてお  
りまして、ただいま御指摘の問題は、すなわち告発  
状に指摘されてゐる問題でございませう。告発があ  
る以上、それは解明するように努力してゐるとい  
うふうにお思ひますけれども、どの程度解明して  
おるか、これはまだ申し上げる段階ではないとい  
ふふうに考えております。

○二見委員 根来さん、お尋ねしますけれども、  
今挙げられた二人の人、江副さんと池田さんにつ  
いては、事情聴取したかどうかについては答えら  
れますか。ただ江副さんの場合には、何か余り事  
情聴取されてないような感じもするわけですが、今  
病院で寝てゐるわけですから、病院にまで出向い  
ていつて事情聴取するようなこともあるのかどう  
か、そこら辺はどうでしょう。

○根来政府委員 ただいまの点についても、従来  
からそういう問題はお答えできないといふことで  
お願いして、御容赦願つてゐるわけでございます  
が、江副さんの問題も池田さんの問題も、もちろ  
ん検察庁が必要があるとすれば当然取り調べを  
いたしますし、その手段としまして病院に赴くこ  
とも当然あり得ると思ひますけれども、現在は何  
とも申し上げかねるところでございませう。

○二見委員 国会ではリクルート株については、  
未公開株の譲渡についていろいろ疑惑が持たれて  
ゐるわけとございませうけれども、このリクルート  
問題の解明が進んでいけば、こうしたことにも踏  
み込んだ捜査を行うことになるでしやうか。

○根来政府委員 ちょっと時間をいただいで説明  
したいと思ひますけれども、検察庁が捜査権を発  
動するときには、やはり犯罪の嫌疑といふことが  
必要でございませう。したがつて、犯罪の嫌疑  
のないところに捜査権を発動できないわけござ

いませう。

いますけれども、その前提といたしまして、やはり嫌疑があるかどうかという点を検討することが必要だと考えております。それで、従来から国会で犯罪の嫌疑がある、疑いがあると言われたことについては、その前提として、十分検討させていただく、また検討していると思うというお答えをしているわけでございます。

したがって、従来からその株式の流通についてもいろいろ疑いがあるのではないかとというふうな言われておりますので、それは検討の対象の中に入れていただくというふうに申し上げているわけでございます。それが検討の結果犯罪の嫌疑があるというならば、それは捜査の対象として捜査を進めていくものと考えております。

○二見委員 未公開株を取得した人はいろいろ人がいらつしやいますし、未公開株を取得したからといって、それが直ちにすべてがすべて悪いということにはならないと私は思います。一般論としてそういうことです。ただ、いろいろ国会で我々が疑問視しておりますのは、問題視しておりますことは四つの区分に分けられると思うのです。

一つは、いわゆる政治家ルートというのがあります。もう一つは、官僚のルートに株が回つてきたということがあります。三つ目には、準公務員ルートに回つてきているのがある。それから自治体ルートに分けられる。この四つに区分をされているわけでありまして、この四つのルートのどこにポイントを置いて捜査を進めているか、その点についてはお答えいただけるでしょうか。

○根来政府委員 この問題につきましては、先ほど申し上げましたように、捜査というわけではなくて検討という範囲、非常に概念的でございますけれども、その範囲に入らざるを得ない。したがって、国会でこの問題につきましても贈収賄に当たらないかというふうな御質問もございまして、また特別背任に当たらないかというお話しもございました。そうしますと、贈収賄なり特別背任なりそれそれ刑法上の構成要件がございします。その構成要件に当たるような話があるの

だろうかとかということがすなわちポイントでございまして、そういう点を検討しているのではないかと私も理解しております。

○二見委員 もう一つ、いわゆる川崎の小松前助役について横浜地検が事情聴取をしている旨報道されておりますけれども、この小松さんについての究明はかなり進んでいるのでしょうか。

○根来政府委員 この問題につきましては、この国会におきまして警察庁の刑事局長がいろいろ御説明申し上げております。警察と私どものいろいろの関係がございしますので、若干の役割分担と言ふのは若干語弊があると思いますが、そういうことだということでも御理解いただければありがたいと思います。

また、検察庁が小松助役に関係する事件を直接調べたという報道はございましたけれども、これも何とも言いかねるのでございますが、私どもの感じとしては否定的に考えております。

○二見委員 もう一つ、先日の集中審議で改めて三つの会社名がここにでてまいりました。一つはドック・ベスト、もう一つはビッグウェイ、エターナルフォーチュン、正式名はたしかそういう名前だったと思いますが、捜査当局としてはこの三つの会社も念頭に置いているというふうな理解してよろしいですか。

○根来政府委員 繰り返さなければならぬけれども、これもいろいろのいわゆるルート問題の一環というところで、いろいろ疑問があるという御指摘もございしますので、それは当然全体のうちの一つの問題としてとらえているものと思ひます。

○二見委員 私もこの問題はちょっと聞きにくいというか、要するに憲法論としては、検察作用も行政作用であるから国政調査権の調査の対象とすることができ。しかし、原則はそうだけれども、起訴、不起訴についての検察権の行使に政治的圧力を加えることを目的とする認められるような捜査や、また起訴事件に直接関連ある捜査の内容を調査とする調査は許されないという憲法解釈もある。今伺ったのは、別に捜査の内容を調査にしないのだとは私自身は思っていないわけですが、ですから、本来であればもう少し踏み込んだ御答弁をお願いしたかったわけでありまして、けれども、どうもそれもあり難いようございします。

いずれにいたしましてもこの問題は、我々はこの何人かの証人喚問も要求しておりますし、これからは当委員会での究明は鋭意努力が続けられていくわけでございますので、この問題についての質疑は以上で終わります。きょう本来の内容である不公平税制についてお尋ねをいたしたいと思ひます。法務省結構でございます。

実は、今のリクルート問題と密接に関係あることとなつておられる、こういうリクルート問題というものが起こつてきた事実を見ながら、もしそれが贈収賄に発展するものであるかどうかという見きわめ、解明が一つは必要です。と同時に、二度とこういうばかんなことが起こらないように体制を整備するというのが必要です。二度と起こらない

ように、再発防止の手だてをきちんとしていくことも国会に課せられた大事な役割だと私は思ひます。

そう思ひますと、やはり株式会社店頭のあり方について私はこれから検討しなければならぬのではないかと思ひます。

例えばリクルート関連では、安定株主づくりの名目で政治家とか国家公務員などに株式をばめ込んだことが問題になった。そしてそれがどこに、だれに行つたかわからない。だから今我々の国会、この委員会ではいろいろと手だてを尽くしているわけでありまして、もう二度とこういうことが起こらないようにするためには、安定株主づくりのためにどんな人に株式が渡つたのか、何株渡つたのかというように、一目瞭然とわかるようにしなければならぬのではないかと。新たに企業に譲渡先や割り当て先のディスクロズ、いわゆる公開を義務づけたいのではありませんかという意見が大蔵省内部にもあるようだけれども、むしろそれは積極的に踏み込んでやるべきだ。やみの中にならなくするのじゃなくて、むしろだれが何株未公開の株を受け取つたということを一目瞭然としておけば何でもないことなんです。そうした法律改正をなさるお考えはございしますか。

○宮澤國務大臣 このたびの出来事につきまして私ども考えなければならぬ点は二つの方面に分かれておまして、一つはただいま仰せになりました証券取引行政との関連でございます。もう一つは税法の問題でございますが、ただいまお尋ねは前者についてでございます。

それで、先般もちょっと申し上げましたが、証券審議会に不正取引特別部会というものを設けていただいております。この九月早々に実はこの問題について御審議をお願いを始めたところでございます。それは一つは、今おっしゃいましたように公開前の株式の譲渡及び第三者割当増資でございます。もう一つの問題は公開株そのものの配分、それからその価格算定方式、大ま

かに申しますとこの二つのことの中にたゞいま仰せになりました問題が入るわけでございしますが、そういうことについて今後いかにあるべきかを公正取引特別部会に実は御審議をお願いいたしまして、既に御審議が始まっております。できるだけ早く結論をいただきまして、それに従いましてどのような措置をいたしますかを決めさせていただきますと考えております。

○二見委員 大臣が二番目に触れたのは、いわゆる公開価格の決定に関することですね。今は類似会社比率方式というので、似たような会社の株価でもって公開するときの株価を決めようという方式になっておりますね。これをむしろそうではなくて、今検討されているのは二段階分売方式というのですか、百出すうち二十なら二十をとりあえず出して、十日間ぐらい売買の実態を見て、それから価格を決めて残りの八割を出そうとかという、そういう二段階分売方式というのが検討されているようにありますけれども、類似会社比率方式というものは必ずしもすべての会社にはなじまない場合がありますね。その点についてはやはり二段階分売方式の方にこれから方式を変えていくのかどうか。

ただ、これは証券会社が何か大分異論を唱えているというふうにも聞いておりますけれども、大蔵大臣、そこら辺はいかがになっていきますか。

○角谷政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、証券取引審議会公正取引部会の店頭公開制度に係るいろいろな問題の中に、やはり公開価格の算定のあり方というのがございします。これは端的に申し上げまして、今の実際の公開価格のもとで最初の初日の初値というものがやはり二割程度平均しましても乖離があるといえますか、その分利得を得られるといったふうな状況にございします。それはやはり公開価格の算定に問題があるのか、あるいは初値の算定に問題があるのか、いずれにいたしましても両方の面からいろいろ議論しているわけでございします。

その中で御指摘の公開価格の問題、類似会社比

準方式でやっておりまして、これは会計上認められた一つの方式でございしますが、これが果たして現実合っているのかどうか、もうちょっと需給関係なりなんなりを反映した方式でできないか、あるいは同じ類似会社比率方式でございまして、その算定の要素の中でもうちょっとウェイトの置き方を変えることによって適正な価格形成ができないか等々、いろいろな議論がございします。

これは正直言いまして議論を開始したばかりでございしますので、まだどういう方向で結論を得られるという段階まで至っておりませんけれども、広く各界の意見を聞きまして、今御指摘の問題にできるだけこたえられるような形の案をつくってまいりたいと考えているわけでございします。まだ結論は得られておりません。

○二見委員 大臣、これはいずれにしても国会は無理でしょうけれども、通常国会には法律としてお出しになりますか。

○宮澤内閣総理大臣 特別部会の結論いかんによることとございしますが、行政措置をもって足りるかあるいは法律を必要とするか、いずれにいたしましても、その結論に従いまして、できるだけ早く年内に結論を出さしていただくべき問題だと考えております。

○二見委員 総理大臣、パーティー課税についてお尋ねをいたします。

パーティー課税については、まだこの委員会で議論される前に、竹下総理もパーティー課税については前向きな発言をされました。安倍幹事長もたしか前向きの発言をされております。野党の党首もパーティー課税についてはやるべきだという発言をされておまして、言うなれば政治界のトップは、パーティー課税はやるべきであるということに話がまとまっているわけであります。ところが、その後雲行きがおかしくなっております。どうも政治資金そのものに課税をするということとはなじまないのではないか等々の議論が出てまいりました。出てきた議論について私もよくその気持ちというか、理論は十二分に理解するけれ

ども、しかし、政治資金はいかにあるべきかというそうした政治家の純理論でもって、このパーティー課税を放置してもいいとは思わないので

実は私は大変心配するのですけれども、先日我が党の水谷委員あるいは橋本委員の質問に対して、総理は、パーティー課税については政治資金規正法から入っていかねばならないと述べられました。ということは、パーティー課税は総理としては本音の部分ではあきらめたということなのか、それとも、そうではない、何とかうまい方法があるならばパーティー課税はやりたいということなのか。これを強気持ちは持っているということなのか。これを額面どおり受け取ると、政治資金規正法から入るとのことになるとパーティー課税はだめかな、こう受けとめられるわけでありまして、けれども、総理の本音のお考えはいかがですか。

○竹下内閣総理大臣 若干行政政府の立場からは、まず一つは、お二人様の御質疑に対してお答えとしては踏み込み過ぎたかな、過去長い間政治資金規正法等の勉強をさせていただいた経験を経たというふうなことにして、ひとつ御寛容をいただきたいわけですが、端的に、きのうのお話等も私も聞いておりました、やはりパーティー課税ということが論ぜられるようになったのは、政治家を励ますパーティーというものが、言ってみればどういふ議論があるかと、情緒的不公平感というものが国民全体にあって、初めに使わさしていただいて、言葉がよかったですか悪かったかなと思っておるのでございしますけれども、理論的不公平感等からいってみると、やはり本筋は政治資金規正法から入っていく。私の経験で随分議論したことがありますが、政治に行政権が介入する一つの穴をつくることとそれそのものは、政治上主義的な物の考え方から、断じてこれは抑えなさいかぬというのが共通した議論としてあったこともございました。

が、きのう聞いておまして、私もその情緒的

不公平感というのはわかるものですから、しかし現行法におきましても、その収益を私生活等に使っておれば、これは当然のこととして雑所得等において総合課税をする性格のものでございしますから、これをきっちりやればいいじゃないかという議論もあり得るかもしれん。

それで、そんなことを考えてみますと、そういう一つの情緒的不公平感というものも、筋からいえば収支をはっきりして、政治活動に使ったものとそうでないものに使ったものとできちんとした総合所得の中において雑所得としての位置づけをしていけば、それでできるということになります。これは二見さん百も承知の話だ。

が、それであって情緒的不公平感というものに今対応できるのかな。すべて理論的不公平感の問題で議論すべきだが、政治というものから見れば情緒的不公平感というものは確かにある。そうすると、印紙税というふうな議論が出ておまして、一つのかえとして自分も仲間に入れてもらおうかなという感じを率直に持ったわけでございします。したがって、行政政府としてどう思うか、こういうよりも、おまえの経験としてどう考えるかというお尋ねとして、友情に甘えて、それであえて今のようなことを率直に申し上げてみたわけでございします。

○二見委員 ぜひお仲間に入っていたきたいわけでありまして、例えば私がパーティーを開いて一億円もつけた。大きく言わせてもらいますけれども、一億円もつけて、その一億円を、そっくりゴルフの会員権を買っちゃったり、あるいは自分の家の新築に使ったりすれば、これは雑所得で総合課税で私は全部税金に持っていけるのです。この一億円を全部政治活動に使えば、私には一銭も税金はかからない。私が使ったんじゃないんだから、政治活動として使ったわけですから。それは純理論としてそのとおりなんです。しかし、それはなかなか国民の、今おっしゃった情緒的不公平感という点から見ると理解しがたいものがあります。理解しない国民が悪いのだと政治家である

我々は今言える段階じゃない。そうすると、多少論理に飛躍はあるかもしれないし、粗っぽいかもしれないけれども、政治家の資金集めのパーティーに限定して課税しなければならぬんじゃないか。今まで取りざたされてきたのは、一つは、野党の我々が言ったのは純収益に対する二〇%の課税というのがあります。パーティーをやった、一億円売り上げた、そのうち経費が半分で五千万、残り五千万に二〇%かけようというのが野党の案だけれども、これは大変ある面では行政府、例えば税務当局が、本場に売り上げは一億円ですが、本場は一億五千万だけれどもごまかして一億円にしているんじゃないかと、これは入り込んできますね。政治資金の中に入り込んでくるので、野党が提案したものを野党の私が首をかしげるというこ

とはいいいいことじゃないけれども、私個人としては余りよろしくないと思っているわけですね。そうすると、名前は申し上げませんが、ある自民党の幹部の方は、消費方式ではどうだとおっしゃる。消費方式に反対している我々が消費方式をいって言えるわけじゃないし、しかも消費方式で、やはりこれは幾ら売れたんですかということになるれば税務当局が入り込んでくる。これはよくない。

そうすると、税務当局が一番入りにくい形は印紙税方式かな。例えば入場券を一万枚発行して印紙税を払って、実際に売れたのが八千枚であれば、二千枚分返してもらえばいいんですからね。私はそれが一番いいんじゃないか。そうすればはつきりしますから、税務当局が介入するわけがない。発行して実際に売れた分だけ税金を納めればいいわけですから、こんなわかりやすいことはない。

もちろんこれには、なるほどそういうことになるけれども、脱法はあると思う。例えば二万円未満は免税にしますよという、じゃ一万円券をつくって、本場は二万円なんだから二枚買ってくれとか三枚買ってくれということが出てくる。あるいは案内状だけ出して、券は出さないからお税

儀でくれ、そういうのもある。しかし、例えば政治家たる者で、二万円のパーティーをやろうと思つて、一万円券を出して税金をこまかそうなんという政治家がいたとするならば、ごまかそうというか、合法的に税を逃れようなんという政治家がいたとするならば、そんな政治家は絶対大臣にはなれないね、これは。大変粗っぽい話だけれども、そのぐらいの決断をしてパーティー課税というのにはやらなければ、私は国民の持っている漠然とした不公平感、総理のおっしゃる情緒的不公平感、それはぬぐい去ることはできないと思う。

今我々はここで不公平税制の議論をしているし、政府の方としては一日も早く政府六法案の審議に入つてくれと言っているけれども、国民の方から、おまえの方はどうなっているのだと、こう言われたら答えようがありませんね、返事のしようがありませんね。総理大臣は行政府の長としては言いにくいというお話でしたけれども、どうか我々の仲間に入つたつもりで率直な御意見を承りたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 行政府の長としてでなく仲間に入つたつもりで言え、こうおっしゃいます。そこで議論してできたのが、自由民主党においてパーティー開催の自衛に関する申し合わせというものをやって、必ず政治団体、任意団体でも政治団体が開催し、その収入、支出の状況を明らかにして節度ある開催をしよう、こういうことで自衛に関する申し合わせというのが決まったのです。

今おっしゃいますように、消費方式というのの一つの——それを聞きまして私も、消費方式に反対している我々が消費方式というところに賛成できるわけがないじゃないかとかいうようなお話があったというの、聞き取れておりますが、この印紙税というのは、考えれば入場券方式のような感じになります、それがなじむものかどうかというのと、基本的にもう一つ考えなければいけません、これはこれから議論の上でいろいろな結論をお出しになるわけでございます。

が、いわゆるパーティーは収益事業かということになりますと、収益事業という中に法的に読めるのかという感じがします。したがって、今のような知恵がだんだん出ていくわけでございますから、私は、それこそ専門家のプロ中のプロの皆さんがお話しなすつておられるわけですから、その仲間入りと申しまして知識水準がそれに達しませんが、自分なりに模索していかなければいけませんというふうには思っております。

○二見委員 結婚式のパーティーというのはこれは収益事業じゃありませんけれども、政治家である我々がパーティーをやれば、収益事業というものは適切な日本語じゃないけれども、ちゃんと利益は出るようにやるわけですから、それは一種の収益事業とみなされてもやむを得ないのじゃないかと思ひ、印紙税というか、まあ入場券方式ですね。

しかも私は、これが永遠に崩れないすばらしい方式だと自分でも思っているわけじゃないのです。やはり原則は、総理もおっしゃる通りに政治資金規正法から入るといふのが本筋だと私は思ひます。しかし、その本筋を言っていたのは国民からの期待にこたえられないし、いわゆる情緒的不公平感を払拭することもできないから、こんな粗っぽい方式をやっているわけ、もしやるとするならば、私はこれは時限立法でもいいと思つてい

るのです。五年とか十年とかの間に政治資金規正法を見直す、あるいはきちんとした収支の、あるいはパーティーを自衛するとかいろいろあることが行われる。そうしたことをやりながら五年とかあるいは十年という時限立法でやるし、もし法律をつくるというならば、これは法律でやる以外にありませんから、法律は印紙税法とか入場券法を使うのじゃなくて、租税特別措置でこれは処置するか、あるいは新法をつくるかということになるだろうと思ひます。

それがいいですということはなかなか言いにくい立場だから、大蔵大臣にはお尋ねしませうけれども、総理としてもう一度御見解を賜りたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 そこで古い話になります、いわば政治家のこのパーティーというのを任意団体が行うのじゃなく、政治資金規正法の届け出団体が行うことにして、そして公明選挙推進連盟というふうなところへその一割を納めたらどうか、こんな議論もしてみたことがあります。そうすると行政の介入はなくて、そしてそれが政治浄化のために使われていけばいいというふうな考えで、そんな議論をしたこともございます。

確かに、要するに税法上どうなるのだ。ただ私が入場税と申しましたのは、古い昔の入場税のことを思い出して話しておりますので、今の法律はちよつと違ひますけれども、そういう議論をしたことがございまして、今おっしゃった、さきさきながら認知していただいた情緒的不公平感というものに對しては、何かやらなければならぬじゃないかというその何かという問題について、私も、新聞紙上では前向きに後向きだといふいろいろ書かれたが、そのプロの議論を絶えず承りながら模索しておるといふのが現状でございます。そんなことを、収益事業の範疇に入らぬからできるわけがないじゃないかというふうなことで突っぱねるという考えはございせん。

○二見委員 いずれにしても、この問題は国会できちんとした決着をいいますか方向づけだけは出して、国民の信頼を回復したいと我々は念願をいたしておりますので、そのことも総理はぜひともお含みおきいただきたいと思ひます。

その次に総合課税について。大分政府の方も総合課税については前向きになりつつあるように感じておりますが、私はやはり総合課税の時代はもう来ていると思ひます。日本人もマネーゲームでもうける時代になりました。日本人の個人金融資産は六十二年末で七百三兆円だということでは

し、そのうち株式は六十九兆円だということになりますと、利子配当を含めて総合課税に進まざるを得ない環境が着々と整いつつあるのではないかと感じますけれども、これは総理大臣あるいは大蔵大臣、どちらでも結構でございますけれども、この点についての御認識はいかがでしょう。

○宮澤内閣大臣 基本的には、仰せられますように所得はできるだけ総合していきまして、累進税率の適用をするというのが本来であらうと存じます。それは、基本的におっしゃいますことに私も同意でございます。現実の問題としては、何かの政策目的あるいは現実課税の捕捉に問題があるといったようなことで、変則は幾つかございしますが、基本は私はやはりそういうことであらうと存じます。

○二見委員 同じことの繰り返しを今度は外から眺めてみますと、私は、国際化という観点からも総合課税に進む必要があるのではないかと、いかにか、納税者番号をとらざるを得なくなるのではないかと感じます。

ヨーロッパでは、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イタリアが納税者番号を採用しておりますし、イギリス、フランス、西ドイツはこれ採用していません。フランスは、平等よりもおれは自由の方がいいやというので、ありませんし、イギリスの場合も、新保守主義の経済理念でもって番号は用いないことになっているようであります。しかし、一九九二年にECが市場統合をすることになっておりまして、今いろいろな面で各国間のすり合わせが行われております。

ですから、一九九二年にECの市場統合がどの程度できるかということにも関連はしてくるのですけれども、いずれにいたしましても、ヨーロッパでも市場統合への動きにつれて、今度は国境を無視してアングラマネーが動いてくるのを、それはフランスもどこの国もいいというわけにいきませんから、何とか名寄せしてこれを捕捉しなければならぬという動きが出てくる。番号を嫌がっているフランスだとか西ドイツも、西ドイツはた

し、連邦政府でやらずに州でやっているのだと思えますけれども、名寄せについて全く無関心ではいられなくなってくるのだと思えます。そういう国際的な動きがある。

もう一つ、カナダがことしの九月からアメリカと全く同じ番号制を採用することに踏み切りました。これは私は、アメリカとカナダの自由貿易協定というものと全く無関係だとは思っておりません。そうすると、例えばECが名寄せをするようになった、アメリカも既に番号でもって名寄せをするようになった、そのときに日本だけが番号で名寄せができないかと思えます。そうした国際的な動きからきても、やはり私は番号の採用ということは、好き嫌いはあるけれども、一つの方向でやむを得ないのではないかなと思えますが、大蔵大臣の御認識はいかがですか。

○宮澤内閣大臣 課税あるいは徴税の目的からいいますと、これはもうまことに効率的であることは間違いないと思えますが、これはもう二見委員がよく御承知でございますから、これは申し上げませんが、いろいろな問題がございまして、これはやはりその国が過去において全体主義的な支配と申しますか、そういう経験を持ったか持たないかにも微妙に関係をしておるように見えますので、そういうこともよく考えておかないといけません。いずれにいたしましても、これは具体的に税制調査会の小委員会をお願いいたしまして、各国視察をしてこられました。その御所見を近くまとめられることになろうと存じますので、これを私も大事なことでして注視をしておるわけでございます。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕  
○二見委員 どうも総合課税ということになると、その手段としてすべての所得を捕捉しなければならぬ、そのための番号制の導入ということになります。我々も理屈ではそう言っておるのではありませんけれども、世論調査をみると、世論の反応がまた厳しいのです。これは我々も困っているわけでは

るわけでは

これはある新聞の九月の世論調査によると、キャピタルゲイン課税に七％が賛成、一五％が反対。我々はよしやっぱりキャピタルゲイン課税はやろうと意を強くしたのでありますが、そのための番号制については、取り入れた方がよいというのが二七％で、株などに限って取り入れるというのが一五％で、取り入れない方がよいというのが四三％。国民は一方でキャピタルゲインは課税せよと言いつつ、そのための手段である番号については、おれは嫌だよと非常に相矛盾した行動をとっていることで我々も戸惑いがあるわけです。

考えてみますと、確かに二見伸明は〇〇一番とこうつけて、海部俊樹先生は〇〇二番とこうつけられる、それから後ろから激励してくれた浜田幸一先生は〇〇七とかこうつけられて、この番号は何のための番号かというところ、あなたから税金を九割といたただくための番号でと言われて、これは喜ぶ人は正直言っておりません。幾ら公平とはいえないが、それは嫌だよということになります。

ですから、これから番号を採用するということになりますと、やはりその番号をもらうことが、自分に番号をつけられることが何らかのプラスになるというインセンティブがないと、国民は積極的協力しません。アメリカで社会保障番号をつけただのは、まさにそれは年金その他に關係して、自分にプラスになってくるから社会保障番号制度をとっているわけであって、イタリアはイタリアで別のやり方があるわけでしょう。そうすると、これは税金を取るための番号なんですよというものがなくて、いやおれはプライバシーだ何だ、もちろんプライバシーの保護の問題もあるけれども、税金を取られるためにおれは番号をつけられるのか、それはたまったもんじやないという拒否反応というのは、これからかなりあると思えます。我々は総合課税を進めるために番号制は必要だと思ふけれども、その拒否反応をなくすような

マイナスのインセンティブじゃなくて、プラスのインセンティブがあるような制度というものをこれから知恵を出して考え出さなければいかぬと思えますが、そうしたアメリカやイタリアのどのような制度を参照しながら、大蔵省としてはどういうようなことをお考えになっておられるか、もし固まった案があればお示しをいただきたいと思えます。これは大蔵大臣でなくても、事務当局でも結構でございます。

○水野（勝）政府委員 御指摘の点はまさにポイントであらうかと思ふわけでございます。アメリカのように、既に長い期間社会保険番号として使われていたものを税の方で使わせてもらうという体制に移した国もございします。そういうものがなければ、いわずに国民の皆さんにそれを持ってもらうという以前の問題として、税務当局内で整理番号として使ってまいったものを、そうしたものとして社会にお願いをするというイタリア方式もあるわけでございます。

税務当局におきまして番号をつけさしていただくというところは、現時点におきましても国税、地方税当局、それぞれ住民税であれ所得税であれ整理番号はございします。それをどのようにして経済取引の中に必ず使っていたか、そういう番号を使っていない取引は、じゃあどういう性格のものとして位置づけるのか、そこらのところがまさにポイントであらうかと思ふわけでございます。

そういった点も含めまして、税制調査会の小委員の方々、ヨーロッパの方式、アメリカの方式、それぞれ実地に出張して調査をしてまいって現在まとめるところでございます。したがって現時点で、そうした方向につきましても現時点で大蔵省として特段のものをたたいまは持ち合わせていないわけですが、御指摘のような点も含めて今後中で、税制調査会それからまた私も、詰めた議論をしていく段階にあるところでございます。

○二見委員 総理、この総合課税について最後の質問になるわけでありまして、私は総合課税は四年後にぜひとも導入ということで見直しを

していただきたいと思ひます。

ただ、そのときの経済情勢もいろいろありますので、今ここで即断はできないんだけれども、総合課税ということで所得税に関する課税ベースがうんと広がる。そうしますと、やはり所得税の最高税率ということもあわせて検討する必要があるんじゃないかなと思ひます。所得税の最高税率だけを引き下げれば、それで減税された高所得者は、それを株に回したりあるいはまたマネーゲームでお金を稼ぐ。それは総合課税でなければ別の資産の不公平を生むわけでありまして、全部税金がかかっていますから、株のほうは税金、銀行預金の利子も税金、しかもそれは総合課税で累進性がかかっていますから、私は総合課税をやる場合には、まあ政府案で五〇％になっているんだけれども、現在の所得税の最高税率も検討したって一向に差し支えないと思ひます。

と同時に、中にはおれは絶対番号は嫌だというのがいると思う。何から何まで知られてしまうならおれは生きていられない。そういう人のためには、総合課税をした方が得か、あるいは分離課税をした方が得かという損益分岐点みたいな、かなり高い分離課税を選択して認めても一向に差し支えない。総合課税よりも選択分離の方がかなり有利だとなれば、みんなこっちに行ってしまうけれども、そうじゃない、どっちでもかかる実際の税負担は余り変わらないんだ、ただここの場合にはおれは番号をつけてないだけ有利だ。少し高いかもしれぬ、総合課税の方が何か幾分か得する、税金は安くなる感じだけれども、しかし番号をつけてない点だけ気分的に楽だからいいや、というように思い切った高率の分離課税も選択としてつけてもいいのではないかと思ひますけれども、総理の御見解はいかがでございましょうか。

○竹下内閣総理大臣 なかなかこれは一口に答えるのは難しい話でございすが、確かに番号制のことを考えましたときに、みんながこれは税の番号だと意識しない番号のつけ方はないかというので、社労関係の方が、それはやはり人間全部この番号を持っておつて、どこかで行き倒れておつたら、その番号を見てコンピューターへ打ち込めば、どこでこの人で、血液型は何だからすぐ輸血はそれでやればいいじゃないか、人間全体の生命を守るための番号だというふうなところからアプローチしてみたらどうだ、こんな話私も昔聞かされたことがございすが、

が、もう一つ、番号制を導入したが、それが余り機能していない実例も確かにございすが、番号を使ってやる場合と、まるっきり使わないアングラマネーの部分があつたという実例もあるようございすが、いづれにせよこの問題は、今大蔵大臣からお答えがありましたように、せつかく今小委員会をつくつて皆さん方ヨーロッパ等を視察していらつしやいますから、ある種の方向というふうなものは私どもお知らせいただけるようなこととなるのじゃないかと思ひます。

それから総合課税の問題というのは、これも大蔵大臣からお答えになったとおりであります、ただシャウプのときは本当は上は五〇％なんです。それで八段階でございすが、その後だんだん上がつて、一番長いのが十四年間ぐらいが十九段階でございしました。ただ、あれはよく勉強してみますと、大変な高度経済成長期だったから、要するに、ある時期まで来たらいきなり次の高い税率になるというのをなだらかにするために、十九段階というふうな仕組みがあつたのではないかなというふうに勉強させていただいたことがあります。

今度出しておるのはいわば五段階というところございまして、したがって総合課税というものは、必ず応能主義によるある種の累進性というものはお互いの念頭にありますけれども、フラット税制であつても、二百万の人の一〇％なら二十万であり、二千万の人の一〇％なら二百万であるわけですから、その応能主義的な要因は、フラットで

あつても議論のうちには入るのではない。したがつて、この際、他の先進国にも見られるように可能な限りフラット、二段階にすぐできるわけはございせんが、五段階にさせていただこう、こういうことになつておるわけでございます。この総合課税と番号制、そして総合課税ではあるが応能主義による直接税、所得税等のいわゆる累進性を可能な限りフラットにするという考え方と、もっと累進構造をきつくりという考え方とは、まさに総合的に考えなければいけぬ問題ではないかな。

したがつて、二見さんも議論しております、これだという決め手は、もちろんお持ちになつておらぬと言ふ失礼ですが、模索中とこう申しましよう。政府でも今まさに小委員会等で模索中であつて、原則総合課税への移行、その考え方は理解できるのであります、その間どういふふうな調和をそこに求めていくかということではないかなという感じがしました。

○二見委員 キャピタルゲインのみなし分離についてお尋ねしますけれども、今までのキャピタルゲインについては原則非課税だった。これを今度政府の改正案では原則課税としましたね。しかも納税者の選択によつて申告分離課税、これは一年間の損益を合計して自主申告して、値上がり益の二〇％を納めるといふ申告分離課税と、さもなければ源泉分離課税、いわゆるのみなし分離という制度ですね、利益がどれだけ出たかを問わないで、売却額の五％を利益とみなし、その二〇％、つまり売却額の二〇％を証券会社が源泉徴収するいわゆるのみなし分離課税、この二つのどちらをとつてもよろしいですよというふうにしやうと思ひますね。これは新たな不公平を生むことになるんじゃないかと思ひます。一つは、損が出たら税金のかからない申告分離をしよう、もうけたら源泉分離で一％で済ませてしまおう、これは不公平ではありせんか。

○水野(勝)政府委員 そういう意味におきましては、申告と源泉の選択がある場合におきましては、も、それを選択した方は何年かはそれを使つていただきたい、どつちかに割り切つていただきたいという考え方ももちろんあるわけでございますが、そうした場合にはおきまして、結局前提となりますのは、御指摘いただいておりますようなその把握体制の問題でございまして、

申告分離で全部お出しになつてきたとおっしゃられても、その方がほかに取引をしておられるのかおられないのか、そこはその店舗だけの取引ということで、証券取引はすべて一口座だといふふうなことで、証券取引はすべて一口座だといふが、そこは極めて自由、弾力的でございまして、そうした大量の、継続的、弾力的に行われる証券取引につきまして何らかの把握体制が確立されていない場合におきましては、結局は御選択にまつかはしない。

そうしたものが完全に公平なものであるとは必ずしも私どもも思つておりませんが、あわせて把握体制の整備を模索しながら、とにかく御指摘のような若干の不公平はございまして、原則課税にこの際踏み切るといふところで、いろいろな点につきましては目をつぶる点はあるにしても、とにかく原則課税に踏み切るといふことを最大の前提といたしましたところから、こうした方式を御提案いたしておるところでございまして。

○二見委員 原則課税に踏み切りながら新たな不公平を生じさせやうとしている。これはやはり決して見逃すことのできない点だと思ひます。特に与野党政権担当者協議の間でも、果たしてこれで、一％というのはおかしいのじゃないかと私なにかは思つておりますし、これは二％ぐらいにしたらどうだ、二％ぐらい取れという議論もしているわけでありまして、その点もひとつ大蔵省は念頭に置いていただきたいと思ひます。

さらに、今度はのみなし一％をつけたことによつて、有価証券取引税は〇・五五から〇・三になるのでしよう。のみなし一％というのは個人ですね、企業は関係ありませんね、これは、企業にとつてみれば、有取税は〇・五五から〇・三に下がるの

です。法人にとってはこれは大変いいことですね。個人にとつてみれば、要するにみなし一％といえど何か税金みたいな感じがするけれども、何のことはない、今まで〇・五五の有取税を一・三にしたのと同じでしょう。有取税でしよう、みなし分離というのは、みなし分離が有取税と全く違ふのだから違ふと言つてください。

○水野(勝)政府委員 ただいま申し上げましたように、原則課税にとかく移行するということを大前提として御提案したところでございまして、そうした御指摘があること、あり得ることは私どもも承知いたしておるところでございます。ただし、とにかく源泉分離でございまして、ここは本人がそれを選択されたということ、は、五％の利益ありというふうな形をとつてお願ひをするわけでございまして、あくまでもこれは所得課税として御理解をいただきたい。

一方、有価証券取引税は、これはまさに流通税でございまして、理論的にも所得の有無にかかわらずお願ひをする税金でございまして、そこははっきりと違ふわけでございまして、法人の点の御指摘は、まさにそのとおりでございますが、株式取引と申しますのは、先ほど申しましたように極めて大量な取引でございまして、その際におきまして、法人、個人を区分いたしまして税率を異にいたしましたし、お願ひをするというところは、この税の性格からいたしましてなじまないところでございますので、取引税としては一本にさせていただきます。御提案しておる。ただ、下がる分につきましては、法人の利益がその分増加するわけでございまして、その分は相応の法人税としての御負担もお願ひをできるところでございまして、従来この有価証券取引税は、何とかキャピタルゲイン課税の原則課税化へいたしたいという検討の中で、いわば代替的に流通税である取引税の引き上げをお願ひをいたしてまいった経緯もございまして、そのときには個人も法人も一緒にお願いをしてきたという実態でございまして、そうした点も全体を踏まえまして、今回引き下げるとい

う点におきましては、流通税としてはやはり一律にお願ひをいたしておるところでございます。○二見委員 水野さんいろいろおっしゃいますけれども、要するに個人の投資家にとつてみれば、損が出たら税金のかからない申告分離、もうけた場合には源泉分離、こういう使い分けで個人の間に不公平がまず生じるといふ点が一つあります。今度は個人と企業と比べてみれば、個人にしてみれば、今までは有取税は〇・五五だった。しかし今度は実質的には有取は一・三になる。法人の方は〇・三になる。個人と企業との間で不公平が拡大するということ以外の何物でもないと思ひます。もう一度御答弁ください。

○水野(勝)政府委員 個人同士の間の問題といたしますれば、その人に所得が発生をいたしてない、あるいは損失であるというときには、これは所得税として課税をお願ひするということはできないわけでございますから、形式的なお答えかもしれないわけでも、源泉分離を適用されたという方は、それは所得ありの方、源泉分離でなく申告分離を適用されたという方は、これは所得ゼロあるいはマイナス、所得があれば所得税をお願ひし、所得がなければこれはお願ひをできないところでございますので、その点は、その両者の個人の間に不公平があるというふうにはやはり考えることはないのでないか。所得のある方は源泉を適用され、ない方は申告分離を適用されたという、結果としてそうなるというところではないかと思ひます。

ただ、裏の事情として、いろいろな事情から同じような方が源泉分離をされ、同じような方が申告分離をされたという事態を想定しての御議論でありますれば、それはそれとしてわかるわけでございまして、やはり税制を仕組む上におきましては、所得あり、その方は所得があるから源泉分離を適用されたというふうにかえるのが筋でございまして、個人間に不公平を招来するといふ点につきましてはいかがかと思ひます。

法人の点につきましては、先ほど申し述べました。余りにも大量な株式取引でございまして、これを区分してお願ひをするというところは、簡便な流通税としてお願ひをされているこの税の性格からいたしましては、ちょっと法人のものを区別してそのまま残すといふことはいかがか。従来引き上げをお願ひするときに、キャピタルゲインにつきましては本来法人は課税になっていくわけでございまして、その点も含めまして引き上げをお願ひしてきただけでございまして、引き下げるときも、この点につきましては統一的にお願ひをすることでお提案をされているところでございまして、加藤六月先生から感謝状が参りますので、これについては質疑をやめます。

残り時間が少ないものですから、実は本日は土地税制、相続税についてちょっと議論したかったのだけれども、土地税制あるいは相続税を考える場合には、そのバックグラウンドになるのは私はやはり土地政策だと思ふ。きょうは土地政策の大きな話だけを聞いておいて、そして土地税制、相続税については後日に譲り、その質問が終つた後、総理にもう一点別の質問をお尋ねして、時間が来ますので終わりたいと思ひます。

実は国土庁長官、土地基本法に関する懇談会というのを始めましたですね。十月十二日に第一回が行われた。私は時宜に合った会合だと思ふのだけれども、いわゆる土地基本法というものを通常国会に御提出になるのかどうか、その点はいかがでしょう。

○内海國務大臣 土地基本法の提出の問題につきましては、現在土地に関する有識者の先生方の懇談会を設けて、先生御指摘のように十二日の日に初会合を開いて、いろいろと御意見等を承つておる段階でございまして、また、さきの国会で御提出になりました野党各党の土地基本法等も参考に踏まえまして、できるだけ速やかに法案を作成して、関係省庁ともよく打ち合わせをいたしまして上で提出に踏み切りたい。できれば次期国会を

目指して成案を得たい、こう考えておる次第でございます。

○二見委員 新行改革では、土地に関する基本理念として、利用の責務、それから公共の福祉の優先、計画的利用、開発利益の還元、受益に応じた公平な負担、こうしたことが国民の共通の認識として必要だといふ考え方を持っておられるようでありませうけれども、土地基本法においてもどのような基本理念を盛り込みたいとお考えになつておりますか。

○内海國務大臣 ただいま先生の方から御指摘のありましたような土地政策についてのいろいろな基本理念、あるいは公共の福祉、その他土地に対する社会的観念、こういった基本的な問題から踏み込んでまいりたい。公共性というふうなものにいておる、こう申し上げられると思ひます。

○二見委員 土地税制について具体的なことでなくて、土地税制のあり方みたいなことにまでこれは言及できませんか。その点はどうぞでしょう。

○内海國務大臣 土地税制につきましては、先生も御指摘のように、固定資産税、相続税、いろいろございまして、したがって、私どもの役所だけでその問題に対する答えを出すというわけにはまいりませんので、こういった問題も検討の材料として各省庁と意見の調整をして成案を得たい、こう考えております。

○二見委員 時間も迫つてまいりましたので、大蔵大臣に一点お尋ねします。それから総理大臣にお尋ねします。その質問を両方同時に申し上げます。

大蔵大臣にお尋ねしたいのは、私は今土地基本法についての概略の話を伺つたのですけれども、土地問題を考え、土地税制を考えた場合に、相続税というものはやはり見直さなければならぬのじゃないか。というのは、要するに地価というものは、実勢価格がありますね、それから公示価格があつて、固定資産税の評価額があつて、相続税の評価額、四つありますね。それぞれ理由

があるわけです。

しかし、相続税に関しては、むしろ公示価格があるいは実勢価格に評価額をして、そして税率をうんと下げてしまふ、そうした方が例えば土地の流通にとつてもいいのじゃないか。土地の評価額が、相続税の評価額が低いから、お金で持っているよりも、株で持っているよりも、土地にかえておいた方が相続税が安いという現象も現実にあるわけだ。二十億円の土地を持っている、借金も十億円ある、しかし、これは二十億円の土地だけでも、実際の相続税の評価額は十億円だということになる。借金とでチャラになつてしまふ、税金を払わないで済んでしまふ。むしろ評価額を実勢価格があるいは公示価格にして相続税の税率をうんと下げた方が、節税を考えた土地への資金の流れが少なくなるのじゃないかということも考えておりまして、そんなことも念頭に置きながら、その点で大蔵大臣の御所見を承りたいと思ひます。

もう一つ、総理大臣、実は私は、企業というのがこゝまで国際化してまいりますと、タックスヘイブンの話もございますけれども、やはり日本独自の税体系というか、それは税というものは主権の最たるものだという議論はそのとおりだろうとは思ひますけれども、例えば法人税の税率が日本とアメリカでは違ふ、日本とヨーロッパでは違つて、ヨーロッパやアメリカの方がよほど低いというところになれば、企業は低い法人税率のところを工場を移転してしまひます。あるいは現地法人をつくつて、こちらの日本国内の法人の方を形骸化してしまふ。所得税も同じです。日本の所得税が高いから、ではアメリカへ行つて、アメリカへ住所を移してしまふ、向こうの方が所得税が安いからというふうな、直接税の間で先進国間でのかなりのばらつきが出てまいりますと、それは経済活動にも支障を来してくるんじゃないか。しかもボーダレスの世の中ですから、企業にとっては国境はあつてないようなものであります。

そうなる、一度先進国の間でもってタックス

サミット、所得税のあり方、法人税のあり方、これを本気になつて先進国同士でもって話し合つて、すり合わせなければならぬ時代が近い将来来るのではないかと私は思つておりますけれども、そうしたタックスサミットについて総理大臣の御見解を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○宮澤内閣総務大臣 一つのアイデアをお出しになつたので、月並みの反論を申し上げるのにはちよつと気が引けるのでございませうけれども、今のうちにいたしますと、今でこそ、また東京のようなどころでこそ土地が相続財産の大きな部分になります、土地を考へるために税率を下げたとしても、税率を異ならしめることができませんので、そうしますとやはり実際は預金とか株式とか書画骨とうとか、かなりの減収になるのではないかなという感じがいたします。

しかし、おっしゃいますようなことは、例えば相続直近三年間でございませうが、取得の土地はもうその取得価格によるとかなり厳しくいたしましたし、また実勢価格、相続税の路線価格等々、何かもう少し少しや寄せできないかということとは、なお努力をいたしたいと思つております。

○竹下内閣総理大臣 タックスサミットを開いたかどうか、こういう御提言でございませう。

今タックスヘイブンを例示されましたように、経済が国際化しておる中で今まで国際的な協議の場として、OECDの租税委員会、それから税の執行、これは特に執行面ですが、環太平洋税務長官会議、またアジア税務長官会議等がありまして、これまでも随時開いておるところでございませう。が、今のタックスサミットというのは、それが国際化の趨勢の中で一番次元が高い場所である議論されておるのとはどこかといひますと、やはりG5とかG7じゃないかな、こんな感じが私自身しております。

そういうところで、私も先進国大蔵大臣会議なんかへ参りましたときに、日本には所得でも税のち外にある所得があるそうですね、こう聞かれて困つたことがありましたが、考えてみればそれはマル優のことでもございました。それで私は、いや、マル優というのは勤労によつて得た節約して蓄積されたものだから、二重課税になるからというふうな議論をしたりしたことがございませうけれども、ああいう場所が一つの考え方のかな。それで、先進国サミットというのは経済サミットでございませうけれども、いきなり首脳会議に税金を持ち出して、得意な人もいらつしやるし、余り得意でない人もいらつしやるでございませうし、その辺、やはりG5とかG7というふうなところから入り込んでいくのが一つのあり方かなと傾聴させていただきました。

○二見委員 以上で終わります。

○海部委員長代理 これにて二見伸明君の質疑は終了いたしました。

次に、安倍基雄君。

○安倍(基)委員 どうも総理、大蔵大臣のころは随分ここで論議をしたのですけれども、しばらくぶりでございます。

本日は二つの問題、政治倫理と公約及び不公平税制と二つ考へておつたのでございませうが、不公平税制を中心として論議する場であるといふところから、まずそちらの方を先に論議したいと思つていませう。

今まで同僚議員からもいろいろお話が出ましたけれども、現在やはり一番大きな問題は、大きな不公平を感じているものは、いわば土地についての問題ではないか。みなし法人あるいは医師税制といふいろいろ言われております。これはそれぞれの立場の者が反論しておりますけれども、こういうものはコンセンサスを獲得せねばならぬ結論を得なければいけません。土地税制といふものが一番これからの大問題ではないかと思つております。

私は、ある中小企業の経営者に会いましたら、本人たまたま上げでございませうけれども、自分たちのころは一生懸命前半生働けば自分の土地くらい買えた、ところが現在はそうではない、働く者は

気の毒であるといふことで、本当に涙を流して語つたことが非常に印象的でございますが、この土地問題、これはどちらかと申しますと、税のみならずいわば所得あるいは資産の配分の不公平といふことで、これから大きくクローズアップする問題ではないかと思つております。

初めに、既に同僚議員が問かれたことでもございませうけれども、適合がどういったデータを出しております。これは、六十一年の金融資産は約二千四百兆円、そのうち株式が三百七十五兆円、年間の株式のいわば増価額が百二十一兆円、土地は千三百兆円で年間が二百四十四兆円、株式と土地と合わせますと年間三百六十五兆円というすごい額になつておる。土地と株式については一日一兆円の増価額があると言われております。この計数は正しいわけではございませうか。

○中尾内閣総務大臣 新SNAと申しませうか、もう先生よく御存じでございませうシステム・オブ・ナショナル・アカウンツと申しますが、この利子及び配当、地代などの財産所得は、金利の動向等を反映いたしまして、毎年の伸びは変動いたしますが、国民所得に対する比率からいいますと、昭和五十五年以降はほぼ一六％程度で安定的に推移をしております。これは当然のことながらキャピタルゲインは入つておりません。

我が国民資産そのものは、昭和五十五年から大体六十年までの過去五年間の年平均増加率は八・四％となつておりまして、同期間の名目GNPの年平均増加率五・五％を上回つておりまして、六十一年度におきましては、対前年度伸び率ははるかに上回つて一四・九％、こういうことに相なるわけでございませう。額にいたしますと四千五百二十四兆円ということになるわけでございませうが、これは名目GNPの伸び率の四・二％を大幅に上回つたという計算に相なるわけでございませう。その結果、国民資産そのものは、名目GNPの約十四倍になつたといふことに計算されるわけでございませう。

一昨年のこうした資産価格の上昇というものの

は、要するに原因を突きとめてみますならば、このところの株価の上昇というものと、あと一つは地価の高騰というものも反映させられていることだけは、御指摘のとおり間違いございません。

○安倍(基)委員 この間において、労働に対するいわば賃金の増が十四から十八兆。この状況で、一体土地に対してこのままほっておいていいのかというのが連合を中心とした大きな声であります。これと関連いたしまして、租税総額中における土地保有についての税、これはむしろ自治省に調べてもらいましたけれども、これを日米英比較していただけないか。

○湯浅政府委員 我が国の固定資産税、都市計画税、それから特別土地保有税、この三つが土地保有税の関連の税目ということになると思っております。この国民所得に対する割合あるいは租税総額に占める割合というものを申し上げますと、昭和六十年におきましてこの三つの税額の総額は、国民所得に対して一・九％、それから租税総額に対して七・九％となっております。

類似の税について欧米四カ国のたいたいの比率を申し上げますと、日本より高いのはアメリカで、アメリカは国民所得に対して三・二％、租税総額に対して一三・〇％。それから、イギリスも日本より高く、国民所得に対して五・三％、租税総額に対して二・六％ということになっております。フランスは我が国とほぼ同様でございます。

いまして、国民所得に対して二・二％、租税総額に対して六・三％。それから、西ドイツは日本より低く、国民所得に対して〇・五％、租税総額に対して一・七％というふうな状況になっております。

○安倍(基)委員 これはよく資産、所得、消費のバランスと言われておりますけれども、この中でいわゆる資産所得は抜いて、資産そのものの税でございまして、そうしますと、日本は米英に比較すると大分低い。

どのくらいであるのか、これを見ますと、日本は一九八五年で約五七・三％、約六割が要するに国富の中における土地になっております。アメリカは二三・七％。といいますと、国富の中の土地の占める割合を勘案しますと、土地保有に対しての税は非常に低いと言わざるを得ない。たまたまドイツの場合には国富における土地の割合は非常に高いですけれども、税の方が非常に低いというちょっと特殊な形を持っております。

いづれにいたしましても、年々一日一兆円評価額が伸びるというところのいわば土地に対して、その保有については非常に税が低いと言わざるを得ない。よく宮澤大臣は、土地の評価が幾ら上がっても、譲渡のときにかけるからいいのだというお考えをお述べになります。評価が上がっただけでは課すわけにはいかない。それはどういう意味かといいますが、私はちょっとそれはわからないのか。そうすると、消費税というのは所得がなくても課すのです。となると、土地を保有していることについて税を課してどうして悪いのだ。土地の評価額が上がってくる、それに対して税をどんどん課していつてどうして悪いのかということはどうお考えでいらっしゃいますか。

○宮澤(昭)大臣 私が申し上げようとしておりますのは、言葉が足りなかったのかもしれないが、その含みに課税をするということが、もし所得税であれば、その所得は実現していない所得であるということをお願いして、保有に対する課税であれば、これは固定資産税等々そういう現行の税制があるわけでございますので、これは私、自分の所管のことでありますので、仮定のこととしてしか申し上げないのでございますが、その系統で処理ができるのではないかと、このことを実は申し上げようとしておるわけでございます。

○安倍(基)委員 問題は、これだけぐんぐん実質価値が伸びる土地が、これは地方税の領域だから入れない。国税と地方税のいわば境界をびしっとつけて、これは地方税だ、これは国税だ。国税の

中で直間比率を直さにかぬということばかりを言いました。土地に対するいわば所得、消費、資産のバランスをとるというのが、地方税には入れないという理由でもって、これだけ一日一兆円の評価額が上がるのに対して一歩も入れない、その辺に私は基本的な問題があるのじゃないかと思っております。いかがでございますか。むしろこれは大蔵大臣ですね。

○宮澤(昭)大臣 入れないと申し上げているのではなくて、現実には固定資産税の評価がえなどがございまして、大変に課税には苦勞を課税当局がしておられるという現実がございまして、そのうち、そういうことも考えながら、自分の所管外ではございまして、ちょっと申し上げたのでございまして。

○安倍(基)委員 では、自治大臣の御意見も伺いましょう。

○梶山(正)大臣 資産課税については、もちろん国、地方を通じて極めて関連の深い問題でございまして、そういう意味で税制改正は議論をされたものというふうに考えております。

しかし、現実には今土地の税制について考えますと、いわゆる保有を前提にして毎年課税することと、いわゆる固定資産税がございまして、いわば土地税制という意味では特別土地保有税があるわけでございます。それから、国税でございまして、これは相続税があるわけでございますから、それぞれの観点から、いわばその異動の時期、あるいはその資産に着目をして、着実な地方自治を守る一つの税としての体系を整えているわけでございます。ですから、委員御指摘のように、土地を持つているその保有の価値を高めたから、評価が高くなったから課税をするということであるならば、それではそこに所得を発生しない者にも税金を取ることができるといいますと、これは土地の追い出しにつながる問題もございまして、慎重に検討しなければならぬ問題だというふうな感じがいたします。

○安倍(基)委員 今所得が発生しないところという話が出たのですけれども、私がさき申しましたように、消費についても所得が発生しない。しかし、それを要するに消費があるところに所得ありとみなして課税するという形だと思っております。そうすると土地保有についてもそれだけの資産を持つていっているという形から課税される。

それに加えて、土地保有について課税をする場合、こういった問題があるわけですね。例えば大きなビルを持つていられる。そのビルがいわば大きなビルであれば、一つの町が出現したと同じだ。それに対しては当然、下水道もあれば水道もあれば、いろいろな公共施設が要する。でありますならば、そのビルを中心部に保有している人間は、所得があるなしにかかわらず、当然その費用を負担しなければならぬ。それと非常に便利な場所にある便利な土地を享受する。そういうことで、いわば土地保有というものはそれなりの大きな意味を持つておるわけですね。そこは私が一番問題とするところでございまして。

しかももう一つ、例えば株式なんかの場合には、自分が売り買いでリスクを買ってやる。土地の価格の上昇は、たまたまそこに公共事業が行われる、それで自然に上がってしまうという要素があるわけですね。例えば、ちょっとこれは具体的な話になりますけれども、整備新幹線が今度軽井沢まで行きます。この建設費用を聞いてみますと約二千億円ある。軽井沢は当然そこで地価も上がるでしょう。ホテルもお客さんがふえるでしょう。しかし、その費用二千億はだれが負担するんだ。サラリーマンが負担するだけであるのか、開発利益を享受する人間が負担するのであるのか。

あるいは、私は過日東京湾横断道路の話をした。対岸の地価は必ず上がるだろう。そうするとその地価上昇分をどう考えるのか。例えば、大分一時期田中元総理の鳥屋野潟の話がございまして、鳥屋野潟をあらかじめ田中元総理の企業が買った。非常にけしからぬということを随分言われました。確かにけしからぬには違いないけれども、そこに堤防ができればその土地は当然に上

るので、そのときの現所有者は何らかの利得を得る。ここでいわれる開発利益と申しますか、開発利益をどう考えるか。整備新幹線をどうしてやったのかという問題もございすけれども、この点について運輸大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○石原國務大臣 さきの八月三十一日に政府・与党が合意いたしました。着工順位を決めて、高崎―軽井沢間をまず六十四年度中に着工しようとして決定をしたわけでありすが、その議論のさなかにも、こういう公共事業を起した場合は波及効果、開発利益を含めて議論が出ました。ただ、こういった開発利益というのは確かに存在いたしますが、なかなか計算、計算しにくいものであります。それがつかまえていくということ、その認識だけは共通して持ったわけでございますけれども、これから十二月末までに財源を含めましてそうした問題について議論することになっておりますので、その決定を受けまして、運輸省としても適切に処置していきたいと思ひている次第でございます。

○安倍善委員 私がこの問題を持ち出しましたものは、土地の価格というのとは一種の公共事業の関数というか、公共事業があるところに必ずその上昇がある。これを考えないで、単に公共事業はいい、いいということだけであるのはおかしい。もともと公共事業の受益者と負担者が同一であるときに初めて公平が保たれる。ところが、公共事業の原資がすべてサラリーマンの税金であれば、サラリーマンの犠牲において一部の土地所有者がいっぱい利得をする。例えば軽井沢あたりは非常に富裕のお金持ち連中が多いわけですが、そういったのがサラリーマンの二千億の経費でもって、自分の土地は上がるわ、便利になるわと、これは軽井沢を血祭りに挙げたわけでございますけれども、いずれにしろそういったことは必ず起る。でありますから、公共事業が富の配分を逆にゆがめている要素があるのではないか。負担者と受益者とが一致している場合には、これはゆがめる

ことにならない。ところが、日本の場合には公共事業が多い。それが一つ一つが富の配分をゆがめている。しかもその原資がサラリーマンである。この点について私は、不公平税制の先の問題として、富の配分の問題としてまず取り上げなければいかぬと思ひつゝいます。この点総理大臣、どうお考えでいらつしやいますか。

○竹下内閣総理大臣 土地の問題でございますが、私も、税制調査会というものは内閣総理大臣の諮問機関であつて、地方税も国税も議論するわけでございますから、そこへ踏み込むということが、これはできないと初めからかかつておるわけではもちろんございせん。ただ、固定資産税というのは、これは都市計画税もそうでございますが、本当に今やいわば地方財源の大きな柱となつておるという位置づけはもとよりございす。しかし、私自身いつも考えますのは、いわゆる未実現の利益に対する課税というものは、それは確かに担保価値が出てくるとか、あるいはまた精神的にリッチになつたという富裕感が生ずるとかという問題もございす。それから、今おっしゃつたように、株式は仮に売買するならば一つの知能労働をして、知恵を出して行かう、土地の場合は、そこへ道路がつけば、いわば自己の努力なくして上がつていくんじゃないか、だからそれに対してもっと着目すべきだ、こういう御意見もわかりますけれども、未実現の利益というものを対してそれを所得と、いわば未実現の所得というものを所得として見ることはできない。

それからもう一つは、消費というものは、まさに所得ではなくして、所得というのがある意味において応能主義であるならば、応益に対する、利益に應じたものというふうに割り切つて私は考えることにしております。

○安倍善委員 私が今申し上げておりますのは、未実現の利益と申しますけれども、結局 保有に ついての税というのは一種の間接税みたいなものでありまして、要するに所得が出て課するといふよ

りは、便利のいいところを占めておるとか、そのためにはいろいろ公共施設を要するとか、そういった意味の消費に着目して課税すると同様の意味で、土地保有あるいは不動産所有に依つて考える税でございます。それをあくまで未実現と見るか見ないか。未実現であれば課さないというのは所得税の概念でございます。むしろ保有税の概念は間接税に近い概念でございます。この点を私は言つておるわけでございます。いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 ある意味において、ここに住居を構へ、あるいはここに企業をすることによつていふゆる利益を得ておるといふ応益的な考え方であるかと思つております。したがつて、まさに地方税としての大きな柱に例へば固定資産税などはなつておるのではないか。だからそれらを総合して見ていかなければならぬ問題。もとよりもう一つは、百も御承知のとおりでございますが、いわば装置産業等の問題もあるにいたしましても、そういうふうな考えております。

○安倍善委員 もちろん固定資産税が大きな地方の財源になつておることはわかつております。しかし、一日一兆円の伸びで伸びておる土地所有、しかもこれをそのまま置つて置いておけば、メカロポリスに集中するだけの財源になるわけです。メカロポリスについてはいろいろ問題があると思ひますけれども、やはりこれだけ伸びていく土地について、それぞれの地方自治といふことだけで考えていっていいのかどうかということが言えると思ひます。

現在の土地の上昇、必ずしも限られた供給と非常に強い需要と、いささか膨れた数字であることは私は考えております。しかし、いずれにいたしましても、いふゆる消費税とかいろいろ逆進的な税を論議するときに、それでは資産についてどうするんだ。資産について、これは単に地方財源だけだということで、そうすると地方財源になつておけばメカロポリスがそれだけいわば優遇される。それでいいんだらうか。これから五年、十年を考えたときに、国の財政と地方財政、それぞれの財源配分といふことをよく考えていくべきではないかと思ひます。この点大蔵大臣と総理の御見解を承りたい。

○宮澤國務大臣 この問題は古くて新しい問題でございます。いつの時期かにやはりそういうことを考えなければならぬが、殊にこのようにいろいろな各財産の間で価格の変動がございすこと、財源問題がそれだけ緊急になつてくるということはそのとおりだと思ひます。これはやはり大事件な問題でございますから、検討していかなければならないと思つております。

○竹下内閣総理大臣 大蔵大臣からお答えがあつたとおりでございますが、あくまでも国と地方は車の両輪として、一方、可能な限りの自主財源といふものを持ちたいという要請は当然ございす。しかし、税源そのものがこのように跛行性があります段階において、平衡交付金制度があり、そして交付税制度といふことに進歩してきておる。だから、やはりそれは全体としてどうとらえるかといふところであらうと思ひますので、御意見の趣旨、私にも理解できますし、大蔵大臣からお答えがありましたように、検討すべき課題だといふ問題意識は持つております。

○安倍善委員 保有税を検討するときに、例えばこの土地はこれしか使わせない、容積率が非常に低いといふような場合には、土地の用途を制限しながら税が重くなるという可能性があるわけですから、私はやみくもにただ保有税を上げると言つて

いるわけではないのです。これは保有税を上げていけば、むしろ法人住民税なりあるいは個人住民税を下げていくことも考えられる。そこで、やはり容積率とタイアップして一緒に考えていかなければ、これは収益性のない土地に重税を課することになる。私の理解は、現在、例えばメガロポリスにおける容積率の変更あるいは土地の区分、住居区分とかあるいは商業地区の区分、これは例えば東京であれば各区からの申請により、それを東京都が認め、それを建設大臣が認めるというぐあいになっていてと理解しておりますけれども、いかがでございますか。その方法でこれからのいのでございましょうか。建設大臣のお考えを承りたいと思います。

○越智国務大臣 そのとおりであります。今この用途区分の変更とかあるいは高さ制限の問題等、各地方公共団体に指導をいたしております。ただ、その地域で民主主義が徹底いたしまして、何人かの反対があるとなかなかできない、これが実情であります。お話を点はそのとおりな仕組みになっております。

○安倍(基)委員 この税と関連いたしました容積率の問題も考えねばならぬ。これをこれから地方にそのまま任せておくのか、あるいは国が一步踏み込むのか、これは非常に重大な問題でございまして、これはいろいろ消費税論議の前提としての不公平税制、土地問題の大きなポイントではないか。でございますから、国と地方とのいわば財源問題をどうするんだ、それとともにそういう指導という権限と申しますか、国土庁も含めた意味の考えでございまして、その辺をやはり考えていかないとこの土地問題、土地における不公平は解消しないのじゃないかと思ひます。いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 それがまさに前の段階でございまして、国土庁長官からお答えがございましたように、両院にできました土地問題委員会等で、私も拝見させていただきました貴党から出された土地基本法というものがございました。した

がって、今のような問題をも含めて、公共的利用のあり方とかあるいは社会への還元をどうするかとかというような問題を議論していこうというのが、今度の懇談会ができました一つの要因であるというふうに私は考えております。

○安倍(基)委員 いずれにいたしましても、最近土地価格の上昇で非常に相続税の問題が起つております。法人には相続税というものがなじやないか。考え方によりますと、むしろ保有税を引き上げておいて相続税あるいは譲渡税を軽減する。となれば、いわば保有税を引き上げること、需要に対してこれだけのコストが要するという必要抑制の効果がある。逆に譲渡税の方については、軽減すれば供給促進の効果もある。何も追いついてくるというのじゃなくてですね。しかも高度利用ができる。そういう意味で、これだけの土地問題の日本において、いわば土地保有税あるいはそれに代る国と地方との財源調整、特にメガロポリスについては考えるべきだと思っております。最後にこの問題についての総理大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 確かにそうした問題もいろいろ議論された結果と申しますか、国土庁において懇談会をつくって結論を急ごうじゃないか、こういうことになったではないかというふうに私は理解をしております。次の問題に移ります。

○安倍(基)委員 次の問題に移ります。我々には不公平税制の是正を中心としての論議をするわけでございまして、最近非常にリクルートの問題が焦点になっております。リクルートの問題というのは、いろいろ法案を提出する当事者が、一体そういう資格があるのかどうかというこの倫理の問題を中心にしていっていると思ひます。やはり見逃されたもう一つの倫理があるのではないかと私は考えるのです。

これは去年、売上税のときに中曽根さんがうそをついたということで非常にけんけんがくがくになりました。公約違反ではないか。ことしはすっかりその話が忘れられてきた。しかし、私はやはり倫理問題というものが基本的にあるのではないかと申しますのは、政治家の一番の倫理は何だろう。私は大蔵の出身でございまして、同僚あるいは後輩から、どうか審議を進めてこの論議をあれしてくれ、上げてくれと頼まれております。官僚の倫理、倫理はまさにそのとおりです。国のためを思って彼らが一生懸命考えているのは私もわかりました。ただ政治家は、まずリクルートがいけないとか李下に冠を正さずということとは別に、選挙のときにはつきりと選挙公報に書いてあり、あるいは誓約をしたりという関係が随分分るわけですね。

これは大勢の關係がおられますから、いささかスケープゴートにするのは気の毒なんですけれども、倫理を問題とする文部大臣は、一応「大型間接税反対」を公約とし、当選の後党内で強く主張する。「大型間接税反対議員連盟」の結成に協力し、積極的に参加する。「あるいは法務大臣は、公報の中に「大型間接税には反対します。」と書いてあるわけですね。もちろんそのころにおけるいろいろな情勢からいって、状況は変わっていると言われぬかもしれません。しかし、法の番人あるいは倫理の番人としての——私はこのお二人は、政治家の中ではどちらかといえば非常にまじめな方だと思っております。まじめでない政治家が随分おりますけれども、どちらかといえばまじめな方だと思ひます。個人的には非常に親しみを覚えていられるわけでございますけれども、ただし、やはりこうやって選挙民に約束したという倫理、これはリクルートで問題となつて、資格があるかないかと同じレベルで考えるべきではないのかかと私は思ひます。スケープゴートじゃないですけれども、ちょっとこのお二人に簡単に弁明を聞きたいと思ひます。

○中島国務大臣 せっかくのお尋ねでございまして。選挙公約のころと申しますと六十一一年の夏と思ひますが、私も記憶は定かに持っております。当時は、大型間接税のあり方についてはこれからという時期でございました。私どもの周辺では、

国民が反対をし、党員が反対をするような大型間接税と称するようなものの導入は考えないという当時の自民党総裁のお言葉もあつた時期でございまして、その趣旨に沿つて私も約束を申し上げた、そういう記憶は鮮明にございまして。

ただ、その後時系列的にいろいろな論議がございました。そして、党内におきましても正式な手続におきまして論議がなされ、また売上税の問題、そして今それを含めまして御提案を申し上げておりますのは、国民各層により御理解いただけるものということで御提案を申し上げておるわけでございます。

また、文部大臣といたしてつけ加えるならば、今回の場合には基本的には非課税を設けないという中から、政治的な配慮で一条学校その他につきまして配慮、打ち合わせをいたしました上で御提案をいたしておるところでございまして、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。こう思っております。

○林田国務大臣 私、この公約を書きますときにはよほど注意して書いたつもりなんです、まづ前提として「国民の理解と信頼の上に立つ」税制改革を行い、その際に「大型間接税には反対します。」というように申し上げて、特に「には」を強調しておるのではありません。したがって、大型でない間接税には反対するということではないのであります。今回の消費税の法案であります、まさに大型間接税には該当しないもの、かように考えておられて、公約には反しないのじゃないかと存じておるところでございまして。

○安倍(基)委員 今現在まだ何も大型間接税を審議してはいるわけではないのです。私は倫理を取り上げていっているのです。いいですか。私はお二人をまじめな方だと思っておりますけれども、いわば選挙のときにこう言ったことは非常に重たいと思うのです。その後情勢が変わつたとかないとかいうことは、それは弁明にすぎないわけですね、本当のところ。

私は実は名前は挙げませんが、こういうことを書いています、やはりアンケートの中で。

政党政治の基本は新たな課税負担を国民に求めます場合は、明らかに負担方式を国民に提示をいたしまして、それで審判を仰ぐということになければなりません。でありますから、今回の選挙に、この大型間接税について提案いたしておりません。提案いたしております問題を安定多数を得たからといって、これを付加するということとは出来ません。これは政党政治の自殺行為でございます。したがって、結論的に言つてこのことは断じてありません。

こういうことを答へられている方もおります。私は、政治の倫理、状況が変わつたからということとは弁明にならないと思うのです。在任期間中はやはりその公約に縛られるのではない。リクルート、リクルートというのは非常に大きな問題であります。これは一つの倫理であります。しかし、政治家の倫理というのはまたもう一つ別にあるのじゃないか。両方ともやはり倫理ではないのか。私は、役所の連中がこれを通してこれという気持ちにはわかります。しかし、政治家としての倫理というのはここにあらぬのではないかと私は考えるのです。

これはイギリスの例を言いますと、憲法上の法律という論議がございます。いわばマンデートの原理、これは一つの学説でございますけれども、議員は選挙民から一つのマンデートを与えられ、そのマンデートを使い切ったときには新たに選挙民のいわば意思を聞くというのがマンデートの原則です。

この場合、自民党の半数以上の人がやりませんというマンデートを持って当選された。それは私は任期中は拘束するのではないかな。我々は全権を与えられたのであるのかどうか、白紙委任を与えられたのであるのかどうか。もちろんこの公約を出さなくても当選された方もおられますし、多くの方はそうかもしれせん。しかし、私はこの公約というものは、やはりリクルートの倫理と

同様の重みを持って考えるべきなんじゃないか、政治家の倫理として。この点、総理、つじ立ちをして訴える、それで新しい案をつくらせてつじ立ちをして、長い間かけて——確かに選挙の短期間に非常に感情的になることもある。でありますから、選挙をするときもまたつじ立ちされるのじゃないかというのを心配している人もいます。しかし、本当にいい税法案であれば、あるいは説得を十分すれば、それは私はいち立ちをする意味があるだろう。この法案がいいか悪いか、私は今の法案をまだ論議しているわけではないわけでございますけれども、しかし最後の国民の審判というのをどう考えるのか。

私がアメリカで若いころを過ごしたころに、ある町の話がございました。いわば新しい発電所を税金を払つてつくるか、今までの発電所で我慢するか、けんけんがくがく分かれまして、最終的に古い発電所で我慢しよう。その結果が本場に横から見て正しかったか正しくないか。あるいは先見性を持った人間にとっては、新しい発電所をつくった方がよかったかもしれない。しかし最終的に民衆が、いわば市民がそう決定した。そこにやはり民主主義の原点があるのではないかな。この税制改革も、最後にはやはり審判を得ないままに施行するというのは問題ではないか。

アメリカというのはフエアというのを非常に大事にします。フエアかフエアか。やはりフエアの精神が、フエアの精神が民主主義の原点ではないかな。リクルート問題で倫理をいふ議論するのも大切である。それと同時にフエアかどうか、この点について私はもう一度、単に公約違反だということでは議論を全然しないという必要はない。やはりそれは議論が必要かもしれない。また、私はその点をもう一遍胸に手を当てて考え直す必要があるのではないかと思ひます。いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 いわゆるフエアであるべきだ、これは私は税制もフエアであるべきだというふうに思っております。したがって、選挙公約の

点についてお触れになっておりましたが、私自身の考え方を申し上げますと、昭和五十三年度の政府税制調査会の答申に基づいて、いわば国会で議論は十年以上なされてきた問題であるというふうに思っております。ただあの際、強い申ししますならば、大型というものの定義づけというものがありません。まさに選挙に突入したという感じは私自身も持つものでございます。

しかし、与えられた任期の中で国民のためにと、皆さんと同じようにだれもお思いになつてゐる。それが改善の策として考えられたものを、今の時期行方が最も適切だと判断したことに対して、現閣僚の皆さん方を含め、自民党として国民の信を問うことなく、国政の責任を全うして、いこうという考え方で思想統一をして臨んでおるわけでございます。

○安倍(基)委員 この問題は、またそういう不公平税制の話が終わり、リクルートの話が終わった後という議論をするかというときに、また改めてという議論になると思ひますけれども、この点は私はこれからはよく胸に手を当てながら考えるべき問題であると思ひます。

もう時間もございませぬけれども、せっかく外務大臣が来られたものですから、せっかく外務大臣が来られたものですから、総理がサミットに行かれる前に私が外務委員会に出まして、それでこういうことを言つたのです。この秋にいろいろ税制を論議されようとしているのです。ODA、余り気前のいいばらまきのことをやられては困りますよ、もしそれだったら大変なことになりますよ、いささかおどかしただけです。

というのは、私が申ししたのはこのODA、過去ドルがこの二、三年のうちに半減しているわけですね。でありますから、同じ円であつても、同じ円価値があつても実質は倍増しているわけですね。それで、援助を受けた国は、今まで十億円で一つの病院ができれば、今度は二つできるという状況なわけですね。でありますから非常に実質価値

がふえてゐる。これを次々とふやしていくということはむしろ不消化を生ずるだろう。確かに国際的義務を負わなくちゃいけない。それは十分わかつてゐる。国際的義務を負うというのはいろんな負い方がある。門戸開放のために、あるいは産業に對しての支援も要るかもしれない。あるいは戦略防衛のためにいろいろ要請があるかもしれない。そういうものを全部込みにして考えるべきじゃないか。過去の中曽根内閣は、防衛費がふえるとそれ以上にODAをふやす。タカ派的なイメージを和らげたいところだったと思ひます。

ところが、もしこういふ経費を安全のための保障と考えるならば、防衛費と競争してODAをふやすのもおかしい。むしろトータルの伸びが一定であつてもいいはずじゃないか。しかも本場に相手の国のために役に立っているかどうか。私は最近「エコノミスト」にその論文を載せまして、また読んでいただければいいと思ひますけれども、この日本がこれだけ債務を負つておる。このODA、例えばこれでいきますと大体これからの経費ですね、今約一兆円となりますと、一兆七千億くらいに五年後くらいにはなると言わざるを得ない。それだけの額、本場に今の相続税であつても一兆五千から二兆円ぐらいのものだ。それだけのものを海外に出すということは、よほどの慎重さを要しなくてはならない。単に国際的な責任を果たしているというだけでこれを考える、まあいささか胸を張るだけのためにやっている。おかしいのじゃないか。これが本場に外交交渉にいろいろ役立っているのか。ヤイターとのやりとりとか、そういうのに役立っているのか。役立っていないといえどもそれはないけれども、もっともこの問題は慎重にしなければいけません。

きょうは不公平税制の問題でございますけれども、行革、行革といつても一兆円規模の行革はなかなか難しいわけですね。この点国民の一人としてどうお考えになつてゐるのか、私はもう一度外務大臣と総理大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○宇野国務大臣 ODAに對しましては、いつも

安倍委員からいろいろと独特の御意見を伺ってあるわけでございます。論文も私も拝読させていただきました。ついこの間の八月十日にアジアの人口が三十億になって、今や全世界人口の六割を占めるという事態を招いておりますし、その三十億の中に世界のブナな人たちが八割いるというようなことであります。

申すまでもなく、ODAは南北間にある人道上の考慮、なおかつ相互依存、この精神に基づいてやるやうというのがODAの精神でございます。が、我々からいいますと、将来このままの情勢でやれば確かに安倍委員のおっしゃるやうに大変な事態でございましょうが、でき得べくんば今日のLDCを途上国にし、途上国は中進国になり、中進国は先進国になる、そのような気持ちを持って今日の経済大綱日本は世界のそうした発展に貢献をしなければならぬ、これが私たちの理念でございます。だから、いつも総理と国際会議に出ますと申し上げるのですが、経済大綱日本は決して軍事大綱になりません、だからそういう面で大いに貢献しましょう、こうした理念でやっておりますので、この点もひとつ御理解を賜りたいと思っております。

○竹下内閣総理大臣 中曽根内閣の昭和六十三年の九月の十八日だったと思っております、そのときが第三次中期目標、それから六十三年の六月十四日、これが第四次中期目標、こういうものを立てて今日に至っております。今おっしゃいましたように、消化率の悪いところとか、あるいは消化率の悪いところとか、いろいろ問題がございます。したがって、この量ももとよりでございますが、質的改善というのをやっております。質的改善というのを、いつも御鞭撻を受けながら考えておるところでございます。

が、しかし、今度のこの第四次中期目標を決めますときには、私も考えました。今我が国の負担がDAC諸国のトータルの一七・八%くらいに抑えておられるんじゃないかと思っております。このまま仮に他が伸びないでこちらが伸びていったとすれば、

ある時期に二五%に達するのじゃないかな。そうすると、まさにアメリカの国連分担比率ぐらいいくんだな。したがって、そうなった場合に、かつて今度は経済侵略とかあるいは輸出市場の拡大競争とか、そうとられてはいかぬから、なおのこと質的に配慮していかねばならぬ問題だというふうな問題意識を持っております。ただ、防衛費を横目に見ながら予算措置を行っていくという性格のものではなく、これはこれとしてやるべきものであるというふうに考えております。

○安倍(基)委員 もう時間もございませぬけれども、いずれにせよ我々の貴重な税金であるという意識を重々考えていただきたいと思います。

○海部委員(長代理) これにて安倍基雄君の質疑は終了いたしました。

次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 けさから当委員会の質疑でも、キャピタルゲイン問題あるいは仮名取引の問題が出ておりました。

そこで、私はまず証券局長にお聞きしたいのですが、一つは、仮名取引とはどういう取引なのかというところ、もう一つは、ここに証券局長通達、それからそれを受けての日本証券業協会会長の通知がありますけれども、この中で仮名取引の絶滅を期されるやうと、こういう言葉があります。どういうわけで絶滅する必要があるのか、この二点をお伺いしたいと思います。

○角谷政府委員 仮名取引といふのは本人名義以外の取引、具体的には他人名義あるいは他人の名義を借りての取引、そういうものを申し上げているわけでございます。

それから、私も出しました証券業協会等に對します通達でございますが、これは広く世の中一般に仮名あるいは借名という事実があることは事実でございますけれども、それを直接的に禁止するというのは、これは証券だけというわけにはまいりません、いろいろ難しい事情がございます。

す。ただ、証券会社を通じて、これは証券会社に對する行為規制という形で、仮名あるいは借名の自衛あるいは禁止をこちらが通達したわけでございますけれども、その趣旨は、要は仮名ないし借名というものが、場合によっては証券会社の従業員によって行われるいわゆる手張り等が行われることの原因になりかねない、あるいはインサイダー取引でございましてとか脱税でございましてとか、そういったことが証券会社の仮名あるいは借名といたこととして行われる。そういうことは、要は証券会社の内部管理体制あるいは財務体質に悪影響を及ぼすおそれがあるだけではなくて、やはり証券市場の健全な発展という観点から見ますと、是正すべきである、こういった趣旨に基づきまして、証券会社に対する行為としてこれを規制するといったことにいたしました。

○矢島委員 そこで大蔵大臣にお聞きいたしますが、大臣のこれまでの国会答弁によりますと、河合氏が取引をしたということになっていて、河合氏は取引をしたと思いませんけれども、宮澤名義で買つて、そして服部名義で売つた、こういうことでございましてか。

○宮澤國務大臣 これは先週申し上げたことで戻しておきますけれども、私の名義で買つた、そして売却をいたしますとき、代金は河合氏が服部名義の口座を開いたしましてそれに入金をした、こういうふうな聞いております。

○矢島委員 買ったときも売ったときも本人以外の名義で取引がされた、このことは事実ですね。そこで、証券局長通達がありまして、売つたときも証券会社を通じて売っており、売買報告書も証券会社から送られてくる。この名義が本人、この場合は河合氏ですが、以外であつて仮名取引だ、こういうことで、この局長通達違反ではないのか。そういうことに大蔵大臣が関係するところの点いかがでしよう。

○宮澤國務大臣 前にも証券局長が御説明を申し上げたと存じますが、この通達は、証券会社

社に對しまして、その対象となる仮名取引あるいは借名取引と申しますのは、証券会社に設けられた本人名義でない名義による口座による取引というふうな承知をいたしております。

今回リクルートコスモス株式の売買は、これは店頭登録前でございまして、したがって相對の取引でございまして、証券会社を通じて行われておりまして、通達は、そういうことについて通達の対象とはなっていないということとして承知しております。

○矢島委員 売り買いともに店頭登録前に行われた、こういうことでございましてか。

○角谷政府委員 買入行為は店頭登録前でございまして、これは証券会社を通じて取引でございまして、仮名あるいは借名という問題の通達対象ではございません。

それでは売つたときはどうかということでございますが、ただいま大臣のお話によりますと、河合さんが実際の所有者である、それを服部さんの名前で作つたということになりますと、これはいわゆる仮名取引ということには該当するだらうと思ひます。

ただ、ではこれが通達の禁止している行為かどうかということでございますが、先ほど御説明申し上げましたやうに、この行為は証券会社に対する行為規制という形でかけているわけでございます。投資家が本人名義以外の名義で取引を行うということは決して望ましいことではございませぬけれども、通達で対象にしておりますのは、証券会社がいふた行為を知りながら、これに加担するといった行為をいふば自衛するあるいは禁止するということと終わっているわけでございます。そういうふうな意味では、私どもの通達の対象になる意味での証券会社の通達違反という事実はないということでございます。

○矢島委員 そこが重大な問題なんです。今、売つたときは証券会社を通じて仮名で取引がされたところ、買ったときの問題ですけれども、宮

澤名義で買ったわけですが、いわゆる相対取引だから違反ではない、証券会社への通達である、こういうことに答弁はなるわけですが、相対取引ならこれは仮名でどんでんやうてよいということですか。証券局長、重大な問題なんです。

○角谷政府委員 仮名あるいは借名ということ、実は株式の取引以外にも実際の経済取引でいろいろ行われていることは事実でございます。例えば民法とか商法では、名義貸しとか名板貸しとかそういうことに對する規定を設けて、その法律関係がどちらに帰属するかとか、私は法律の専門家じゃありませんので法務省の方があるいはいかもしませんが、そういう事実がある。そういうことを前提としていろいろ法律規制がなされている。それが望ましいか望ましくないかということは別といたしまして、一般に投資家に対してはそういう実態がある以上、すべて仮名あるいは借名を一般の取引についてまで禁止することとはなかなか難しいし、あるいはそういうことを行いまして、証券行政の立場からいいますとなかなか実効は期したいという問題があるわけでございます。

そういう点から、私どもの通達は、証券会社に対する行為の規制という形で、証券会社を指導するという形を通じて、仮名あるいは借名取引について自衛あるいは禁止を求めたということでございます。直接的には投資家サイドの取引にこの効果が及ぶというものではないということでございます。

○矢島委員 極めてごまかしの答弁なんだ。通達によりまして、こういう仮名取引や借名取引について、なるほどあて先は日本証券業協会会長であるけれども、顧客の行う仮名取引の問題として通達が出ているわけですか。しかも、これを受けて出されたところの証券業協会の会長からの通知では、そこにいる営業員の問題と同時に、営業員の問題が一番多く書かれております。内容としては証券会社に出した通知ですから、しかし、顧客に対しての仮名やあるいは借名取引、こういうもの

も自衛すべきだという精神になっているのじゃないですか。

○角谷政府委員 別にごまかしているとか何とかというわけではございません。もともと私も証券行政の立場から、証券会社を監督する立場でこの通達を出しているわけでございます。したがって、私どもは証券会社に対する行為規制であると考えているわけでございます。当然のことながら、証券会社といたしましては、そういう仮名あるいは借名が行われること自身が自分たちの利益になりませんし、あるいは証券市場の健全な発展にとつての利益にもならないといったことから、お客にもそういうことのないように要請してもらうということは当然でございますが、今問題になっておりますのは、では証券会社が積極的にかこれに加担した形で仮名あるいは借名を行ったかといふことです。そういうふうな意味での証券会社の通達違反という事実はないだろう、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○矢島委員 私、納得いたしませんけれども、私はこの通達の精神というのは、一般顧客について仮名取引をしてはならないということにある、このように思っています。

そこで、四十八年二月二十八日、衆議院の大蔵委員会での決議がここにあります。その決議は、「無記名もしくは架空名義による有価証券取引を排除するよう一層努力すべきである。」このように書かれてあるわけでありまして。こういう決議がなされたわけでありまして。これは内容からして、証券会社はもちろんのこと、取引に参加する顧客も含めて仮名取引を排除するよう決議したものだ、こういうことで理解できると思うのです。

大臣の今度のことについては、まさしく局長の通達だとか大蔵委員会での決議、こういうものをないがしろにするものだと思ふのです。これら通達とかあるいはこの決議、こういうものを進めていかなければならぬ立場にあるのが大蔵大臣だと思ふのです。ですから、うかつだったというふうなことでは済まされない問題だと思ふので

す。大臣としてその責任をとるべきだと思うのですが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 決議の解釈についてはよくはつきりいたしておりませんが、通達に違反したというふうなことはないつもりでございます。

○矢島委員 決議に対してはつきりしない、こういうことですから、私が先ほど説き上げた四十八年二月二十八日衆議院大蔵委員会、その内容を後でぜひ見ておいて、これに對するあなたの責任というものを明確にしてみたい。

そこで、もう一つ重大な問題があるわけなんです。売った側、リクルートであるかドック・ベストであるか、いずれにしてもこの売った側は、仮名氏に株を売った。こういう通達やいろいろ出ているわけですから、あくまでも仮名で本人が買いに来たといふことではないことを前提にして売ったわけですね、株を売った側は。ところが、そのときの名義が実は宮澤大蔵大臣だったといふことがあのリストの中で明らかになった。つまり、河合氏は売り手側をだまして不当な利益を得たことになる。そうなりますと刑法の二百四十六条による詐欺行為、こういうことになるわけなんです。

そこで、大蔵大臣は、いろいろと言われておりますけれども、この河合氏が行った詐欺行為をいわば手伝ったといふことになる。いわば共犯者といふ立場にあると言われても仕方がないんじゃないか。この点はどうですか。

○宮澤國務大臣 それは全くどうも思わないことでございます。

○矢島委員 少なくとも河合氏はあなたの名前を使って、相手側に、売り手側に重大なうそを言つて、そして株を取得する、それを売ることによつて利益を得た。しかもそのときに使った名前が宮澤大蔵大臣だった。ですから、あなたはそれのときにそれを承諾したかどうか、あるいはその問題がまだありますけれども、必然的に河合氏が行った詐欺行為に對して協力した、こういうことについてはどうですか。

○宮澤國務大臣 全くそういう意図はございませんでした。

○矢島委員 意図とかそういう問題じゃないのです。あるいは意図がなかったと思ひましよう。意図はなかったとしても、結果としてそういう今日の状態になったといふことはお手伝いをしたことにならないか、こういうことなんですか。

○宮澤國務大臣 そのような意思を全く私は持っておりませんでした。

○矢島委員 そういう点で私、今いろいろ言われても極めて不明確な状況で来ているわけなので、委員長にぜひお願いしたいのですが、本委員会での疑惑を解明するために我が党が江副前リクルート会長を初め二十三名の証人喚問を要求しているわけですが、改めて委員長にこのことを要求したいと思ひます。

○海部委員長代理 後刻理事会で相談をいたします。

○矢島委員 不公平税制の問題に移ります。不公平税制の是正というのを言う場合に、私はまず何といひましても大企業に対する特権的な減免税、この問題を是正しなければならぬ、こういうふうな思ひます。この点では、先日我が党の工藤元委員が外国税額控除の問題あるいは移転価格税制の問題、それから引当金や準備金、こういう問題について質問をしたわけですが、私はこの引当金の問題について別の角度からお聞きしたいと思ひます。

そこで、大蔵大臣にお聞きしたいのですが、我が国の税法上の引当金といたしましては、貸倒引当金だとか賞与引当金、退職給付引当金あるいは返品調整のための引当金、それからあと一つは、特別修繕引当金と製品保証等引当金、以上六つあると思ひます。これについて六十一年度の十月に税制調査会が税制の抜本的見直しについての答申を出しておりますけれども、これによりまして、「利用実態等を踏まえ、厳しい見直しを行つていく必要がある」といふまでもない。このように述べております。この答申が全く生かされよ

うとしていないと思うのですが、大蔵大臣、この点はいかがでしょうか。

○官渡國務大臣 これらは大企業を有利にするためにある優遇策とは私ども考えておりませんで、御承知のように法人の場合、費用と収益とが対応をいたしますが、その費用を期間の間で適正に配分をしておく必要があるという考え方が引当金であり、準備金であるわけでございますので、これはいづれ課税の対象になるものでございます。したがって、それを優遇策とは私ども考えておりませんけれども、ただ、引当金にしましては準備金にいたしまして、実態というものを、ある程度年月をかけておるとわかるものでございまして、それを余り離れるようなことはどうであろうか。なるべく実態に即していくべきだというのがその答申の趣旨であらうと存じます。それは私どももそう思っております。

○矢島委員 大体いつもお答えになるような答弁の繰返しでございますが、少し具体的にお聞きしたいと思ひます。

我が国の貸倒引当金についてお聞きしたいのですが、この貸倒引当金制度について今日まで改めていない。この合理的な理由を御説明いただきたいと思うのです。

○水野（勝）政府委員 引当金につきましては、随時その利用状況に応じて見直しを行つていくところでございますが、特に貸倒引当金につきましては、当初千分の十五でございました。これを千分の十二、千分の十、千分の八、千分の五、千分の三と、昭和四十七年度改正以来五回にわたりまして引き下げてまいりまして、当時の水準の五分の一にまで引き下げたところでございます。今後ともその利用実態等に応じて見直しを行つてまいる所存でございます。

○矢島委員 それならば、今日日本で行われているこの貸倒引当金制度、この制度は諸外国にあるのでしょうか。アメリカではいかがでしょうか、お聞きしたい。

○水野（勝）政府委員 アメリカにおきましては、

総資産五億ドル以下の銀行につきましては、法定率による繰り入れと申しますか引き当てでございます。それから西ドイツ、フランス等におきましてこうしたものが制度化されてございます。イギリスにおきましては、これは個別の債権債務につきまして具体的に判定して、処理することとなっているようでございます。

○矢島委員 私がアメリカを聞きまして、西ドイツ、フランス、イギリスまでお話ししたいたのですが、制度はあるということですが、その内容をもう少し詳しく説明していただけますか。

○水野（勝）政府委員 アメリカにおきましては、総資産五億ドル以下の銀行につきまして概算繰り入れがあるようでございます。その概算繰り入れ率は、八七年までは法定繰り入れ率、八八年以降は実績値と申しますか経験値と申しますか、それによりまして繰り入れ率のようでございます。

○矢島委員 アメリカにおいても八七年一月一日以降変わりましたね。いわゆる直接償却方式、つまり回収不能または無価値になった時点で一部を償却する方法に変わつていく。それから西ドイツ、フランスそのほかについても、日本と同じかどうかという点についてお聞きしたのでありますけれども、全部日本のは違ひますね。やはりそこに原則として個々の債権の評価は個別に検討される。回収不能額については直接損益の勘定で償却され、損益算入は可能であるけれども、実際に簡単に償却することはできないんだ。しかも、いわゆる日本で行われているような法定繰り入れ率というのを認めていない。この法定繰り入れ率を認めている国は、今おっしゃられた国の中であるのですか。

○水野（勝）政府委員 ただいま申し上げました西ドイツ、フランス、こうした国につきましても、御指摘のように、個別の債権に応じて具体的に判定をするというのが原則のようでございますが、金融機関につきましては、特例的に概算繰り入れ率が認められているようでございます。

ただ、その場合におきましても、ドイツにおきましては、金融機関、日本流に申しますと金融保険業につきまして一括一本の引き当て率と申すことではございませんで、それぞれの債権の種類によりましてその率は異なるようでございます。ただ、債権の種類によって異なりますけれども、概算繰り入れ率で処理はできるということのようでございます。

フランスも同様でございますが、個別の債権につきまして具体的に判定することが原則でございますが、金融機関につきましては千分の五の法定繰り入れ率が特例的に認められているようでございます。

○矢島委員 総理にお聞きしたいのですが、今主税局長の答弁の中にもありましたとおり、この貸倒引当金という問題については、我が国のように法定繰り入れ率で積み立てていくというところはないわけなんです。いろいろな条件がそれぞれついておられます。この法定繰り入れ率を認める我が国のこのやり方ということが、これら諸外国に比べて極めて甘い制度になつていくということについてはいかがかという点と、それから抜本的税制改革ということを言われているわけですが、こういうところこそメスを入れるべきではないだろうか。政府はかねがね法人税の国際化、こういうことを言っておられる。諸外国の例をよく学んでこの部分について見直されるべきだと思うのですが、総理、いかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる引当金制度自体の問題につきましては、費用を適正に期間に配分するなどの見地から、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられた制度である。しかしながら、いろいろ議論がございまして、課税ベースを拡大の見地から見直しの必要があるということも言われておられる。しかもその上に、今おっしゃいました国際化時代ではないか。ただ貸倒引当金につきましては、私自身も国際会議で議論をしたことがございますが、実態としての扱いとしては、日本の制度にむしろ合理性があるんじゃないかという議論も確かにありましたことだけ御紹介しておきます。

○矢島委員 そういふ意見があったということですが、例えばここに予算委員会に提出された業種別の貸倒引当金の法定繰り入れ率と、それから実際に貸し倒れが起つた実績率という表があるのですが、いずれも法定繰り入れ率と比べたら貸し倒れ実績率が極めて低くなつていくわけですね。例えば金融機関、盛んに水野主税局長言われたのですが、金融機関の場合をちょっと例にとつて言いますと、法定繰り入れ率は千分の三ということですが、実際に貸し倒れによつたところの実績率と申すことになるかと申すのです。約三分の一になつていくと思ひます。

私、全国都市銀行十三銀行について調べてみたわけなんです。それによりますと、貸出金の残高は百五十二兆三千四百億円でございまして、これに對して貸倒引当金は、有税分を含めまして一兆四千四百億円でございまして、このうち無税分だけを取り出して計算してみます。貸付金残高の〇・三％ということで計算するわけですが、四千五百七十億円になる。ところが、実際に貸し倒れによつた実績ということになると百五十億円でございまして、結局、貸倒引当金の無税額の約三％、これにすぎないわけですね。つまり、実際の無税分の貸倒引当金四千五百七十億円から実際に貸し倒れによつて使われた部分百五十億円を引きますと四千四百二十億円、これがまさに無税で内部留保されている。

先ほど総理は、我が国の貸倒引当金は合理的だ、こういうふうな言ひもあるというお話でしたけれども、こういう多額の内部留保が実績面とそれから積立分とを比較したとき出てくるわけですね。極めて不合理であり不公平税制ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○水野（勝）政府委員 金融保険業につきましては、貸し倒れの実績と法定繰り入れ率との差は、御指摘のように三倍程度のようでございます。これはほかの業種の繰り入れ率につきましても大体二倍

から四倍の間で、この間の実績との対比率という  
のはおおむね業種ごとにバランスはとれておるか  
と思ひます。ただ、三倍前後になつてゐるという  
点につきましては、評価をどう見るかという点は、  
いろいろお考えはあらうかと思ひます。この点に  
ついては、場合によりましてはこれを数倍上回  
る貸し倒れの発生もあるわけではございませんで、  
現時点におきましては、こうした実績率とのバラ  
ンス程度が適当ではないかと思ひます。

もう一つ、貸し倒れの実績となりますと、それ  
ぞれの金融機関としては、その分を完全に放棄す  
ることとして、それを相手方にも通知するわけ  
でございます。その点はかなり各金融機関にお  
きましてはシビアに扱つており、また税法上の貸  
し倒れの認定というのかなり厳しいところでは  
ないかと、その点につきましてはよく問題に  
はなるところでございます。

○矢島委員 貸し倒れの実績率に対しての現在の  
法定繰り入れ率がバランス上適当だといふ今の御  
答弁には、私は承服しかねます。納得しかねま  
す。

一応総理にお聞きしたいのですが、この貸倒引  
当金というのは、債権がふえるほどの金額もふ  
えることになるわけですか。そうすると、成長の著  
しい企業、こういう企業は一層この資金を豊富に  
してやると、今度は逆に、債権が少なくて衰退  
傾向の企業というのは、前年分の貸倒引当金とそ  
れから本年分の差額が利益になつて、そしてそれ  
が課税される。つまり増税になるわけですね。す  
ると、ますます自己資金を失つていくことにな  
る。私も、この貸倒引当金の繰り入れ率を、経  
過期間五年として二分の一に圧縮するようにした  
らどうかというのを主張しております。こうい  
う大企業に対する貸倒引当金についての実際調査  
というものをぜひやっていたく、そして諸外国  
の例も考慮に入れて、直ちに抜本的な正を行つ  
ていくべきだと私は思ひますが、総理、いかがで  
しょうか。

○竹下内閣総理大臣 あるいは専門的な分野につ  
きましては、専門家の口をかりなければ私も正確  
な答えをするわけにはまいりませんが、従来の  
いわゆる各種引当金制度というものが、そして将  
来の課題として、それが法人税の増収につな  
がって今日来ておるということ。それから一つ  
は、金融機関の問題につきましては、主として私  
が先ほど申しましたのはサウンドバンキング、い  
わゆる健全経営という面から、その制度が果たし  
てきた役割という面から、その評価されたとい  
う意味において申し上げたわけでございます。

したがって、各種引当金、なかんずく貸倒引当  
金等の引き当てる率の問題が現実問題としてこうな  
つておるからという点について、直ちにここ  
で、それは検討をいたしましたしと申しますより  
も、絶えずそうした問題は検討の対象にしておく  
べき課題だというように申し上げた方が適切かと  
思ひます。

○矢島委員 検討をされ、なおかつそれを是正し  
ていくという方向を強く要求するわけですか。  
次に、退職給与引当金の問題についてお聞きし  
たいと思ひます。

退職給与引当金の繰入限度額は通常、全従業員  
が一度に退職した場合に必要な退職金総額の四〇  
％だといふふうに理解しておりますが、こういう  
退職給与引当金制度というのが外国にあるのかど  
うか。先ほどの貸倒引当金のとく同様、アメリ  
カ、イギリス、西ドイツ、フランスあたりにつ  
いてお聞かせいただきたい。

○水野(勝)政府委員 これは退職給与引当金とい  
う制度その以前の問題として、一体退職金制度と  
いったものが諸外国でどういふふうになつてい  
るかといふことと大きく関連をするわけではないか  
と思ひます。

諸外国におきましては、退職金という一時金的  
な制度というものは余り一般的ではないようで  
ございます。しかし退職年金といったもの、こうし  
たものはあるようでございます。そうしたことを  
受けて、ドイツにおきましてはこの退職年金

につきます引当金があるようでございます。  
一方、アメリカにおきましてはやはり年金制度で  
ございまして、これは企業経理としての内部での  
引当金ということではなくて、むしろそうした退職  
年金制度に備へてのいわば外部拠出的なものの  
利用が一般的でございまして、そうしたものは  
当然その時点で損金になるということございま  
す。

御質問につきましての端的な退職給与引当金と  
いったものは、我が国が一つの例でございま  
すが、退職年金につきましての引当金はドイツにあ  
るということでございます。

○矢島委員 雇用形態の違いなどがあるにして  
も、諸外国にない制度であることは今答弁のと  
りだと思ひます。実際にこの退職給与引当金の  
繰入限度額の四〇％に対して、積立金の残高に対  
する目的使用の実績は何％ぐらいになつてお  
りますか。

○水野(勝)政府委員 この点はまさに先ほどから  
総理もお答えいただいておりますように、経理の  
システムとして、とにかく現時点で働いておられ  
れば、その分の退職金につきましての債務を費用  
収益対応の原則で引き当てるということござい  
ますので、その年にやめた方と退職給与引当金と  
を対比して比較するといふことは、この制度の趣  
旨からいたしますといふか、なともかと思ひます。

ただ、実質的に、形式的にと申しますか、現実  
の引当金と現実の退職された方の金額といったもの  
の対比をいたすと、そこはいろいろなさざる  
な現象があるわけでございますが、一般的に先ほ  
ど御指摘のございましたような年々幾らかでも成  
長しつつある企業につきましては、当然のことな  
がら、支払い分というの引当金額を下回るのが  
通例のようでございます。

○矢島委員 退職給与引当金、いろいろと具体的  
な数値について御答弁がいただけないのです  
けれども、一応おおよそ目的使用実績というの、そ  
れぞれの企業によってそれはちろん違いがある

ということはおわかりいただけますけれども、平均しますと  
一〇％前後ではないんですか。そう理解してよろ  
しいですか。

○水野(勝)政府委員 連年いろいろな数字でござ  
いまして、おおむね一〇％から二〇％の間とい  
うのが実情のようでございます。

○矢島委員 総理にお聞きしたいんですが、残高  
ベースで見ますと貸倒引当金が約三兆円、それか  
ら退職給与引当金が約十兆円あります。貸倒引当  
金が約五兆円。この三つだけ合計いたしましたも  
約十八兆円あるわけですが、実績ベースでは、こ  
の何割かが実績ベースとなつてゐるとしても、圧  
倒的部分は大企業の内部留保ということでの内部  
資金になつてゐる。つまり、課税ベースというの  
を縮小してゐるんだ。これだけではない、先ほど  
の三つの十八兆円だけではない、六つの引当金、  
それから準備金になりますと、その数え方がいろ  
いろあるということですが、二十四、五あるんじや  
ないかと思ひます。特別償却制度になりますと、  
これまた国税庁の数え方でしても二十一ぐらいだ  
といふこと。これらが企業の大企業の課税ベースを  
著しく小さくしてゐるんじやないか。こんなにか  
くさんの引当金、準備金などを認めてゐる国はほ  
かにあるかどうか。

そして不公平税制の是正というならば、これら  
の制度に抜本的にメスを入れる。私が先ほど来質  
問いたしましたのは、貸倒引当金と退職給与引当  
金を例にとりましたけれども、そのほかにもた  
くさんの今申し上げたような引当金とか準備金が  
あるわけですが、こういうものにメスを入れると  
いうことこそ求められてゐるのではないで  
すか。その点について総理の御見解をお聞きした  
いと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 だから、結論からいいます  
と、課税ベースの拡大という見地から、これは絶  
えず見直しを行つていくべきものであるというこ  
とをお答えいたしましたとおりでございます。

○矢島委員 何回やっても同じ答弁しか戻つてま  
いりませんが、ここに元国税庁の職員であつた富

岡さんの「経済レポート」の中の論文があるんですけれども、この中で富岡さんは、これら引当金、準備金などのタックスシールドがあつて、日本の大企業の課税ベースはもとが二〇〇〇だとすると三〇〇〇ぐらになつてゐる、こう言つてゐるんですね。つまり、実効税率が五〇%だとしても、本来の課税ベースに照らしてみれば一五%ぐらゐにしかない、こういう論文を書かれてゐるわけです。

大蔵省は「タックスナウ」とかあるのは「フォト号外」、カラーの相当高いと思われような本を出してゐる。その中で、日本の法人税率は国際的に高い、力ある企業は法人税の安い他の国へ流出してしまうことも考えられる、こう盛んに宣伝してゐるわけですね。しかし、法人税を国際的に比較する場合に、表面税率だけで比べてよいものなのか、実質的負担を比べなければならぬのではないかと、私が今までずっと申し上げてまいりましたように、外国ではいろいろな損金算入というものを認めてゐない。日本の引当金や準備金などは、やはり整理していかなければならぬんじゃないか。また、企業が負担する社会保険料というものも加えて検討をすべきときにあるのではないかと。これらを考へていきますと、この「タックスナウ」やあるいは「フォト号外」で書かれてゐるような日本の法人税は高い高いという宣伝は偽りではないか。この点についてはいかがでしようか、総理大臣でも大蔵大臣でも。

○宮澤国務大臣 今我が国についての論文を御紹介なさいますと、私、その当否を存じませんが、しかし、アメリカなどはもっとひどかつたわけでございます。あれだけ税率を下げて法人税収がふえる、それはベースをそれだけ広くしたからだ。これは御存じのように大変にいろいろ免税があつたわけでございます。ですから、我が国だけではない、いろいろな比へてみませんと、それはちよつと言えないのだからと思ひます。

○矢島委員 先ほど来総理も、研究を常にやりながら見直すべきは見直すという方向で検討される

昭和六十三年十月二十九日印刷

ということですから、私はこの後、賞与引当金の問題と、それからとりわけ今問題になつております政治家のいわゆる政治資金集めのパーティーの問題について質問しようと思つたわけですが、残り時間が極めてわずかになつてしまつた。そういうことで、この「タックスナウ」というものについての内容で我が党がたびたび指摘したような偽りという問題、日本の法人税が高いというのももちろんその一つです。国民の税金を使つてこういう偽りの宣伝はやめるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○水野(勝)政府委員 ただいまの引当金のところでも申し述べましたように、これはそれぞれの背景となる制度が外国とも違う点もあるわけでございますので、それぞれのものを比較するということは、いろいろ技術的な面に問題があるわけでございます。そうした点も踏まえまして、極力正確な資料で各方面に御説明を申し上げてゐるわけでございますので、決して私どもが偽りの資料をもちましてPRしてゐるということとはございませんことを御理解願ひたいと思ひます。

○矢島委員 その点についてはこれから大いに論議していきたいと思ひますが、時間が参りました。

現在ある不公平税制の主たるものは、時間が極めて短いわけですが、私は、やはり大企業優遇税制というものだ。それに全く手をつけずに、お茶を濁すような政府のやり方に対して、国民は絶対にこれを納得しないと思ふのです。ですから、最悪の不公平税制である消費税を導入するというようなことはとんでもない、これが国民の多数の声であることを指摘いたしました。質問を終わります。

○海部委員長代理 これにて矢島恒夫君の質疑は終了いたしました。

次回は、明十八日火曜日午前九時三十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

昭和六十三年十月三十一日発行